

事業概要

令和 7 年度事業実績



足立区衛生部

目 次

I 総 説

1	足立保健所管内の状況	1
	(1) 足立保健所全域	1
	(2) 担当区域図	1
	(3) 担当区域	2
2	歳入歳出予算執行額	3
3	衛 生 統 計	4
	(1) 区で実施している主な衛生関係統計調査	4
	(2) 足立区の人口構成	5
	(3) 人口動態	6
	(4) 出生統計	7
	(5) 死亡統計	9
	(6) 死産統計	11
	(表) 主要死因分類	12

II 各 説

第1章 生活衛生

1	医 務	14
2	医療相談窓口	16
3	薬 事	17
4	毒 物 劇 物	19
5	有害物質を有する家庭用品	19
6	環 境 衛 生	20
7	受動喫煙防止	24
8	食 品 衛 生	25
9	動物愛護衛生	35
	(1) 狂犬病予防対策	35
	(2) 猫の不妊去勢手術費助成	36
	(3) 動物愛護相談支援窓口事業	37
	(4) 地域猫活動協力員事業	38
	(5) 普及啓発及び適正飼育指導	39
	(6) 化製場及び動物質原料の運搬等	40
	(7) カラス被害対策	41
	(8) ハクビシン・アライグマ対策	41

第2章 保健予防

10	母 子 保 健	42
	(1) 妊産婦支援(A S M A P)	43
	(2) 乳幼児健康診査	51
	(3) 乳幼児家庭訪問	62
	(4) 育児相談	64
	(5) 子どもの虐待防止	66
	(6) 乳幼児健康教育・自主グループ	67

	(7)小児医療費助成	70
	(8)特定不妊治療費助成	71
11	感 染 症 対 策	72
	(1)結核予防	72
	(2)結核患者管理	74
	(3)結核医療費	76
	(4)新型コロナウイルス感染症対策	77
	(5)エイズその他の感染症	79
	(6)訓練、関係者会議	80
	(7)健康危機管理	81
	(8)予防接種	83
12	難 病 対 策	91
	(表)都・国疾病一覧	93
13	精 神 保 健 福 祉	96
	(1)精神保健福祉に関する連絡会等	96
	(2)精神保健福祉の推進	98
	(3)障害者総合支援法における事業	102
	(4)精神保健福祉法における事業	105
14	自 殺 対 策	107
第3章 健康づくり		
15	成 人 保 健	111
	(表)健(検)診体系図	112
	(1)特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査	114
	(2)健康増進健康診査	116
	(3)簡易血液検査(若年者の健康づくり事業)	117
	(4)40歳前の健康づくり健診(若年者の健康づくり事業)	118
	(5)胃がんハイリスク検診	119
	(6)胃がん内視鏡検診	120
	(7)肺がん検診	121
	(8)大腸がん検診	122
	(9)子宮頸がん検診	123
	(10)乳がん検診	124
	(11)前立腺がん検診	125
	(12)肝炎ウイルス検診	126
	(13)糖尿病・成人眼科健診(糖尿病予防健診事業)	127
16	糖 尿 病 対 策	128
17	食 育 推 進	133
18	地域健康づくり推進事業	134
19	栄 養 指 導	136
	(1)保健栄養事業	136
	(2)食環境整備	139
	(3)国民健康・栄養調査	142
20	歯 科 保 健	143
	(1)歯科保健推進事業	143
	(2)歯周病予防事業	149
21	健康リスタート事業	153
22	地 域 保 健 (保健師活動)	155

第4章 公害保健

23	大気汚染健康障害者の医療費助成	-----	159
24	公害健康被害補償制度	-----	160
25	石綿による健康被害救済制度	-----	165

第5章 試験検査

26	試験検査	-----	166
	(1)感染症検査	-----	166
	(2)食品検査	-----	169
	(3)水質検査	-----	172
	(4)家庭用品・工場廃水シアン検査	-----	175

第6章 その他

27	献血運動	-----	176
28	骨髄等移植ドナー支援事業	-----	176
29	実習生指導・医師臨床研修	-----	177
30	公衆浴場対策	-----	178
31	休日・準夜間応急診療、休日応急歯科診療、休日応急柔道整復施術	-----	179
32	平日夜間小児初期救急診療	-----	180
33	障がい児歯科診療	-----	180
34	原爆被爆者見舞金	-----	181

Ⅲ 関係機関

1	感染症の診査に関する協議会	-----	182
2	大気汚染障害者認定審査会	-----	182
3	公害健康被害認定審査会	-----	183
4	公害健康被害補償診療報酬審査会	-----	183

Ⅳ 資料

1	沿革	-----	184
2	行政組織	-----	192
3	事務分掌	-----	193
4	施設の概要	-----	201
5	職員の配置状況	-----	202

表章記号等について

この概要で使用されている表章記号等の意味については次のとおりです。

- －（ダッシュ） その事象が出現する可能性を持っているが、統計上出現しなかった場合
- ・（なか点） その事象が出現することは、本質的にありえない場合
- …（3点リーダー） 適当な統計数がない、統計資料が不足、表章が不適当な場合
- 0、0.0 推計値、比率などで、まるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合
- △（三角） 減少数や減少率を意味する場合

「元（年・年度）」「元年〇月」「7（年・年度）」「7年〇月」とあるのは、「令和」を表しています。

※令和7年度の数値については、令和8年8月31日時点の速報値です。

※名称変更があったため、表中の名称については、令和7年4月現在の名称で表記しています。

- ・中央本町（ちゅうおうほんちょう） 中央本町地域・保健総合支援課
(平成26年度まで中央本町保健総合センター)
- ・竹の塚（たけのつか） 竹の塚保健センター（平成27年度まで竹の塚保健総合センター）
- ・江北（こうほく） 江北保健センター（平成27年度まで江北保健総合センター）
- ・千住（せんじゅ） 千住保健センター（平成27年度まで千住保健総合センター）
- ・東部（とうぶ） 東部保健センター（平成27年度まで東和保健総合センター）

1 足立保健所管内の状況

(1) 足立保健所全域

面積 53.25k㎡
世帯数 389,327世帯
人口 706,421人

(2) 担当区域図

竹の塚保健センター

〒121-0822 足立区西竹の塚1-11-2
エミルタワー竹の塚2階
TEL 3855-5082 FAX 3855-5089
管轄面積 16,945k㎡
管内世帯数 95,296世帯
管内人口 176,288人

江北保健センター

〒123-0872 足立区江北5-14-5
すこやかプラザ あだち2階
TEL 3896-4004 FAX 3856-5529
管轄面積 11,810k㎡
管内世帯数 82,502世帯
管内人口 154,303人

中央本町地域・保健総合支援課

〒120-0011 足立区中央本町1-5-3
(足立保健所1階)
TEL 3880-5351 FAX 3880-6998
管轄面積 8,193k㎡
管内世帯数 82,750世帯
管内人口 148,346人

千住保健センター

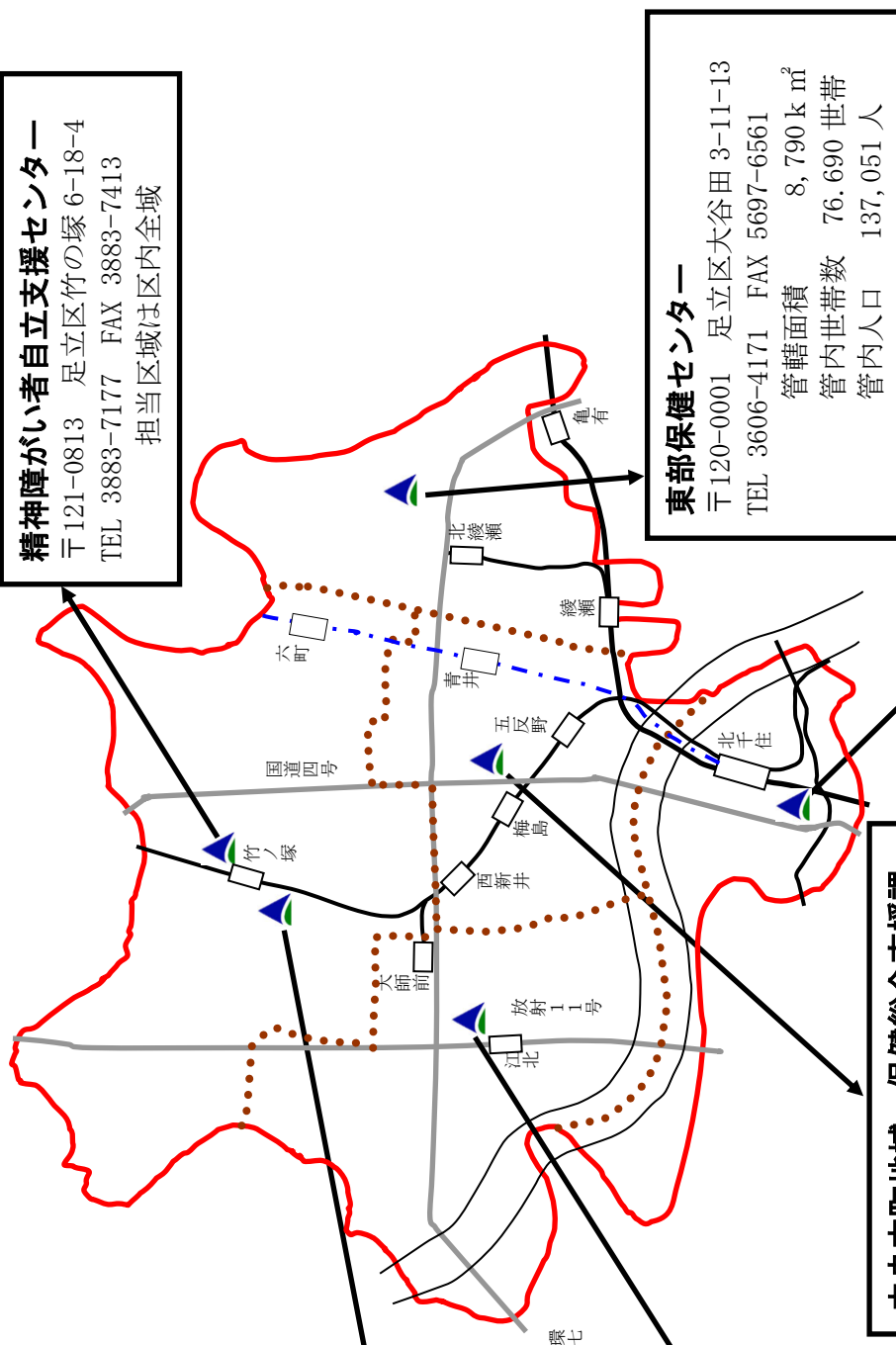
〒120-0036 千住仲町18-7 (仮設庁舎)
TEL 3888-4277 FAX 3888-5396
管轄面積 7,512k㎡
管内世帯数 52,089世帯
管内人口 90,433人

東部保健センター

〒120-0001 足立区大谷田3-11-13
TEL 3606-4171 FAX 5697-6561
管轄面積 8,790k㎡
管内世帯数 76,690世帯
管内人口 137,051人

精神障がい者自立支援センター

〒121-0813 足立区竹の塚6-18-4
TEL 3883-7177 FAX 3883-7413
担当区域は区内全域



*管内世帯数及び人口は、令和8年4月1日現在 住民登録されたもの。

(3) 担当区域

【令和8年4月1日現在】

組織名	所 管 区 域
保 健 予 防 課	区内全域
生 活 衛 生 課	区内全域
感 染 症 対 策 課	区内全域
中央本町地域・保健総合支援課	青井1～6丁目 足立1～4丁目 梅島1～3丁目 梅田1～8丁目 弘道1～2丁目 島根1～4丁目(※) 関原1～3丁目 中央本町1～5丁目 西綾瀬1～4丁目 西新井栄町1～2丁目 西加平1～2丁目 一ツ家1～4丁目 平野1～3丁目 ※精神保健係は区内全域を担当
竹の塚保健センター ※ただし、【 】内は都立舎人公園地内の町丁名	伊興1～5丁目 伊興本町1～2丁目 栗原1～4丁目 古千谷本町1～4丁目 竹の塚1～7丁目 西新井2～5丁目 西伊興1～4丁目 西竹の塚1～2丁目 西保木間1～4丁目 花畑1～8丁目 東伊興1～4丁目 東保木間1～2丁目 東六月町 保木間1～5丁目 保塚町 南花畑1～5丁目 六月1～3丁目 六町1～4丁目 【古千谷1～2丁目 西伊興町】
江北保健センター ※ただし、【 】内は都立舎人公園地内の町丁名	入谷1～9丁目(※) 扇1～3丁目 興野1～2丁目 加賀1～2丁目 江北1～7丁目 皿沼1～3丁目 鹿浜1～8丁目 新田1～3丁目 椿1～2丁目 西新井1、6～7丁目 舎人1～6丁目(※) 西新井栄町3丁目 西新井本町1～5丁目 堀之内1～2丁目 本木1～2丁目 本木北町 本木西町 本木東町 本木南町 谷在家1～3丁目 【入谷町 舎人公園 舎人町】
千住保健センター	小台1～2丁目 千住1～5丁目 千住曙町 千住旭町 千住東1～2丁目 千住大川町 千住河原町 千住寿町 千住桜木1～2丁目 千住関屋町 千住龍田町 千住中居町 千住仲町 千住橋戸町 千住緑町1～3丁目 千住宮元町 千住元町 千住柳町 日ノ出町 宮城1～2丁目 柳原1～2丁目
東部保健センター	綾瀬1～7丁目 大谷田1～5丁目 加平1～3丁目 北加平町 佐野1～2丁目 神明1～3丁目 神明南1～2丁目 辰沼1～2丁目 東和1～5丁目 中川1～5丁目 東綾瀬1～3丁目 六木1～4丁目 谷中1～5丁目
精神障がい者自立支援センター	区内全域

(※) 令和7年4月21日、竹の塚保健センターから管轄区域変更した

2 歳入歳出予算執行額（令和7年度）

【歳入】

科 目	予算現額（円）	収入済額（円）	収入率（％）	構成比（％）
総 額	5,218,514,000	5,003,890,837	95.89	100.00
分担金及び負担金	848,551,000	830,196,317	97.84	16.59
負担金	848,551,000	830,196,317	97.84	16.59
使用料及び手数料	41,642,000	42,709,186	102.56	0.85
使用料	10,442,000	8,979,666	86.00	0.18
手数料	31,200,000	33,729,520	108.11	0.67
国庫支出金	2,406,147,000	2,274,561,218	94.53	45.46
国庫負担金	1,665,180,000	1,576,326,218	94.66	31.50
国庫補助金	740,967,000	698,235,000	94.23	13.95
都支出金	1,807,884,000	1,777,768,409	98.33	35.53
都負担金	779,664,000	762,984,765	97.86	15.25
都補助金	1,027,025,000	1,013,381,744	98.67	20.25
都委託金	1,195,000	1,401,900	117.31	0.03
財産収入	559,000	1,009,680	180.62	0.02
財産運用収入	559,000	1,009,680	180.62	0.02
寄付金	6,700,000	6,704,200	100.06	0.13
寄付金	6,700,000	6,704,200	100.06	0.13
諸収入	107,031,000	70,941,827	66.28	1.42
受託事業収入	105,101,000	65,248,303	62.08	1.30
雑入	1,930,000	5,693,524	295.00	0.11

【歳出】

科 目	予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）	構成比（％）
総 額	12,455,116,000	12,093,860,513	97.10	
総務費	30,948,000	30,940,760	99.98	
総務管理費	30,948,000	30,940,760	99.98	
環境衛生費	12,420,156,000	12,058,908,311	97.09	100.00
衛生費	12,420,156,000	12,058,908,311	97.09	100.00
衛生総務費	3,577,060,000	3,499,266,286	97.83	29.02
母子保健費	1,847,857,000	1,777,107,937	96.17	14.74
予防費	5,227,821,000	5,096,746,340	97.49	42.27
環境衛生費	954,171,000	910,066,204	95.38	7.55
保健衛生施設費	813,247,000	775,721,544	95.39	6.43
民生費	526,000	525,982	100.00	
社会福祉費	526,000	525,982	100.00	
土木費	3,486,000	3,485,460	99.98	
都市計画費	3,486,000	3,485,460	99.98	

* 民生費は医療介護連携課からの執行委任

* 土木費は公園維持課からの執行委任

（国民健康保険特別会計）

科 目	予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）
保健事業費	425,035,000	425,031,111	100.00
保健事業費	6,042,000	6,041,090	99.98
特定健康診査等事業費	418,993,000	418,990,021	100.00

* 国民健康保険課からの執行委任

（後期高齢者医療特別会計）

科 目	予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（％）
保健事業費	530,391,000	530,389,313	100.00
健康保持増進事業費	530,391,000	530,389,313	100.00

* 高齢医療・年金課からの執行委任

3 衛生統計

(1) 区で実施している主な衛生関係統計調査

(◎は7年度実施)

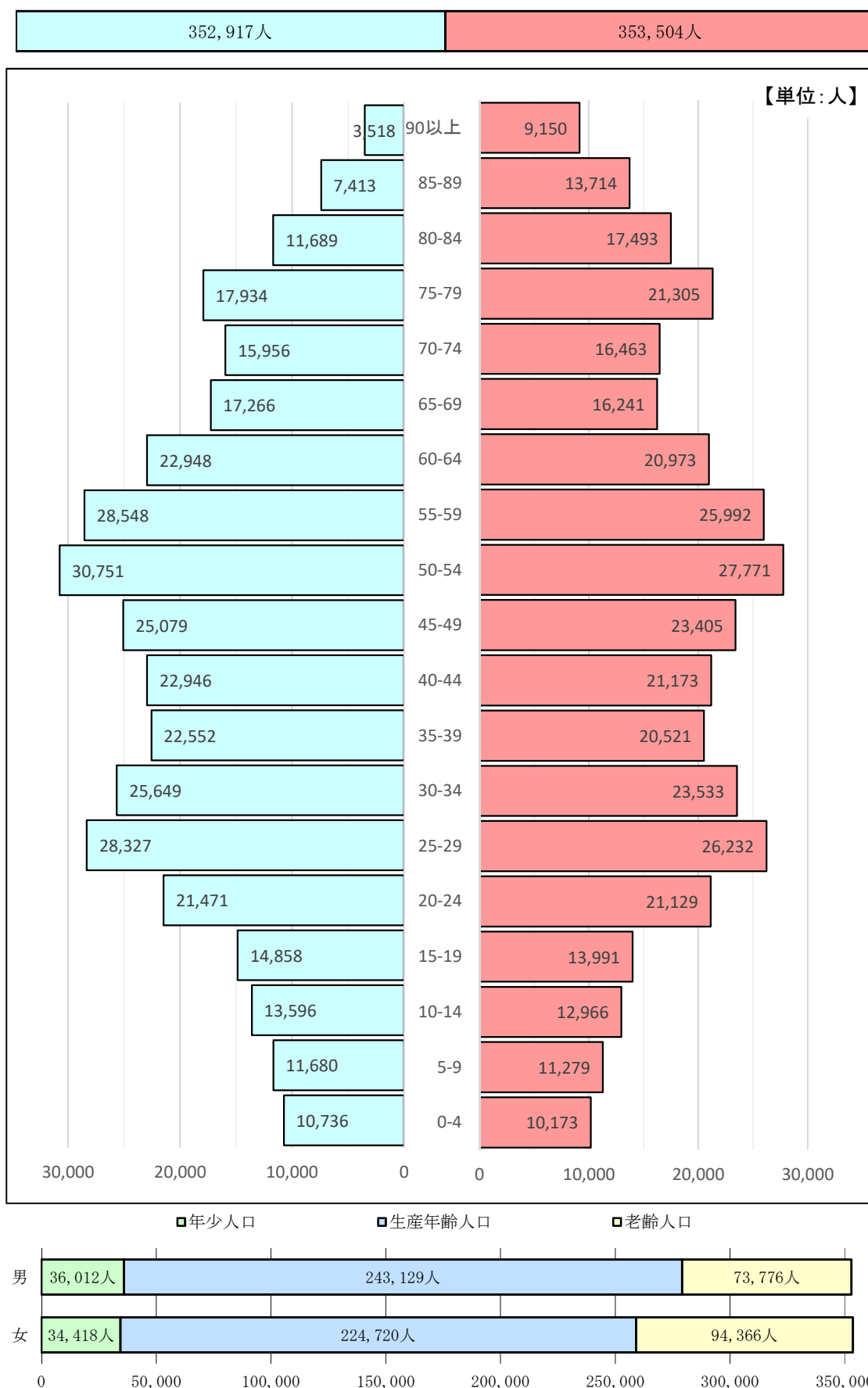
実施	調査の名称 (統計の種類) 【取りまとめ所属】	目的	調査数	実施主体	備考
◎	人口動態調査 (基幹統計) 【衛生管理課】	出生・死亡・死産・婚姻・離婚について人口、保健衛生、文化水準の指標及び社会保障の資料とする。	取扱数 18,632 枚	国 (厚生労働省)	毎月
◎	国民生活基礎調査 (基幹統計) 【衛生管理課】	保健、医療、年金、福祉、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料とする。	10 調査区 626 世帯	国 (厚生労働省)	毎年 3 年毎に大規模調査
◎	国民健康・栄養調査 (一般統計) 【中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター】	国民の健康状態、栄養摂取の状況等を明らかにし、今後の食生活指導の基礎資料とする。	2 調査区 48 世帯	国 (厚生労働省)	毎年
◎	医療施設動態調査 (基幹統計) 【生活衛生課】	診療所等の開設、廃止等の事由発生ごとに報告し、医療施設の分布等を把握する。	調査票 作成数 82 枚	国 (厚生労働省)	毎月
	医療施設静態調査 (基幹統計) 【生活衛生課】	医療施設の概況、従事者数等を含めて調査し、医療施設の分布及び診療機能を把握する。	—	国 (厚生労働省)	3 年周期 (次回 令和 8 年度)
	患者調査 (基幹統計) 【生活衛生課】	病院、診療所、歯科診療所を利用する患者の傷病名、治療期間、治療費支払方法、退院の事由等を把握する。	—	国 (厚生労働省)	3 年周期 (次回 令和 8 年度)
	受療行動調査 (一般統計) 【生活衛生課】	医療施設利用の患者に受療の状況や医療の満足度を調査し、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料とする。	—	国 (厚生労働省)	3 年周期 (次回 令和 8 年度)
◎	病院報告 (一般統計) 【生活衛生課】	病院の利用状況及び従事者の状況を把握する。	報告書 取扱数 695 枚	国 (厚生労働省)	毎月
◎	社会保障・人口問題 基本調査 (一般統計) 【衛生管理課】	世帯動態調査・人口移動調査・出生動向基本調査・全国家庭動向調査・生活と支え合いに関する実態調査を行い、行政施策の基礎資料とする。	5 調査区 310 世帯	国 (厚生労働省) 国立社会保障・ 人口問題研究所 実施	毎年
◎	衛生行政報告例 (一般統計) 【衛生管理課】	衛生関係行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料とする。	—	国 (厚生労働省)	年度報
◎	地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計) 【衛生管理課】	地域の特性に応じた保健施策の展開等を把握し、地域保健施策の基礎資料とする。	—	国 (厚生労働省)	年度報
◎	母体保護統計報告 (一般統計) 【生活衛生課】	医師から保健所長に届けられた不妊手術、人工妊娠中絶の実態を把握する。	報告書 取扱数 194 枚	国 (厚生労働省)	年報
	歯科疾患実態調査 (一般統計) 【データヘルス 推進課】	国民の歯科保健状況を把握し、歯科疾患実態調査の結果を基に、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。	—	国 (厚生労働省)	4 年周期 (次回 令和 10 年度)
◎	医療関係者調査 (一般統計) 【生活衛生課】	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の実態を把握する。	—	国 (厚生労働省) 都 (保健医療局)	2 年周期 (次回 令和 8 年度)

(2) 足立区の人口構成

○性別・年齢階層別人口構成(令和8年4月1日現在 住民基本台帳人口)

※外国人登録を含む

□男 □女



(3) 人口動態

○数、年別

(外国人を含まず) (人)

年	人 口 数	出 生	再掲	死 亡	再掲		周 産 期 死 亡	再掲		死 産	再掲		婚 姻	離 婚	自 然 増 加	
			低 体 重 児 出 生		乳 児 死 亡	再掲 新生児 死亡		以 後 の 死 産	妊 娠 満 2 週		早 期 新 生 児 死 亡	自 然 死 産				人 工 死 産
5	695,828	3,761	359	8,358	6	4	16	13	3	133	44	89	3,386	1,131	△4,597	
6	700,888	3,792	373	8,655	12	4	13	10	3	102	38	64	2,951	921	△4,863	
7	655,797	3,932	415	8,560	7	6	18	14	4	118	38	80	3,042	928	△4,628	

各年人口数は10月1日現在

(参照:P.11 - ※1)

乳児死亡・・・生後1年未満の死亡

新生児死亡・・・生後4週未満の死亡

早期新生児死亡・・・生後1週未満の死亡

周産期死亡・・・妊娠22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

令和7年は暫定値

○人口動態諸要因率、保健センター別

区分		出 生 率	割 低 体 重 児 合 生	死 亡 率	乳 児 死 亡 率	新 生 児 死 亡 率	周 産 期 死 亡 率	死 産 率	自 然 増 加 率	合 計 特 殊 出 生 率
年										
全国 (6)		5.7	9.8	13.3	1.8	0.9	3.3	21.8	△7.6	1.15
東京 (6)		6.3	9.6	10.4	1.3	0.6	2.7	22.5	△4.2	0.96
足立区 (6)		5.7	9.8	13.2	3.1	1.0	3.4	26.1	△7.4	0.97
足立区 (7)		6.0	10.6	13.0	1.78	1.53	4.56	29.1	△7.06	
内 訳	中 央 本 町	5.27	14.1	10.9	1.37	1.37	1.36	27.9	△5.60	
	竹 の 塚	7.47	9.04	17.5	0.82	0	6.53	36.4	△10.0	
	江 北	4.87	11.2	11.7	2.90	2.90	2.89	17.1	△6.86	
	千 住	5.50	9.25	12.1	2.15	2.15	4.29	31.3	△6.61	
	東 部	6.40	9.79	11.6	2.45	2.45	6.10	28.5	△5.23	

(参照:P.11 - ※1)

○比率の計算式

年間件数

$$\text{①出生率・死亡率・自然増加率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

年間乳児(1歳未満)死亡数

$$\text{②乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児(1歳未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

年間新生児(生後28日未満)死亡数

$$\text{③新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児(生後28日未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

年間妊娠満22週以後の死産数+年間早期新生児(生後7日未満)死亡数

$$\text{④周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数+年間早期新生児(生後7日未満)死亡数}}{\text{年間出生数+年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

年間死産数

注) 死産数=自然死産数+人工死産数

$$\text{⑤死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

出生数=出生数+死産数

(4) 出生統計

○体重別・性別出生数

(外国人を含まず) (人)

区分 年	総数	2,500 g 未満 (低体重児)				2,500 g 以上						不詳
		1000 g 未満	1000 g 以上	1500 g 以上	2000 g 以上	2500 g 以上	3000 g 以上	3500 g 以上	4000 g 以上	4500 g 以上	5000 g 以上	
7	3,932	17	13	78	307	1,640	1,525	328	21	3	0	0
内 男	1,999	10	6	31	115	754	839	230	13	1	-	-
女	1,933	7	7	47	192	886	686	98	8	2	-	-

(参照：P. 11 - ※1)

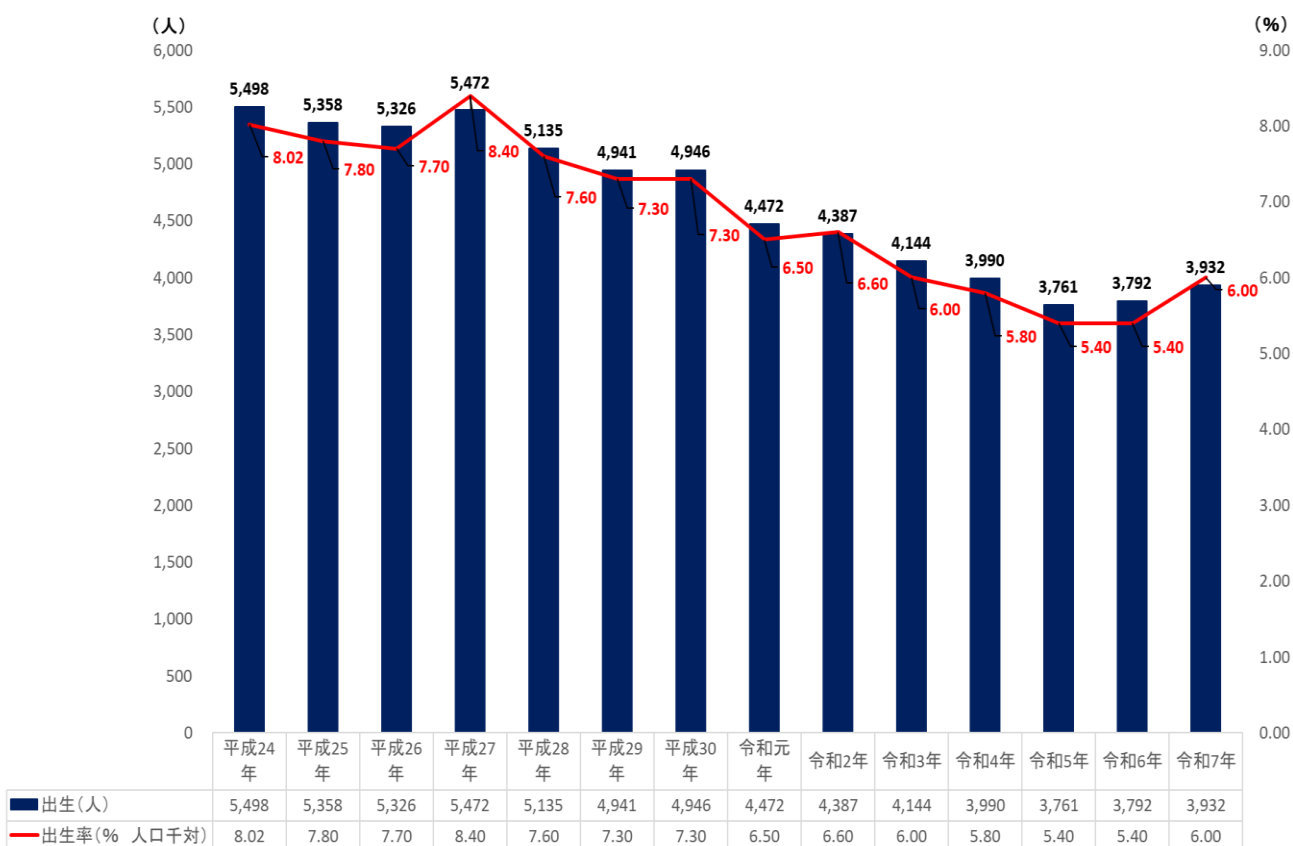
○母の年齢階級別出生児数、出生順位

(人)

年	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児以上	不詳
7	3,932	2,086	1,277	425	97	46	1
内 15～19 歳	17	14	2	-	-	-	1
	20～24 歳	208	134	65	8	1	-
	25～29 歳	1002	664	245	70	17	6
	30～34 歳	1,552	834	507	168	32	11
	35～39 歳	899	348	365	132	35	19
	40～44 歳	238	84	87	47	10	10
	45～49 歳	15	7	6	-	2	-
50 歳以上	1	1	-	-	-	-	-

(参照：P. 11 - ※1)

○足立区の出生数・出生率【平成24年～令和7年】



(参照：P. 11 - ※1)

I 総説

○参考 特別区の合計特殊出生率

年	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
東 京 都	1.15	1.24	1.24	1.21	1.20	1.15	1.12	1.08	1.04	0.99	0.96
千 代 田 区	1.34	1.30	1.35	1.41	1.20	1.26	1.32	1.23	1.18	1.17	1.11
中 央 区	1.35	1.43	1.44	1.42	1.42	1.38	1.43	1.37	1.31	1.24	1.25
港 区	1.39	1.44	1.45	1.42	1.39	1.35	1.34	1.27	1.21	1.23	1.18
新 宿 区	0.97	1.02	1.07	1.08	1.03	0.97	1.00	0.97	0.93	0.86	0.85
文 京 区	1.13	1.17	1.25	1.20	1.24	1.17	1.23	1.12	1.11	1.12	1.07
台 東 区	1.22	1.23	1.20	1.25	1.23	1.17	1.14	1.10	0.99	0.98	0.98
墨 田 区	1.22	1.30	1.25	1.28	1.24	1.17	1.12	1.08	1.00	0.98	0.94
江 東 区	1.33	1.42	1.39	1.35	1.32	1.22	1.22	1.20	1.11	1.07	1.04
品 川 区	1.14	1.23	1.25	1.23	1.21	1.19	1.21	1.15	1.11	1.02	0.99
目 黒 区	1.05	1.04	1.04	1.07	1.06	1.05	1.02	0.96	1.00	0.93	0.93
大 田 区	1.19	1.21	1.18	1.17	1.19	1.10	1.13	1.09	1.04	0.96	0.93
世 田 谷 区	1.10	1.12	1.12	1.07	1.08	1.02	1.00	1.03	0.98	0.94	0.93
澁 谷 区	1.02	1.08	1.08	1.09	1.08	1.04	1.04	1.05	0.99	0.91	0.92
中 野 区	0.99	1.03	1.06	1.04	1.00	0.93	0.97	0.96	0.92	0.86	0.85
杉 並 区	0.99	1.04	1.03	1.00	1.03	0.99	1.00	0.96	0.95	0.89	0.84
豊 島 区	1.00	1.00	1.02	1.04	0.99	0.95	0.91	0.93	0.93	0.85	0.84
北 区	1.20	1.22	1.26	1.21	1.18	1.18	1.18	1.13	1.06	1.00	0.99
荒 川 区	1.34	1.33	1.33	1.33	1.19	1.24	1.22	1.17	1.17	1.10	1.00
板 橋 区	1.16	1.19	1.21	1.18	1.16	1.08	1.03	0.99	0.92	0.87	0.84
練 馬 区	1.21	1.24	1.23	1.20	1.16	1.12	1.10	1.06	1.04	0.99	0.96
足 立 区	1.37	1.41	1.34	1.30	1.31	1.19	1.17	1.10	1.06	0.99	0.97
葛 飾 区	1.37	1.38	1.36	1.34	1.34	1.23	1.23	1.14	1.13	1.01	1.03
江 戸 川 区	1.39	1.42	1.43	1.38	1.39	1.32	1.27	1.20	1.15	1.07	1.07

東京都保健医療局人口動態統計より（令和7年1月1日現在）

※ 合計特殊出生率とは「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(5) 死亡統計

○主要死因の割合

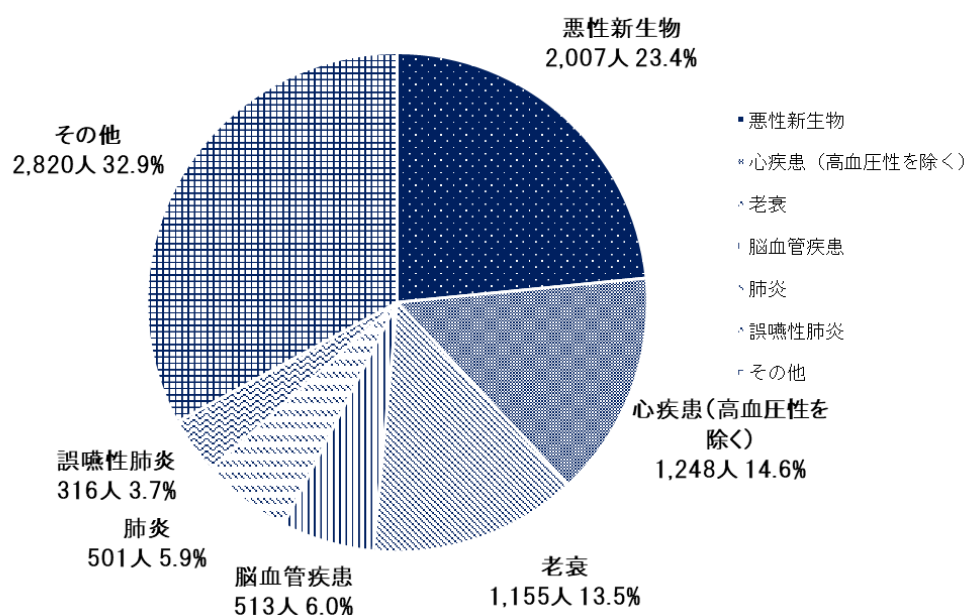
(外国人を含まず)

地域	年	総 数	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	第 6 位
足立区	5	8,358 人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
			1,970 人	1,317 人	897 人	584 人	439 人	212 人
			23.5%	15.7%	10.7%	6.9%	5.2%	2.5%
	6	8,655 人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	消化器系の疾患
			2,098 人	1,358 人	1,045 人	552 人	465 人	369 人
			24.2%	15.7%	12.1%	6.4%	5.4%	4.2%
	7	8,560 人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
			2,007 人	1,248 人	1,155 人	513 人	501 人	316 人
			23.5%	14.6%	13.5%	6.0%	5.9%	3.7%
東京都	5	137,241 人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
	6	140,329 人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
全国	5	1,576,016 人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
	6	1,605,378 人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎

(参照：P.11 - ※1)

令和 7 年 主要死因分類 割合

総死亡者数：8,560人(100%)



○乳児死亡主要死因分類（乳児死因順位に用いる分類項目）

(人)

		総 数	早期新生児 (再掲)
7		7	4
内 訳	心 疾 患	-	-
	周産期に発生した病態	3	2
	先天奇形・変形染色体異常	2	1
	不 慮 の 事 故	1	1
	そ の 他 の 全 死 因	1	-

(参照：P.11 - ※1)

I 総説

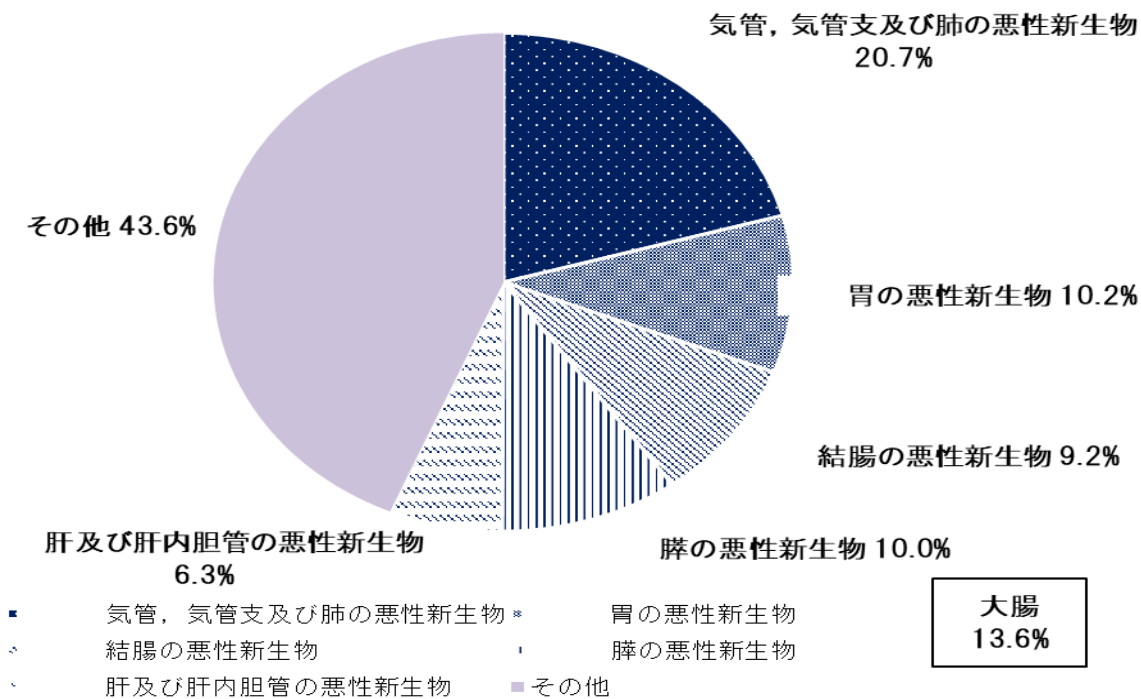
○悪性新生物死亡主要死因分類

年	総 数	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	大腸 (注)
5	1,970 人 (100%)	気管、気管 支及び肺	胃	結腸	膵	肝及び肝内 胆管	大腸
		21.1%	11.0%	10.5%	9.0%	5.3%	14.5%
6	2,098 人 (100%)	気管、気管 支及び肺	膵	胃	結腸	肝及び肝内 胆管	大腸
		20.4%	9.9%	9.7%	9.0%	5.3%	13.1%
7	2,007 人 (100%)	気管、気管 支及び肺	胃	結腸	膵	肝及び肝内 胆管	大腸
		20.7%	10.2%	9.2%	10.0%	6.3%	13.6%

(注) 大腸とは、直腸と結腸の合算 (参照:P.11 - ※1)

令和 7 年 悪性新生物主要死因分類

総数:2,007人(100%)



○男女別主要死因分類 (再掲) <悪性新生物>

7		総 数	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	大腸 (注)
内 訳	男	1,168 人 (100%)	気管、気管 支及び肺	胃	膵	結腸	前立腺	大腸
			23.5%	12.0%	8.9%	8.2%	5.1%	13.2%
	女	839 人 (100%)	気管、気管 支及び肺	膵	結腸	乳房	胃	大腸
			16.8%	11.4%	10.6%	9.9%	7.7%	14.1%

(注) 大腸とは、直腸と結腸の合算

(6) 死産統計

○死産の妊娠月数－自然死産・人工死産

(外国人を含まず) (人)

年		総 数	自 然 死 産	人 工 死 産
5		133	44	89
6		102	38	64
7		118	38	80
内 訳	妊娠 12～21 週	104	24	0
	妊娠 22 週以降	14	14	0

(参照：P. 11 - ※1)

○死因原因別分類（基本分類）

(人)

母側病態 / 児側病態		総 数	先 天 異 常	周産期に発生した病態	そ の 他
7		101	5	96	-
自 然 死 産		31	5	26	-
内 訳	現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態	14	1	13	-
	母 体 の 妊 娠 合 併 症	1	-	1	-
	胎盤、臍帯及び卵膜の合併症	2	-	2	-
	そ の 他 の 分 娩 合 併 症	-	-	-	-
	胎 盤 又 は 母 乳 を 介 して 有 害 な 影 響	-	-	-	-
	母側病態の記載のないもの	14	4	10	-
	その他	-	-	-	-
人 工 死 産		70	-	70	-
内 訳	現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態	51	-	51	-
	母 体 の 妊 娠 合 併 症	-	-	-	-
	胎盤、臍帯及び卵膜の合併症	-	-	-	-
	そ の 他 の 分 娩 合 併 症	-	-	-	-
	胎 盤 又 は 母 乳 を 介 して 有 害 な 影 響	-	-	-	-
	母体保護法による人工死産、母体の病態によらないもの	19	-	19	-
	母側病態の記載のないもの	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-

(参照：P. 11 - ※1)

※1… (注) 令和5年、令和6年は確定数（東京都保健医療局人口動態統計）

令和7年人口動態数値は確定前のため、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報を利用した保健所調べ

I 総説

○主要死因分類（性別・年齢階級別）

死因			合計	腸管感染症	結核	敗血症	ウイルス肝炎	悪性新生物	(再掲) 食道	(再掲) 胃	(再掲) 結腸	(再掲) 直腸S状結腸移行部及び直腸	(再掲) 肝及び肝内胆管	(再掲) 胆のう及びその他の胆道	(再掲) 膵	(再掲) 気管、気管支及び肺	(再掲) 乳房	(再掲) 子宮	(再掲) 白血病	その他の新生物	貧血	糖尿病	精神及び行動の障害	神経系の疾患	(再掲) 髄膜炎	高血圧性疾患	心疾患（高血圧性を除く）	(再掲) 急性心筋梗塞	(再掲) その他の虚血性心疾患
暦年 年齢 性別																													
5			8,358	21	8	70	12	1,970	60	217	207	79	105	78	178	417	89	32	53	63	9	78	111	242	2	54	1,317	120	466
6			8,646	9	11	80	6	2,096	78	203	190	84	111	90	206	430	90	48	45	75	16	95	111	256	1	42	1,370	149	478
7			8,560	15	10	87	8	2,007	56	205	185	87	127	82	200	415	87	37	60	76	13	105	114	239	1	57	1,248	128	437
年齢別	男女別																												
	男	女																											
0	7	男	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1～4	6	男	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
5～9	3	男	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
10～14	0	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19	11	男	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		女	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
20～24	12	男	12	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25～29	14	男	11	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		女	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
30～34	15	男	12	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		女	3	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35～39	22	男	15	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		女	7	-	-	-	-	4	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～44	44	男	31	-	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	2	2
		女	13	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-
45～49	76	男	53	-	-	-	-	7	1	-	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	6	1	3
		女	23	-	-	1	-	10	-	1	1	-	-	-	1	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
50～54	141	男	99	-	1	1	-	31	1	1	5	4	-	-	4	4	-	-	2	-	-	2	-	2	-	2	20	7	10
		女	42	-	-	1	-	23	-	1	1	2	-	-	2	1	4	5	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-
55～59	218	男	155	-	-	1	-	41	-	5	4	4	6	1	3	10	-	-	-	1	-	2	1	4	-	1	25	8	10
		女	63	-	-	-	-	34	1	2	3	-	-	1	4	2	11	2	1	-	-	-	1	3	1	-	2	1	-
60～64	290	男	211	1	-	1	-	59	2	5	7	6	3	2	6	11	-	-	3	3	-	2	-	2	-	-	42	7	19
		女	79	-	-	2	-	33	2	3	4	1	1	1	4	6	2	4	-	-	-	2	-	3	-	-	6	-	5
65～69	366	男	262	1	-	3	1	83	4	7	7	7	6	1	7	21	-	-	5	1	1	4	-	3	-	3	40	6	25
		女	104	1	-	1	-	55	1	3	6	4	1	3	4	5	11	5	2	1	-	2	1	3	-	-	10	-	5
70～74	670	男	468	-	1	6	1	179	8	22	13	12	14	10	20	39	1	-	4	4	-	2	4	10	-	5	50	9	25
		女	202	-	-	1	-	89	1	8	5	5	3	-	9	19	17	6	2	1	-	3	2	7	-	-	22	2	10
75～79	1,108	男	694	2	-	5	-	231	9	34	19	6	15	6	20	65	-	-	10	7	-	8	5	16	-	4	102	16	54
		女	414	3	2	7	2	126	1	10	18	1	4	8	17	26	9	2	1	8	2	7	6	14	-	2	49	3	26
80～84	1,579	男	892	1	1	11	-	236	5	27	15	9	17	14	19	59	2	-	4	10	2	15	13	32	-	2	126	14	54
		女	687	-	2	10	-	161	2	14	11	7	14	7	15	29	10	6	4	7	2	5	10	25	-	5	96	9	31
85以上	3,978	男	1585	1	1	14	1	293	10	38	23	8	24	13	23	65	1	-	11	13	2	25	32	48	-	13	237	18	79
		女	2393	5	2	22	3	294	7	22	39	9	19	15	40	51	12	5	10	18	4	23	39	62	-	20	401	25	79

(注) 令和5年、令和6年は確定数（東京都保健医療局人口動態統計）
令和7年は概数（保健所調べ）

I 総説

																															(人)
																															(年齢)
（再掲） 心不全	（再掲） 心不全	（再掲） 心不全	脳血管疾患	（再掲） くも膜下出血	（再掲） 脳内出血	（再掲） 脳梗塞	大動脈瘤及び解離	インフルエンザ	肺炎	急性気管支炎	慢性閉塞性肺疾患	喘息	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	ヘルニア及び腸閉塞	肝疾患	（再掲） 肝硬変（アルコール性を除く）	腎不全	妊娠、分娩及び産じょく	周産期に発生した病態	先天奇形、変形及び染色体異常	老衰	不慮の事故	（再掲） 交通事故	（再掲） 転倒・転落	（再掲） 不慮の溺死及び溺水	（再掲） 不慮の窒息	自殺	他殺	その他の全死因		
17	112	477	584	49	205	320	107	7	439	1	107	8	23	54	152	55	171	－	1	9	897	212	10	54	30	41	118	－	1,513		
17	130	494	554	57	186	303	116	17	467	－	106	7	28	38	150	49	165	－	3	10	1,043	237	12	62	57	38	121	1	1,416		
17	107	472	513	40	184	283	114	38	501	－	100	8	31	41	145	59	159	－	4	9	1155	234	15	59	40	40	102	2	1329		
6	50	193	280	17	109	151	59	20	306	－	73	4	20	17	97	32	87	－	1	6	326	128	11	22	21	21	81	1	764		
11	57	279	233	23	75	132	55	18	195	－	27	4	11	24	48	27	72	－	3	3	829	106	4	37	19	19	21	1	565		
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	0	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1～	
－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	4	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	5～	
－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10～	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6	－	1	15～	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	19	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	9	－	－	－	20～	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	24	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	5	－	1	25～	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	29	
－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	5	－	2	30～	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	34	
－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	5	－	5	35～	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	39	
－	－	－	4	1	3	－	1	－	1	－	－	－	－	1	3	2	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	4	－	7	40～	
－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	44	
－	－	1	4	1	3	－	3	1	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	1	16	－	9	45～	
－	－	2	1	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	2	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	4	49	
－	1	2	7	1	5	1	1	－	1	－	－	－	－	－	10	1	1	－	－	－	－	2	1	－	－	1	6	－	12	50～	
－	－	－	2	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	2	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	4	－	4	54	
2	2	2	21	4	16	1	8	－	3	－	－	－	2	－	9	3	2	－	－	－	－	2	2	－	－	－	2	－	30	55～	
－	1	－	9	3	5	1	－	－	－	－	－	－	1	－	4	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	1	2	－	5	59	
－	5	7	16	－	9	7	3	2	6	－	－	－	4	－	8	3	1	－	－	1	－	3	－	－	2	－	8	－	48	60～	
－	－	－	8	2	3	3	－	1	2	－	－	－	2	－	4	1	－	－	－	－	－	2	－	－	1	1	1	－	13	64	
－	2	5	20	2	10	8	4	1	13	－	4	－	1	－	15	4	1	－	－	－	－	8	2	－	2	2	3	－	50	65～	
1	1	2	6	－	3	3	1	－	2	－	－	－	1	－	2	1	4	－	－	－	－	2	1	－	1	－	1	－	10	69	
2	5	8	28	1	13	13	6	－	23	－	7	1	3	1	15	7	8	－	－	1	6	16	－	3	3	2	3	－	85	70～	
－	－	7	11	2	5	3	6	2	6	－	2	1	－	2	1	1	2	－	－	－	5	8	1	3	2	－	3	－	28	74	
－	4	25	49	5	18	26	9	1	37	－	12	1	3	5	12	5	6	－	－	－	21	21	1	2	3	6	4	－	124	75～	
1	1	14	29	7	8	13	10	1	16	－	8	－	3	1	6	4	5	－	－	－	18	16	－	8	3	2	－	－	71	79	
－	11	42	54	1	13	38	8	3	66	－	19	1	2	2	12	3	23	－	－	1	67	22	－	6	5	1	4	1	148	80～	
2	16	31	41	2	17	22	16	1	45	－	8	1	－	7	9	7	19	－	－	－	81	22	－	7	6	3	3	－	104	84	
2	19	100	75	1	17	57	16	12	156	－	31	1	5	8	9	3	45	－	－	－	232	47	3	11	5	8	1	－	238	85	
7	38	220	126	5	33	87	21	13	123	－	9	2	4	14	17	11	41	－	－	－	725	53	2	19	6	11	2	1	321	以上	

1 医務					所管課		3 すべての人に健康と福祉を 			
					生活衛生課					
根拠法令等		医療法、柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律								
目 的										
医療関係施設における適正な医療を確保する。										
事業内容										
ア 許可、届出等申請受付の事務取扱、及び台帳処理 申請内容が法令に合致するか審査後処理し、台帳を作成保管している。										
イ 監視指導 施設に立入り、構造設備及び衛生管理等について調査・指導を行っている。違反等がある場合について口頭指導及び報告書の提出を指導している。										
ウ 医療機関等からの相談及び情報提供 区内の医療機関や業者等からの相談を受け付けている。また、医療機関の名称・所在地等の情報提供を行っている。										
エ 救急告示医療機関認定事務 救急病院等を定める省令に基づき東京都知事が認定している。保健所では人的、構造設備の調査を行い、東京都へ意見書を提出している。										
オ 医療従事者の免許事務（経由事務） 新規、書換え、再交付等の申請の受理及び免許の交付を行っている。										
カ その他の経由事務 受胎調節実地指導員、死体解剖資格認定に関する申請等の経由事務を行っている。										
実績表										
■業種別医務対象施設数					各年度3月31日現在					
区分 年度		総数	診療所	歯科診療所	助産所	施術所		出張施術	歯科技工所	衛生検査所
						あん摩等	柔道整復			
5		1,804	461	374	13	355	316	210	73	2
6		1,821	462	378	14	358	307	233	67	2
7		1,781	473	376	13	308	288	251	70	2
■事務取扱数										
		総数	診療所	歯科診療所	助産所	施術所	出張施術業務	歯科技工所	衛生検査所	病院等経由事務
総数		873	316	165	3	254	24	9	6	96
開設許可		22	18	3	-	-	-	-	1	-
開設届出		100	32	13	1	27	21	5	-	1
一部変更許可		34	13	2	-	-	-	-	-	19
一部変更届		372	164	47	-	128	-	2	3	28
休止・廃止・再開届		150	25	17	2	98	3	2	1	2
使用許可		24	4	-	-	-	-	-	-	20
その他許可		8	5	2	-	-	-	-	-	1
その他届出		163	55	81	-	1	-	-	1	25

1

医務

所管課

生活衛生課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

医療法、柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律

■監視件数

区分 年度	総数	診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	出張施 術業務	歯科 技工所	衛生 検査所	救急等
5	146	51	40	1	38	-	3	2	11
6	144	60	41	-	34	-	2	-	7
7	220	75	30	-	88	-	11	2	14

再掲

有床診療所	透析施設	エックス線装置
13	10	62

■報告書等受領件数

総数	内訳	資格関係	管理不備	その他
11		2	8	1

■相談件数

区分 年度	総数	医療行為	広告	法手続き	資格	その他
5	60	6	22	18	3	11
6	237	17	33	142	4	41
7	225	6	14	157	9	39

■救急告示医療機関認定事務件数

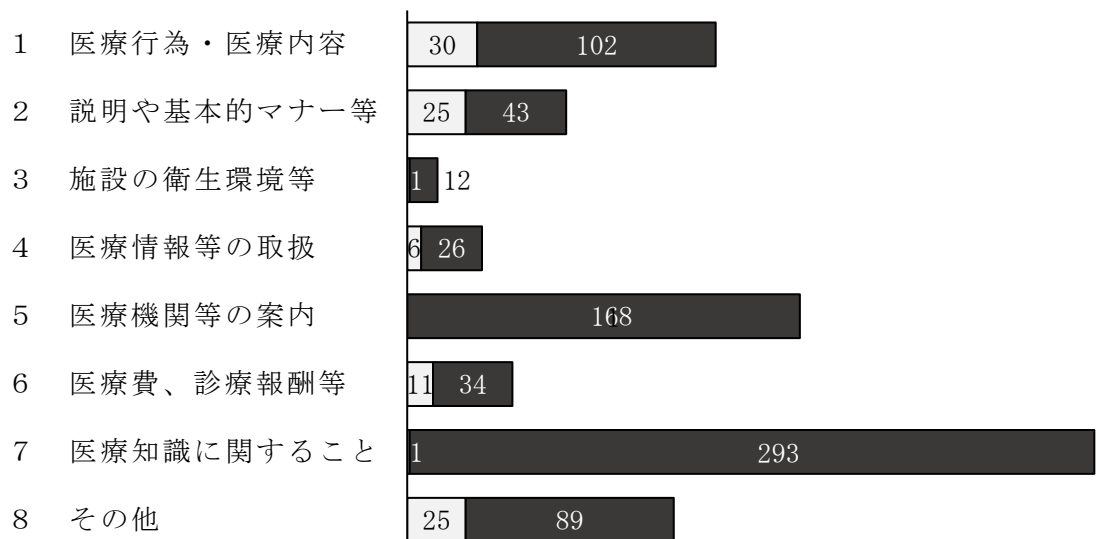
認定数		申出数			調査数
病院	診療所	新規	更新	その他	
26	-	-	10	9	10

■医療従事者免許事務（経由件数）

総数	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他
1208	55	29	127	645	352

■その他の医療事務（経由件数）

受胎調節実地指導員	死体解剖資格認定
1	-

2 医療相談窓口		所管課	3 すべての人に 健康と福祉を 																																	
		生活衛生課																																		
根拠法令等	医療法第 6 条の 9																																			
目 的 医療に関する苦情・不安や相談に対応し、医療安全に関する助言や情報提供等を行う。 事業内容 ア 専用電話での相談 相談員（看護師）を配置し、医療に関する相談、医療機関等に関する相談、苦情の受付を行っている。 イ ホームページ等による情報発信 区のホームページで医療安全に関する法令や通知の一覧を掲載している。必要に応じて医療機関へ通知の送付等を行い、患者に向けた最新の医療安全情報の提供も行っている。 実績表 ■相談件数 <table><tr><th>受付区分</th><th>件数</th></tr><tr><td>専用電話受付</td><td>866</td></tr><tr><td>保健所受付</td><td>113</td></tr></table> ■苦情・相談内容（専用電話受付分再掲） 苦情・相談件数 <table><tr><th>項目</th><th>苦情</th><th>相談</th></tr><tr><td>1 医療行為・医療内容</td><td>30</td><td>102</td></tr><tr><td>2 説明や基本的マナー等</td><td>25</td><td>43</td></tr><tr><td>3 施設の衛生環境等</td><td>1</td><td>12</td></tr><tr><td>4 医療情報等の取扱</td><td>6</td><td>26</td></tr><tr><td>5 医療機関等の案内</td><td></td><td>168</td></tr><tr><td>6 医療費、診療報酬等</td><td>11</td><td>34</td></tr><tr><td>7 医療知識に関すること</td><td>1</td><td>293</td></tr><tr><td>8 その他</td><td>25</td><td>89</td></tr></table> □ 苦情 ■ 相談				受付区分	件数	専用電話受付	866	保健所受付	113	項目	苦情	相談	1 医療行為・医療内容	30	102	2 説明や基本的マナー等	25	43	3 施設の衛生環境等	1	12	4 医療情報等の取扱	6	26	5 医療機関等の案内		168	6 医療費、診療報酬等	11	34	7 医療知識に関すること	1	293	8 その他	25	89
受付区分	件数																																			
専用電話受付	866																																			
保健所受付	113																																			
項目	苦情	相談																																		
1 医療行為・医療内容	30	102																																		
2 説明や基本的マナー等	25	43																																		
3 施設の衛生環境等	1	12																																		
4 医療情報等の取扱	6	26																																		
5 医療機関等の案内		168																																		
6 医療費、診療報酬等	11	34																																		
7 医療知識に関すること	1	293																																		
8 その他	25	89																																		

3 薬事

所管課

生活衛生課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
麻薬及び向精神薬取締法
覚醒剤取締法

目的

薬局・薬店の適正な営業により、保健衛生の向上を図る。

事業内容

ア 許可、届出等申請受付の事務取扱、及び台帳処理
申請内容が法令に合致するか審査後処理し、台帳を作成保管している。

イ 監視指導・収去検査
薬局や医薬品販売業に対し、一斉監視、夜間一斉、麻薬一斉を実施している。また、医薬品等を店舗から収去し、東京都に依頼し試験検査を行っている。平成26年度からはインターネットの販売サイトの監視も実施している。

ウ 営業者等からの相談
業務内容や取扱品目などに関し相談を受け付けている。

エ 改善指導
監視結果や苦情対応で構造設備や衛生管理等に法違反があった際、口頭指導や報告書・始末書の提出を指導している。

実績表

■薬事対象業態数

各年度3月31日現在

区分 年度	総数	薬局	麻薬	薬局製剤		医薬品販売業		医療機器販売業等	
				製造業	製造販売業	店舗	薬種商	高度管理	管理
5	2,940	319	262	7	7	124	-	593	1,628
6	2,943	315	265	7	7	122	-	597	1,630
7	2,984	313	275	7	7	122	-	606	1,654

■監視件数

区分 年度	総数	薬局	麻薬	薬局製剤		医薬品販売業		医療機器販売業等	
				製造業	製造販売業	店舗	薬種商	高度管理	管理
5	1,065	218	194	3	3	49	1	317	280
6	1,173	231	210	6	6	65	-	339	316
7	1,363	272	257	3	3	64	-	415	349

■インターネット監視件数

区分 年度	施設数	監視数
5	21	223
6	38	286
7	38	442

3 薬事		所管課	3 すべての人に 健康と福祉を
		生活衛生課	
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法 覚醒剤取締法		

■一斉監視等事業別監視件数（再掲）

事業名 年度	薬事一斉	夜間一斉	麻薬一斉	医療機器 一斉
5	87	4	2	76
6	113	6	2	105
7	137	6	10	112

■不適件数

区分	件数
薬局	21
店舗販売業	4

■収去検査実施検体数

区分	品目	検体数	検査結果
一般用医薬品	外皮用薬	1	適
医療機器	ディスポーザブル注射筒	1	
医薬部外品	滋養強壮、虚弱体質の改善及び 栄養補給が目的とされているもの	1	
化粧品	浴用化粧品	1	

■相談件数

区分 年度	総数	調剤業務	広告・表示	販売手続・方法	医薬品の成分	卸からの購入	免許・資格	法令違反の疑い	法規上の手続き	毒物劇物関係	その他
5	50	13	2	6	-	-	1	3	9	4	12
6	129	31	1	9	-	-	3	4	50	19	12
7	97	13	-	2	1	-	3	4	62	7	5

■報告書等受領件数

総数	内訳	調剤過誤	管理不備	その他
15		0	14	1

4 毒物劇物		所管課	3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に		
		生活衛生課				
根拠法令等		毒物及び劇物取締法				
目的 法で規制された化学物質の販売や取扱を厳しく規制し、保健衛生上の危害を未然に防止する。						
事業内容 ア 登録・廃止・変更等の事務取扱、及び台帳処理 申請内容が法令に合致するか審査後処理し、台帳を作成保管している。 イ 一斉監視指導 農薬、トルエン、無機シアン化合物を扱う業者に立入検査を実施している。						
実績表						
■業種別毒物劇物対象施設数 各年度3月31日現在						
区分 年度		総数	販売業			業務上 取扱者
			一般	農業用	特定品目	
5		328	131	8	8	181
6		322	126	8	8	180
7		319	124	8	9	178
■監視件数及び不適件数						
区分		監視件数	不適件数			
販売業		46	2			
業務上取扱者		25	5			

5 有害物質を有する家庭用品		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 
		生活衛生課	
根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		
目 的			
日常生活に使用する製品に含まれる政令指定の有害物質（ホルムアルデヒド等）に対し、保健衛生上必要な規制を行い、健康の保護に資する。			
事業内容			
区内の販売店より規制対象商品を購入し、衛生試験所で検査を行っている。不適の際は製品の回収など改善指導し、流通が区外の場合は所管の自治体に通報している。			
実績表			
■試買検査			
区分	検体数	検査結果	
繊維製品	30	適	

6 環境衛生		所管課	3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に
		生活衛生課		
根拠法令等	理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、足立区プールの衛生管理に関する条例、墓地・埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、住宅宿泊事業法、水道法、足立区小規模給水施設の衛生管理指導要綱、足立区住居内の衛生対策実施要領等			
目的 区民の日常生活に密着している環境衛生関係施設について、衛生管理の指導を行い、公衆衛生の向上を図る。 事業内容 ア 許認可事務及び監視指導 許可申請等の内容や現場検査により法令等に合致するか審査している。また事業による一斉監視を行い、衛生管理の徹底を図る。 さらに区民等からの苦情について現場調査を行っている。 イ 環境衛生に関する検査の実施 環境衛生関係施設について、条例等の水質や空気等の衛生管理基準を満たしているか監視指導を行うため、現場における測定や検体採取を行い検査を実施している。 ウ 社会福祉施設の循環型浴槽等の調査 社会福祉施設等におけるレジオネラ症の発生を予防するため、循環型浴槽等の管理状況の調査を実施している。 エ 蚊の発生予防対応及びスズメバチの巣の撤去 蚊の発生予防のため必要に応じて道路集水マス（区道）に成長抑制剤を投入する。なお、道路集水マスへの成長抑制剤の投入は道路維持課へ執行委任している。 また、家屋等に発生したスズメバチの巣については依頼があった場合、撤去作業を実施している。 オ 苦情・相談受付 営業施設、蚊・ハチ、衛生害虫、飲み水等に関する苦情・相談を電話や窓口等で受け付け対応している。				

実績表

■環境衛生関係施設数および監視指導延件数

年度 業種		5		6		7			
		施設数	監視指導延件数	施設数	監視指導延件数	施設数	許認可件数	廃止件数	監視指導延件数
総数		10, 198	1, 119	10, 209	1, 072	10, 364	272	117	1, 018
理容所		425	115	421	75	418	8	11	120
美容所		1, 023	284	1, 029	420	1, 049	52	32	301
クリーニング所		281	99	268	82	255	5	18	82
公衆浴場	普通	23	29	23	53	23	—	—	39
	その他	18	23	17	21	17	—	—	31
旅館業	旅館・ホテル	49	25	75	94	145	74	4	148
	簡易宿所	12	13	14	9	15	1	—	7
興行場		18	5	18	5	19	1	—	7
住宅宿泊事業		101	16	179	83	261	116	34	101
プール	許可	19	30	19	20	19	—	—	28
	届出	114	19	114	22	116	2	—	34
	小規模	212	—	212	—	212	—	—	—
水道施設	専用水道	26	2	22	4	22	—	—	2
	簡易専用水道	764	72	744	69	731	2	15	59
温泉利用		2	6	2	7	2	—	—	5
墓地等	墓地	139	2	139	—	139	—	—	1
	納骨堂	16	—	16	—	16	—	—	—
特定建築物	3, 000～10, 000 m ²	78	43	78	33	78	—	—	19
	10, 000 m ² ～	48	—	48	1	52	4	—	2
要綱	コインランドリー	107	45	107	35	111	6	2	7
	小規模給水施設	6, 723	273	6, 664	10	6664	1	1	4
	住居衛生	・	18	・	29	・	・	・	21

■環境衛生関係理化学的検査等の実績											
(*は器具の清浄度検査、**は指導基準)											
業 種	年度 主な検査項目	5			6			7			検査施設数
		検体数	成績		検体数	成績		検体数	成績		
			適	不適		適	不適		適	不適	
理 容 所	A T P*	88	・	・	45	・	・	59	・	・	76
	炭酸ガス濃度	88	86	2	51	50	1	67	67	－	
	照度	7	7	－	5	5	－	9	9	－	
美 容 所	炭酸ガス濃度	151	150	1	211	211	－	136	136	－	188
	照度	372	369	3	439	435	4	258	253	5	
クリーニング所	室内空气中テトラクロロエチレン濃度**	8	6	2	7	7	－	6	5	1	3
クリーニング所 (貸しおしぼり等)	大腸菌群**	16	16	－	16	16	－	16	16	－	8
	黄色ブドウ球菌**	16	16	－	16	15	1	16	16	－	
	一般細菌数**	16	10	6	16	10	6	16	10	6	
公衆浴場等 (銭湯・スポーツ施設・旅館業浴室等)	濁度	181	175	6	175	167	8	175	164	11	41
	過マンガン酸カリウム消費量	181	164	17	175	148	27	175	150	25	
	大腸菌群数	51	50	1	41	39	2	51	48	3	
	レジオネラ属菌	81	77	4	87	78	9	98	86	12	
興 行 場	炭酸ガス濃度	12	12	－	12	12	－	15	15	－	5
	浮遊粉じん	8	8	－	8	8	－	10	10	－	
	落下細菌	8	8	－	8	8	－	10	10	－	
	照度	12	12	－	12	12	－	15	15	－	
プ ー ル	濁度	56	56	－	57	57	－	60	60	－	30
	過マンガン酸カリウム消費量	56	51	5	57	56	1	60	59	1	
	水素イオン濃度	56	56	－	57	57	－	60	60	－	
	大腸菌	56	56	－	57	57	－	60	59	1	
	一般細菌	56	51	5	57	54	3	60	59	1	
	遊離残留塩素濃度	78	61	17	85	78	7	82	74	8	
	レジオネラ属菌	13	11	2	10	10	－	11	9	2	
特定建築物	浮遊粉じん	144	144	－	92	92	－	53	53	－	18
	一酸化炭素濃度	144	144	－	92	92	－	56	56	－	
	二酸化炭素濃度	144	131	13	92	75	17	56	47	9	
	温度	144	132	12	92	89	3	56	52	4	
	相対湿度	144	78	66	92	48	44	56	33	23	
	気流	144	144	－	92	92	－	53	53	－	
	遊離残留塩素濃度	31	27	4	27	26	1	15	13	2	

■社会福祉施設等の循環型浴槽等の調査

種類 \ 年度	5	6	7
自主管理点検表提出施設数	2	1	2
立ち入り調査施設数	2	1	2
遊離残留塩素濃度検査施設数	2	1	2

■蚊の発生予防対応件数およびスズメバチの巣の撤去件数

年度 種類		5	6	7
蚊の発生予防	依頼対応件数	2	3	3
	清掃箇所	914	946	1002
スズメバチの巣	撤去件数	85	136	169

■苦情・相談受付件数

種類 \ 年度	5	6	7	主な内容
総数	1,544	1,511	1,571	
営業施設	722	751	760	旅館業、住宅宿泊事業、美容所
飲み水	34	26	23	給水施設の衛生管理
蚊・ハチ	471	434	465	蚊・ハチ
衛生害虫	260	257	257	蚊・ハチ以外の衛生害虫
室内空気環境	6	5	7	シックハウス
その他	51	38	59	生活用水、特定建築物の相談等

7 受動喫煙防止		所管課		3 すべての人に 健康と福祉を				
		生活衛生課 受動喫煙対策担当課						
根拠法令等	改正健康増進法 東京都受動喫煙防止条例							
目 的								
受動喫煙の防止に関する意識の啓発及び必要な環境の整備を推進し、望まない受動喫煙を防止する。								
事 業 内 容								
改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止の推進のため、苦情・相談に対応するほか、登録を希望する店内禁煙の飲食店を、「空気のおいしいお店」として登録し、ホームページで紹介する事業を行った。また、チラシなどの掲示物を作成・配付し、受動喫煙防止に関する意識の啓発を行った。								
実 績 表								
■ 苦情・相談対応件数								
年度	2	3	4	5	6	7		
苦情・相談	501	160	144	196	181	216		
■ 空気のおいしいお店登録件数【令和4年11月事業開始】								
年度	総数	4	5	6			7	
登録実数	169	56	52	32			29	
申請	194	58	59	39			38	
廃止等	25	2	7	7			9	
※ 登録申請をした店内禁煙の飲食店（ホームページで紹介）。令和8年3月末現在。								
■ 区内飲食店喫煙状況標識掲示調査件数【令和7年度調査実施】								
掲示すべき標識	調査店舗	適※1	見にくい	紛らわしい掲示			非掲示※2	
総数	625	225	8	70			322	
禁煙	515	169	3	61			282	
喫煙室あり	16	4	—	3			9	
喫煙可能店・目的店	94	52	5	6	31			
※1 禁煙掲示義務なし8件を含む。※2 確認できず1件含む								
■ 区内事業所喫煙状況調査件数								
年度	業種	調査対象	屋内禁煙	喫煙室あり			屋内喫煙可能	不明
6	建設業・運輸業	1,768	1,498	5			176	89
7	サービス業・製造業	1,953	1,736	14			92	111
■ 喫煙可能店届出件数【令和2年1月事業開始】								
年度	元	2	3	4	5	6	7	
設置届出	66	240	150	41	17	19	11	
廃止届出	—	3	2	8	5	2	1	
※ 令和2年4月以前より営業しており、客席100㎡以下で従業員がいない等の小規模店								

8 食品衛生		所管課	6 安全な水とトイレを世界中に														
		生活衛生課															
根拠法令等	食品衛生法 食品表示法 東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都食品安全条例 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律																
目 的																	
食品等（食品・添加物・器具・容器包装等）による危害の発生を防止し、安全を確保することにより、区民の健康の保護を図る。																	
事業内容																	
ア 営業所の許認可事務 法に基づき、一定の構造・設備基準に合致した施設に対して営業を許可する。また、法に基づく、営業届を受理する。																	
イ 一斉監視、特別監視及び緊急監視 通常監視のほかに、食中毒が多発する時期及び大量の食品が流通する時期に都区共同で一斉監視を実施する。また、国や東京都からの緊急情報に基づく監視指導、大規模な食中毒発生に繋がるリスクの高い施設への監視を実施する。																	
<table><tr><th>事業名</th><th>主な監視施設</th></tr><tr><td>学校及び保育園等一斉監視</td><td>区立小・中学校及び保育園の給食施設</td></tr><tr><td>夏期一斉監視</td><td>弁当屋、仕出し屋、すし屋、肉屋、魚屋、病院・診療所及び事業所等の給食施設</td></tr><tr><td>歳末一斉監視</td><td>ふぐ取扱い施設、そう菜製造業、食肉処理業等</td></tr><tr><td>社会福祉施設等に対する監視</td><td>老人福祉施設、私立保育園等の給食施設</td></tr><tr><td>西新井大師初詣における一斉監視</td><td>出店している臨時営業者等</td></tr><tr><td>区内における行事監視</td><td>行事出店者</td></tr></table>				事業名	主な監視施設	学校及び保育園等一斉監視	区立小・中学校及び保育園の給食施設	夏期一斉監視	弁当屋、仕出し屋、すし屋、肉屋、魚屋、病院・診療所及び事業所等の給食施設	歳末一斉監視	ふぐ取扱い施設、そう菜製造業、食肉処理業等	社会福祉施設等に対する監視	老人福祉施設、私立保育園等の給食施設	西新井大師初詣における一斉監視	出店している臨時営業者等	区内における行事監視	行事出店者
事業名	主な監視施設																
学校及び保育園等一斉監視	区立小・中学校及び保育園の給食施設																
夏期一斉監視	弁当屋、仕出し屋、すし屋、肉屋、魚屋、病院・診療所及び事業所等の給食施設																
歳末一斉監視	ふぐ取扱い施設、そう菜製造業、食肉処理業等																
社会福祉施設等に対する監視	老人福祉施設、私立保育園等の給食施設																
西新井大師初詣における一斉監視	出店している臨時営業者等																
区内における行事監視	行事出店者																
ウ 食品衛生知識の普及啓発 食品関係営業者、消費者に対して、食品衛生に関する知識の普及啓発、最新情報の提供、懇談会等を実施する。また、足立区食品衛生協会と共催で普及啓発事業を実施する。																	
エ 衛生検査 食品等の安全を確保し、科学的な指標に基づいた監視指導を行うため、食品の収去検査を実施する。																	
オ 食品に起因する事故等の調査 食品に起因した事故等が発生した場合は、患者、喫食者、原因施設及び原因食品の流通過程まで調査し、原因究明のための検査を実施する。																	
カ 東京都經由事務 東京都中央卸売市場足立市場・北足立市場内営業施設の営業許可申請受付のほか、調理師等の免許やふぐ取扱所認証に係る申請の受理及び許可書、免許証等の交付を行う。																	
キ 自主回収報告制度 食品衛生法及び食品表示法に基づき、事業者からの食品等の回収に係る届出を受理し、食品衛生申請等システム（国のシステム）を通じて厚生労働省へ報告する。																	

実績表

■法に基づく業種別許可施設数及び監視指導件数(1) ※1

営業種目		内訳	営業施設数			許可件数		廃業数	監視 指導 件数
			年度			新規	更新		
			5	6	7				
総数			4,105	3,047	2,076	・	・	971	1,374
飲食店営業			3,133	2,334	1,586	・	・	748	942
	旅館・ホテル		9	6	6	・	・	－	1
	バー・キャバレー		7	6	5	・	・	1	2
	一般飲食店		2,042	1,482	964	・	・	518	440
	民生食堂		－	－	－	・	・	－	－
	すし屋		69	61	39	・	・	22	34
	そば屋		88	70	39	・	・	31	13
	仕出し屋		41	27	22	・	・	5	15
	弁当屋		178	141	105	・	・	36	118
	そう菜店		302	232	171	・	・	61	160
	コンビニエンスストア等		－	－	－	・	・	－	－
	移動		3	1	－	・	・	1	1
	臨時		1	－	－	・	・	－	－
	許可ある集団給食		274	235	205	・	・	30	153
	自動車		117	71	29	・	・	42	4
	自動販売機		－	－	－	・	・	－	－
	天ぷら船		－	－	－	・	・	－	－
	屋形船		2	2	1	・	・	1	1
喫茶店営業			116	65	22	・	・	43	22
	店舗		36	27	15	・	・	12	16
	自動販売機		77	38	7	・	・	31	6
	自動車		3	－	－	・	・	－	－
菓子製造業			427	302	211	・	・	91	138
	パン製造業		88	64	41	・	・	23	41
	生菓子製造業		101	78	58	・	・	20	51
	その他の菓子製造業		219	156	112	・	・	44	46
	移動		1	－	－	・	・	－	－
	臨時		－	－	－	・	・	－	－
	自動車		18	4	－	・	・	4	－
あん類製造業			2	2	－	・	・	2	－
アイスクリーム類製造業			41	27	18	・	・	9	19
乳処理業			－	－	－	・	・	－	－
特別牛乳さく取処理業			－	－	－	・	・	－	－
乳製品製造業			2	2	1	・	・	1	2
集乳業			－	－	－	・	・	－	－
乳類販売業			－	－	－	・	・	－	－
	専業		－	－	－	・	・	－	－
	ショーケース売り		－	－	－	・	・	－	－
	自動販売機		－	－	－	・	・	－	－
	自動車		－	－	－	・	・	－	－

■法に基づく業種別許可施設数及び監視指導件数（2）※1

内訳 営業種目		営業施設数			許可件数		廃業数	監視 指導 件数
		年度						
		5	6	7	新規	更新		
食肉処理業		44	42	27	・	・	15	83
食肉販売業		128	105	94	・	・	11	71
	一般	128	105	94	・	・	11	71
	包装食肉	－	－	－	・	・	－	－
	自動販売機	－	－	－	・	・	－	－
	自動車	－	－	－	・	・	－	－
食肉製品製造業		8	6	2	・	・	4	3
魚介類販売業		103	81	60	・	・	21	67
	一般	96	76	60	・	・	16	67
	包装魚介類	－	－	－	・	・	－	－
	自動車	7	5	－	・	・	5	－
魚介類せり売業		－	－	－	・	・	－	－
魚肉ねり製品製造業		3	3	1	・	・	2	－
食品の冷凍又は冷蔵業		6	6	4	・	・	2	1
	冷凍業	4	4	3	・	・	1	1
	冷蔵業	2	2	1	・	・	1	－
食品の放射線照射業		－	－	－	・	・	－	－
清涼飲料水製造業		1	1	1	・	・	－	－
乳酸菌飲料製造業		－	－	－	・	・	－	－
氷雪製造業		1	1	－	・	・	1	－
	氷雪製造業	1	1	－	・	・	1	－
	（自動角氷製造業）	－	－	－	・	・	－	－
	（自動販売機）	－	－	－	・	・	－	－
氷雪販売業		－	－	－	・	・	－	－
食用油脂製造業		－	－	－	・	・	－	－
	動物性油脂	－	－	－	・	・	－	－
	植物性油脂	－	－	－	・	・	－	－
マーガリン又はショートニング製造業		－	－	－	・	・	－	－
みそ製造業		－	－	－	・	・	－	－
しょう油製造業		－	－	－	・	・	－	－
ソース類製造業		1	－	－	・	・	－	－
酒類製造業		1	1	1	・	・	－	－
豆腐製造業		13	10	8	・	・	2	2
納豆製造業		－	－	－	・	・	－	－
めん類製造業		18	14	11	・	・	3	5
そうざい製造業		52	42	29	・	・	13	19
かん詰又はびん詰食品製造業		1	1	－	・	・	1	－
添加物製造業		4	2	－	・	・	2	－

※1 食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、施行後、営業許可の申請はない。

■改正法に基づく業種別許可施設数及び監視指導件数 ※2

内訳 営業種目		営業施設数			許可件数		廃業数	監視 指導 件数
		年度						
		5	6	7	新規	更新		
総数		3,547	4,571	5,535	1,098	－	134	3,334
飲食店営業		2,974	3,838	4,657	935	－	116	2,438
	一般飲食店	2,484	3,138	3,787	746	－	97	2,025
	集団給食	139	180	202	33	－	11	185
	自動車	280	424	536	117	－	5	157
	簡易	67	89	121	35	－	3	67
	移動	2	2	3	1	－	－	1
	臨時	2	5	7	2	－	－	2
	天ぷら船	－	－	－	－	－	－	－
	屋形船	－	－	1	1	－	－	1
調理機能を有する自動販売機		40	47	47	5	－	5	13
食肉販売業		75	90	103	14	－	1	175
魚介類販売業		58	74	89	17	－	2	210
魚介類競り売り営業		－	－	－	－	－	－	－
集乳業		－	－	－	－	－	－	－
乳処理業		－	－	－	－	－	－	－
特別牛乳搾取処理業		－	－	－	－	－	－	－
食肉処理業		29	37	48	13	－	2	76
	一般	29	37	48	13	－	2	76
	自動車	－	－	－	－	－	－	－
食品の放射線照射業		－	－	－	－	－	－	－
菓子製造業		214	277	346	75	－	6	246
アイスクリーム類製造業		7	8	11	3	－	－	5
乳製品製造業		－	－	－	－	－	－	－
清涼飲料水製造業		－	－	－	－	－	－	－
食肉製品製造業		－	3	5	2	－	－	6
水産製品製造業		4	6	8	2	－	－	6
氷雪製造業		－	－	－	－	－	－	－
液卵製造業		1	1	1	－	－	－	1
食用油脂製造業		－	－	－	－	－	－	－
みそ又はしょうゆ製造業		－	－	－	－	－	－	－
酒類製造業		2	2	2	－	－	－	－
豆腐製造業		7	8	10	2	－	－	5
納豆製造業		－	－	－	－	－	－	－
麺類製造業		11	14	18	4	－	－	15
そうざい製造業		65	92	108	17	－	1	79
複合型そうざい製造業		1	1	1	－	－	－	1
冷凍食品製造業		2	2	2	－	－	－	－
複合型冷凍食品製造業		－	－	－	－	－	－	－
漬物製造業		33	42	43	2	－	1	38
密封包装食品製造業		14	16	17	1	－	－	8
食品の小分け業		8	10	15	5	－	－	11
添加物製造業		2	3	4	1	－	－	1

※2 食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、営業許可業種が改変された。

■東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

営業種目	営業施設数			新規 件数	廃業数	監視 指導 件数
	年度					
	5	6	7			
ふぐの取扱い規制条例に 規定する営業 ふぐ取扱所	46	45	43	4	6	48

■届出業種別施設数及び監視指導件数 ※4

内訳 営業種目	営業施設数			新規	廃業数	監視 指導 件数
	年度					
	5	6	7			
総数	3, 359	3, 467	3, 587	331	211	1, 068
旧許可業種であった営業	1, 350	1, 198	1, 072	34	160	343
販売業	1, 421	1, 635	1, 818	220	37	539
製造・加工業	123	138	156	22	4	15
上記以外のもの	287	293	321	34	6	162
公衆衛生に与える影響が少ない 営業	178	203	220	21	4	9

※4 食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、届出業種が新設された。

■生食用食肉の加工又は調理を行う施設

内訳 営業種目	施設数			報告	廃止	監視 指導 件数
	5	6	7			
生食用食肉の加工 又は調理を行う施設	2	2	3	1	-	-

■施設数及び監視指導件数の総計

年度		5	6	7	新規	廃業
業種						
施設数	総数	11,059	11,132	11,244	1,434	1,322
	法に基づく許可業種	7,652	7,618	7,611	1,098	1,105
	法に基づく届出業種等	3,359	3,467	3,587	331	211
	ふぐ取扱所	46	45	43	4	6
	生食用食肉の加工 又は調理を行う施設	2	2	3	1	-
監視指導数	総数	7,104	6,051	6,237		
	法に基づく許可業種	5,380	4,696	4,708		
	法に基づく届出業種等	1,366	1,075	1,068		
	ふぐ取扱所	59	52	48		
	生食用食肉の加工 又は調理を行う施設	1	-	-		
	行事出店者	298	228	413		

■食鳥検査法に基づく許可施設数及び監視指導件数

内訳 営業種目	許可施設数			新規	廃止	監視 指導 件数
	5	6	7			
食鳥処理場（認定小規模）	7	6	7	1	-	13
届出食肉販売業者	2	2	2	-	-	1

■食鳥処理状況報告内容（令和7年度）

種類	処理羽数	基準に 適合した 羽数	基準に適合しなかった羽数			
			廃棄 羽数	体壁内面の状況 が基準に不適合	内臓の状況が基準に不適合	
				廃棄	当該臓器のみ廃棄	内臓全部廃棄
鶏	104,948	104,942	223	0	205	18

■一斉監視等事業別監視件数（令和7年度）

事業名	監視件数
区立小・中学校一斉監視	34
保育園等一斉監視	208
夏期一斉監視	1,114
歳末一斉監視	656
社会福祉施設等一斉監視	72
西新井大師初詣における一斉監視	95

■食品関係営業者等への普及啓発

内訳		回数	受講者数
年度			
	5	21	865
	6	26	728
	7	18	781
7 年 度 対 象	一般飲食店	2	43
	すし屋	2	55
	仕出し屋・弁当屋	1	36
	販売業（食肉販売店・魚介類販売店）	2	73
	製造業（菓子・豆腐・めん類製造業）	3	36
	集団給食・給食関係者	4	326
	食品衛生自治指導員	1	8
	企業への出張講習会	1	67
	イベント臨時出店者	1	135
	食中毒再発防止講習会	1	2

■消費者等への普及啓発

事業内容	年度	実施内容・参加者数等	
出 前 講習会	5	家庭や施設での 食中毒予防講習会	10 回開催、519 名受講
	6		11 回開催、452 名受講
	7		9 回開催、379 名受講
食品衛生 特集展示	5	パネル展示、 チラシ配布、 関連図書提示	1 回開催、300 名参加
	6		1 回開催、510 名参加
	7		1 回開催、480 名参加

■食の安全懇談会（令和7年度）

開催 回数	参加 人数	内容
1	8	食品衛生監視指導計画案の審議、食品衛生に関する情報提供

■食品衛生協会との共催事業

事業内容	年度参加者数			内 容
	5	6	7	
街頭相談	400	-	300	食品衛生相談、パンフレット等の配付
消費者懇談会	37	27	30	消費者・食品業者・行政の三者による 意見交換会
その他	自治指導員(※6)活動の支援、健康教室等			

※6 自治指導員：食品衛生協会独自の自主的衛生管理制度。会員の中から任命され、会員の店を巡回指導する。

■食の安全に関する相談件数

内 容	年度総数			7 年度 受付内訳	
	5	6	7	電話受付件数	窓口受付件数
総数	5,868	5,323	5,707	3,350	2,357
営業許可	2,940	2,832	2,809	1,569	1,240
表示	259	179	285	217	68
規格・基準	261	109	262	189	73
食中毒	83	23	72	71	1
残留農薬	1	1	5	4	1
輸入食品	9	2	30	27	3
添加物	3	-	7	6	1
新規開発食品	103	1	142	115	27
食用可・不可に関する疑義	6	9	9	8	1
マスコミ報道に関する事項	2	3	1	1	-
その他	2,201	2,164	2,085	1,143	942
「その他」の主な内容	調理師免許、製菓衛生師免許、行事開催、 食品衛生責任者等				

■収去検査実施検体数（令和7年度）

品目		内 訳		細菌検査		化学検査	
		検体数		不適検体数		検体数※7	
総数		134	(-)	7	11	(-)	-
魚介類等	刺身・すし種・生食用カキ	-	-	-	-	-	-
	その他の魚介類	-	-	-	-	-	-
	魚介類加工品	-	-	-	-	-	-
冷凍食品		-	-	-	-	-	-
肉・卵類等	肉・卵類	-	-	-	-	(-)	-
	肉・卵類加工品	-	-	-	-	-	-
乳・乳類等		-	-	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	-	-	-	-	-	-
	野菜類・果物	-	-	-	-	-	-
	野菜類・果物加工品	-	-	-	-	-	-
菓子類		21	(-)	-	5	(-)	-
清涼飲料水・酒精飲料等		-	-	-	-	-	-
その他の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-	-
	調味料	-	-	-	-	-	-
	そうざい類及びその半製品	100	(-)	7	6	(-)	-
	弁当類	13	(-)	-	-	-	-
	その他の食品	-	-	-	-	-	-
器具・容器・包装		-	-	-	-	-	-
おもちゃ		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-

※7 () 内の数値は、検査検体中の輸入食品の検体数

■内容別苦情届出件数

年度		5	6	7
総 数		261	242	246
内 訳	食品に異物の混入	27	28	23
	食品の腐敗・変敗	3	4	4
	食品にカビの発生	3	2	5
	食品の異味・異臭	13	7	4
	食品の変色	2	4	1
	食品の変質	2	1	-
	食品の取扱い不良	23	23	32
	食品の表示	2	3	8
	食品による原因不明の症状発生	63	57	54
	施設・設備の管理不良	28	24	32
	営業者等からの報告・相談	80	71	64
	その他	15	18	19

■食中毒・苦情による検査検体数

実施機関 内訳 検体	東京都健康安全研究センター委託					区衛生試験所実施				
	年度総数			7年度 内訳		年度総数			7年度 内訳	
	5	6	7	細菌検査	化学検査	5	6	7	細菌検査	化学検査
総数	367	133	284	281	3	65	4	22	19	3
食品	7	-	10	8	2	20	1	3	1	2
ふん便	323	104	245	245	-	36	1	18	18	-
ふき取	36	22	28	28	-	7	-	-	-	-
吐物	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
その他	1	7	1	-	1	1	2	1	-	1

■事件数

年度	5	6	7
食中毒の発生	8	3	2
成分規格違反	-	-	1

7年度 食中毒の発生 概要					
発生日	患者数	原因食品	原因物質	責任の所在	処分内容
6月30日	3名	飲食店で調理提供された食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業(一般)	営業停止3日
7月11日	17名	事業所で調理提供された食事	ウエルシュ菌	通所介護事業所	なし

7年度 処分内容			
処分日	業種	違反食品等	処分内容
1月21日	食品輸入・卸売業	輸入食品の容器包装詰加圧加熱殺菌食品	販売禁止命令 385個

■他自治体からの関連調査（令和7年度）

調査依頼件数	調査実施対象者	検便実施者	関連施設調査
54	59	23	24

■東京都経由事務申請件数（令和7年度）

申請内容	件数
調理師免許申請	122
製菓衛生師免許申請	16
ふぐ取扱所認証申請	2

■自主回収届出書（令和7年度）

年月日	対象食品（商品名）	回収理由
4月4日	その他の食料品 （とろりんちょコーヒーゼリー）	食品表示法に違反 （原材料表示の誤表示）
4月21日	水産加工食品 （いそっ子）	食品表示法に違反するおそれ （期限表示の誤表示）
4月28日	コロッケ （お肉屋さんのコロッケ）	食品表示法に違反 （特定原材料「卵」、特定原材料に準ずるもの「牛肉」の表示 欠落）
8月6日	他に分類されないその他の加工魚介類 （ぶりかま塩焼き）	食品表示法に違反 （期限表示の誤表示）
11月28日	農産加工食品 （コーヒー豆）	食品表示法に違反 （期限表示の欠落）
2月18日	チョコレート類 （ダークチョコレート）	食品衛生法に違反するおそれ （特定原材料「乳成分」の混入）

9 動物愛護衛生

(1) 狂犬病予防対策

所管課
生活衛生課



根拠法令等 狂犬病予防法

目 的

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。

事業内容

ア 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底

(ア) 犬の登録及び廃犬届等は、保健所・保健センター及び区民事務所などで受付

(イ) 4月中旬に東京都獣医師会足立支部の協力により、狂犬病予防の集合注射を実施

実績表

■犬の登録及び狂犬病予防注射件数（頭）

年度	犬の登録				狂犬病予防注射接種		
	登録頭数 (年度末)	新規 登録	鑑札交換 (転入)	廃犬※	集合注射	動物病院	接種率
5	26,837	3,910 (3,654)	966	6,852	2,016	15,996	70.0%
6	27,046	4,370 (4,149)	951	5,112	2,004	16,242	67.5%
7	26,578	3,359 (3,218)	1,139	4,966	1,946	16,304	68.7%

() 内は、マイクロチップでの登録頭数。

※ 廃犬：転出・死亡・職権削除をいう。

■こう傷事故発生件数及び被害者数

年 度	発 生 件 数	被 害 者 数
5	40	40
6	32	35
7	43	43

関係発行物

■「愛犬手帳～注射記録付き～」

9 動物愛護衛生

(2) 猫の不妊去勢手術費助成

所管課

生活衛生課



根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律
東京都動物の愛護及び管理に関する条例
足立区猫の不妊去勢手術費助成要綱
足立区地域猫活動支援モデル事業要綱

目 的

猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、猫による近隣への被害及び迷惑を未然に防止する。

事 業 内 容

ア 猫の不妊去勢手術費助成【平成19年5月事業開始】

区内の飼い猫及び飼い主のいない猫を対象に、手術費の一部を助成

【飼い猫】不妊：4,000円、去勢：2,000円

【飼い主のいない猫】不妊：上限30,000円、去勢：上限20,000円

手術は猫の不妊去勢手術費助成協力動物病院（協定締結）で行う。

※ 令和7年度から、飼い主のいない猫の助成金を増額した。

イ 地域猫活動支援モデル事業【平成23年4月事業開始】

登録された足立区地域猫活動ボランティアグループの活動対象猫を対象に、手術費の範囲内で助成

【地域猫】不妊：上限30,000円、去勢：上限20,000円

手術は地域猫活動支援モデル事業協力動物病院（協定締結）で行う。

実 績 表

■不妊去勢手術費助成件数（頭）

年度	区分	合計	飼い猫			飼い主のいない猫		
			不妊	去勢	小計	不妊	去勢	小計
5	承認	1,816	658	368	1,026	652 (12)	138 (10)	790 (22)
	助成	1,239	458	378	836	234 (1)	169 (-)	403 (1)
6	承認	1,350	601	297	898	362 (1)	90 (5)	452 (6)
	助成	1,002	442	322	764	130 (-)	108 (2)	238 (2)
7	承認	1,440	509	287	796	543 (-)	101 (-)	644 (-)
	助成	1,056	379	302	681	251 (-)	124 (-)	375 (-)

() は、地域猫活動支援モデル事業の件数

関係発行物

- 「ネコを飼うなら徹底！4カ条」
- 「地域猫活動で、トラブルを解消！」

9 動物愛護衛生		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 												
(3)動物愛護相談支援窓口事業		生活衛生課													
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 動物愛護相談支援窓口事業実施要綱 動物愛護相談支援窓口運営者の登録等に関する要綱 足立区飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業実施要綱														
目 的 動物を飼育する飼い主が健康上の理由等で飼養を継続することが困難となった場合又は飼い主のいない猫に起因する問題等が生じている場合に、飼い主、区民等の相談に応じ、支援を受けられる相談支援窓口を設置して、飼い主の不安や心身の負担を軽減するとともに動物の遺棄や虐待を減らし、人と動物の共生や地域環境の向上を図る。															
事業内容 ア 電話や面接による動物の飼育方法等の相談に関する助言や情報提供 イ 飼い主による飼育が困難となった動物に関する相談又は飼い主のいない猫に関する相談について、一時保護又は譲渡を希望する者への助言や情報提供 ウ 飼い主のいない猫又は動物の一時保護に向けた生体の状況、譲渡を希望する者の飼育する環境又は生活環境の状況について面談により確認 エ 飼い主のいない猫の捕獲及び一時保護並びに必要な場合にあっては、不妊去勢手術等を実施することで地域猫として地域に戻す活動（T N R）及び地域猫活動等の相談に関する助言や情報提供 オ 飼い主のいない猫又は動物の一時保護に向けた現地の確認 カ 飼い主のいない猫についてのT N R実施に向けた捕獲の補助若しくは作業代行又は動物病院等への移送 キ 譲渡に向けた、飼い主のいない猫又は動物の捕獲に伴う一時保護、一時保護先への移送等 ク アからキに掲げる内容のほか、区長が特に必要と認める内容															
開始時期 令和4年6月															
実績表 ■譲渡実現数及びT N R実施数（頭） <table><tr><th>年 度</th><th>譲 渡 実 現 数</th><th>T N R 実 施 数</th></tr><tr><td>5</td><td>99</td><td>235</td></tr><tr><td>6</td><td>119</td><td>222</td></tr><tr><td>7</td><td>118</td><td>165</td></tr></table>				年 度	譲 渡 実 現 数	T N R 実 施 数	5	99	235	6	119	222	7	118	165
年 度	譲 渡 実 現 数	T N R 実 施 数													
5	99	235													
6	119	222													
7	118	165													
関係発行物 ■「動物愛護相談支援窓口ができました！・あなたも…地域猫活動協力員になりませんか？」															

9 動物愛護衛生		所管課	3 すべての人に健康と福祉を
(4)地域猫活動協力員事業		生活衛生課	
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 足立区地域猫活動協力員の登録等に関する要綱 足立区飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業実施要綱 動物愛護相談支援窓口事業実施要綱		
目 的			
地域猫活動に協力の意思がある者を足立区地域猫活動協力員として登録することにより、地域猫活動を行う者が、区内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止し、虐待、遺棄、不必要な生命の処分等及び飼い主のいない猫に起因する地域住民の生活環境等への被害、迷惑等の減少を図る。			
事業内容			
区やボランティア団体と協力して、飼い主がいない猫の世話、管理する地域猫活動を行う中で必要事項を守れる方を対象に地域猫活動協力員として登録している。			
【地域猫活動協力員の責務】			
(1) 居住地周辺における地域猫及び飼い主のいない猫のために給餌・給水を適切に行い、餌場・トイレ等を適切に設置・管理し、広い範囲で清掃して近隣住民の迷惑や苦情等の原因とならないように努めること。			
(2) 居住地周辺の飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術が実施されるよう努めること。			
(3) 地域住民に対し、地域猫活動の内容等について理解を得られるよう努めること。			
(4) 災害時等には区や町会・自治会等と連携し、飼い主のいない猫の適正な管理又は防災・防犯活動に努める。			
開始時期			
令和4年8月			
実績表			
年 度		地域猫活動協力員数 (人)	
5		108	
6		156	
7		189	
関係発行物			
■「あなたも…地域猫活動協力員になりませんか?・動物愛護相談支援窓口ができました!」			

9 動物愛護衛生

(5) 普及啓発及び適正飼育指導

所管課

生活衛生課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律
 狂犬病予防法
 東京都動物の愛護及び管理に関する条例
 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例

目 的

動物に関係した生活環境衛生の確保及び人畜共通疾病を予防する。

事業内容

ア 犬の飼い方教室、猫の飼い方教室、ペット防災教室の開催

イ 苦情・相談対応

実績表

■犬・猫の飼い方教室

年 度	総 数		犬の飼い方及びペット防災教室		猫の飼い方教室	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
5	3	82	2	45	1	37
6	3	83	2	54	1	29
7	3	71	2	44	1	27

■苦情・相談対応件数

年 度	相談受付件数	
		実態調査
5	3,135	277
6	2,330	280
7	2,535	255

(内訳) 苦情・相談対応件数

種 類	総 数		犬		猫		その他の動物	
	相談受付件数		相談受付件数		相談受付件数		相談受付件数	
対 応		実態調査		実態調査		実態調査		実態調査
7 年度	2,535	255	1,225	93	839	88	471	74
登録・注射	885	—	885	—	—	—	—	—
猫の餌やり	64	—	—	—	64	—	—	—
鳴き声	78	44	69	39	3	3	6	2
糞尿	254	120	81	26	103	58	70	36
悪臭	10	8	3	3	1	1	6	4
放し飼い	19	9	19	9	—	—	—	—
侵入	24	—	—	—	24	—	—	—
迷子・逸走	164	—	20	—	97	—	47	—
死体	39	—	8	—	31	—	—	—
不妊去勢	183	—	—	—	183	—	—	—
その他	815	74	140	16	333	26	342	32

※ 1 件の相談・実態調査件数に複数内容を含む場合がある。

※ 猫の餌やりの実態調査件数はその他（施設外飼養）で計上している。



9 動物愛護衛生

(6) 化製場及び動物質原料の運搬等

所管課

生活衛生課

根拠法令等

化製場等に関する法律
動物質原料の運搬等に関する条例

目 的

公衆衛生の向上を図る。

事 業 内 容

化製場、動物質原料運搬業に関する許認可業務を行う。

実 績 表

■化製場等業態数（件）

年度	区分	総数	化 製 場 等			動物質原料 運 搬 業
			化製場 (※1)	第8条準用 業態(※2)	畜舎	
5		9	1	1	6	1
6		9	1	1	6	1
7		9	1	1	6	1

※1 化製場：牛、豚等の肉、皮等を原料として皮革、油脂等を製造する施設

※2 第8条準用業態：魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原材料として、油脂、飼料等を製造する施設

9動物愛護衛生

(7)カラス被害対策

所管課

生活衛生課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
足立区カラスの巣の撤去等に関する実施要綱

目 的

カラスの繁殖期における威嚇行動による被害を防止する。

事業内容

カラスの繁殖期にあたる時期（4月から7月頃）には、巣やヒナに近づいた人などへの威嚇や攻撃をする場合がある。このため、区立公園や区道街路樹のほか、個人宅、寺社などにつくられたカラスの巣の撤去を行っている（東京都から鳥獣保護管理法に基づく許可を得た事業者へ委託）。
【平成14年4月事業開始】

実績表

年 度	相談件数	撤去・捕獲数				
		調査件数	巣	卵	巣中のヒナ	落下ヒナ
5	188	119	103	43	85	20
6	155	107	100	32	65	22
7	177	114	111	34	72	28

※ 対応する施設管理者が判明している場合は巣の撤去はしない（電柱・高速道路・マンション等）。

9動物愛護衛生

(8)ハクビシン・アライグマ対策

所管課

生活衛生課

3すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画
足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱
足立区ハクビシン・アライグマの住宅への侵入口閉塞作業に係る工事費用助成事業要綱

目 的

ハクビシン・アライグマによる生活環境被害の軽減を図る。

事業内容

生活環境被害を受けている区民の協力を条件に、区内に生息するハクビシン・アライグマを捕獲する（東京都から鳥獣保護管理法に基づく許可を得た事業者に委託）。【平成30年1月事業開始】
区の対策事業で捕獲器を設置した者を対象に、屋内への侵入を防ぐために実施した侵入口閉塞工事費用を助成する。【令和5年10月事業開始】

実績表

年度	相談件数		捕獲器設置数			捕獲数		屋内侵入口 閉塞工事費用助成		
	調査無	調査有		屋外	屋内	ハクビシン	アライグマ			
5	308	185	123	117	101	16	46	13	33	2
6	333	182	151	151	139	12	84	29	55	5
7	652	469	183	163	114	49	50	15	35	13

※ 調査無は、目撃情報のみや、被害状況の相談、専門事業者や関係機関の案内等を行った件数。

関係発行物

■「ハクビシン・アライグマ区内被害急増中！」

10 母子保健	所管課	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
	保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター			
根拠法令等	母子保健法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、各事業実施要綱等			

目的

乳幼児を健やかに生み育てていくためには、妊娠・出産・新生児・乳幼児等のあらゆる時期を通じて、一貫した体系のもとで総合的に母子保健対策を進めていく必要がある。

一方、核家族化や少子化の進行、育児不安の増加等、母子の健康をとりまく状況は大きく変化しており、それぞれの状況や特性に即した母子保健施策が求められている。

こうした状況の変化に柔軟に対応しながら、それぞれの時期に応じたサービス（健康診査、栄養・歯科・保健指導等）を提供し、乳幼児の健康の保持増進を図っている。

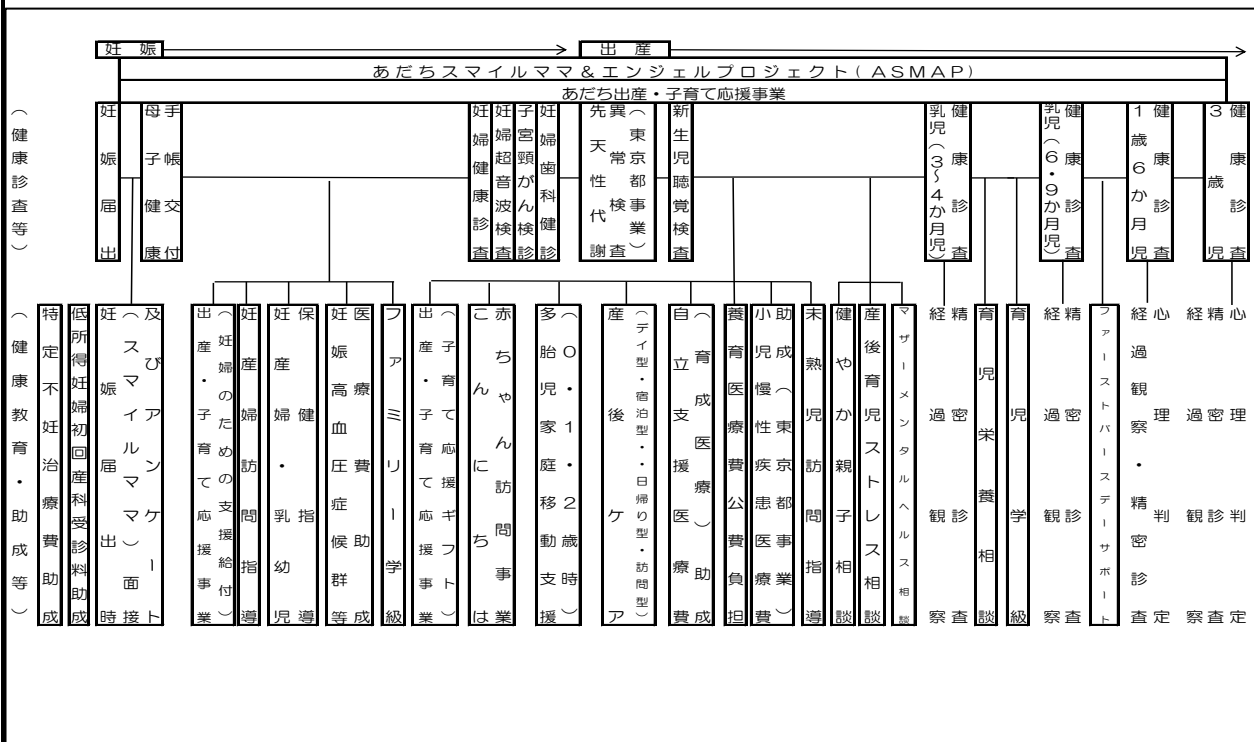
区民の保健向上を目的とした、区における母子保健サービスの実施体制は、下図のとおり。平成19年度からは、生後3か月までの乳児がいる全家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施している。

また、平成28年度からは、妊娠期から産後期の母子保健事業を充実することにより、養育困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みを「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」と総称し、妊娠期からの切れ目のない支援を推進している。

国は、令和4年6月に児童福祉法を改正し、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を維持したうえで組織を見直し、全国の市区町村において、すべての妊産婦や子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務とされた。

足立区においては、子育て支援の相談部門を担うこども家庭相談課と、母子保健部門を担う保健予防課・各保健センターが今まで以上に連携・協力して、妊娠期から子育て期における一体的かつ切れ目のない支援を行い、「こども家庭センター」としての機能を果たすため、体制を構築した。

母子保健体系図（令和7年度）



（健康診査等）

（健康教育・助成等）

10 母子保健 (1)妊産婦支援 (ASMAP)		所管課 保健予防課、中央本町地域・保健 総合支援課、各保健センター	1 貧困を なくそう 	2 紙幣を ゼロに 	3 すべての人に 健康と福祉を 
根拠法令等	母子保健法第10・13・15・16・17・17条の2・22条、子ども・子育て支援法第10条の2、妊婦健康診査実施要綱、里帰り出産等の妊婦健康診査、腹部超音波検査、子宮頸がん検診及び新生児聴覚検査に要した費用の助成事業実施要綱、保健指導票事務取扱要綱、妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱、ファミリー学級等実施要綱、あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト事業実施要綱、低所得妊婦初回産科受診料助成事業実施要綱、ファーストバースデーサポート事業実施要綱等				
目的 各種事業により妊婦が健やかに妊娠期間を過ごし、安全な出産を迎えるための支援を実施する。					
事業内容					
ア 母子健康手帳の交付 母子健康手帳は、妊娠届出時に、「母と子の保健バッグ」とともに、保健予防課、各保健センター等及び区民事務所で交付している。					
イ 妊娠届出時面接 保健予防課及び各保健センター等では届出時に合わせて、保健師等による面接相談を実施している。令和2年5月からはスマイルママ面接に名称を変更し、妊婦全数面接を実施するとともに、育児パッケージとして「こども商品券」1万円分を配付している。					
ウ 低所得妊婦初回産科受診料助成 低所得妊婦（住民税非課税世帯又は同等の所得水準の方）の経済的負担軽減を図るとともに、必要な支援につなげるため、妊娠判定に要する費用（初回の産科等受診費用）の一部を助成している。					
エ 妊婦健康診査 妊娠週数に応じた健康診査により、母体の健康を守り、妊娠高血圧症候群等を早期に発見し、流産・早産、未熟児出生等の防止に努めている。令和6年度から超音波検査が2回分から4回分の公費負担に拡充した。					
オ 里帰り出産等による妊婦健康診査等費用助成 里帰り出産等のため都外の医療機関で妊婦健康診査を実費で受診した場合、妊婦健康診査等の費用の一部を助成している。さらに、都内指定助産所での受診についても2回目以降（健診1回目は医療機関での受診に限られるため）7回までの範囲で一部助成している。					
カ 保健指導票の交付 経済的理由により医療機関等による保健指導を受けがたい妊産婦、乳児を対象に保健指導票を交付し、委託医療機関において必要な保健指導を受ける機会を提供している。					
キ 妊娠高血圧症候群等医療費助成 妊娠高血圧症候群や糖尿病等は、妊産婦死亡や周産期死亡の原因のみならず、胎児の発育を妨げて未熟児等の発生要因となるなど、出生児への影響も大きく、分娩後の産婦に後遺症が残ることもある。早期に医療を施すことが重要なため医療費を助成している。					
ク 妊産婦訪問指導 妊産婦に対し、家庭訪問により日常生活の指導を行うとともに、疾病の発生防止及び早期発見に努め母子保健の向上を図っている。					
ケ ファミリー学級 平成29年度からファミリー学級に名称を変更した。平日2日制は約2時間×2日のカリキュラムで、妊娠・出産・育児・歯の健康・食生活等について知識と技術を習得させるとともに「父と母と一緒に子どもを育てる」という意識を高める。仕事をしている保護者も参加できる					

ように、平成23年度からは、土曜日1日制を実施し要点をわかりやすく伝えている。さらに、平成30年度からは、「日曜ファミリー学級」も実施している。

コ あだち出産・子育て応援事業

令和5年4月1日から、国による「妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と経済的支援」を一体的に実施する交付金（「出産・子育て応援交付金」）が創設された。区においても、この交付金や東京都の「とうきょうママパパ応援事業」を活用し、妊娠期からの切れ目のない支援を一体的に実施している。

令和7年4月1日より「出産・子育て応援事業」が国で制度化されたことに伴い、「あだち出産・子育て応援給付金（妊婦のための支援給付）」に変わり、対象者及び支給内容等が変更となった。

（ア）出産応援ギフト【妊娠分】対象者

- ① 令和4年度に出産された方のうち、令和4年度中に妊娠期間がある方に対し、妊婦一人あたり5万円相当のクーポン（救済のための遡及措置）
- ② 令和5～6年度に妊娠届出をされた方に対し、妊婦一人あたり5万円相当のクーポン

（イ）子育て応援ギフト【出産分】対象者

- ① 令和4年度に出産された方に対し、子ども一人あたり5万円相当のクーポン（救済のための遡及措置）
- ② 令和5～6年度に出産された方に対し、子ども一人あたり10万円相当のクーポン

（ウ）あだち出産・子育て応援給付金（妊婦のための支援給付）【妊娠分】対象者

令和7年4月1日以降に妊婦の方（医療機関にて心拍確認済み）に対し、妊婦一人につき5万円

（エ）あだち出産・子育て応援給付金（妊婦のための支援給付）【出産分】対象者

令和7年4月1日以降に出産された方に対し、胎児一人につき5万円

サ 産後ケア（デイサービス型）

令和2年度からNPO法人に委託し、心身の不調や育児不安等を抱える産後1年未満の産婦を対象に、一時的な休息の場を提供している。

令和7年度から「すこやかプラザ あだち」において、産後5か月未満の産婦を対象に実施している。

シ 産後ケア（宿泊型・日帰り型・訪問型）

令和4年度から、産後4か月未満（一部2か月未満）の産後ケアを希望する産婦を対象に、6泊7日までを限度とし、宿泊や日帰りで授乳相談や休息の場を提供している。

令和7年度から訪問型産後ケアを開始し、産後ケア施設へのアクセスが難しい方に対しても、きめ細かいケアを提供している。

ス ファーストバースデーサポート

子どもの成長の節目の年齢となる1歳時アンケートにより育児状況を把握し、適切なケアを実施している。加えて、育児パッケージとして「こども商品券」を配付している（第1子には6万円、第2子には7万円、第3子以降には8万円）。

セ 多胎児家庭移動支援

0歳、1歳、2歳時に、保健師等と面接した多胎児家庭を対象に、タクシー利用が可能な「こども商品券」を2万4千円分配付し、母子保健事業利用時の移動を支援している。

あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の概要

妊娠期から産後期の母子保健事業をさらに充実させ、養育困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みとして「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」事業を、平成28年度から本格実施した。母子保健コーディネーター等による支援対象妊婦への訪問やケアプランに基づく支援を通じて、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進する。

ア ASMAPの体系図

1 気づく

支援を要する方を妊娠期から把握

- ・ 妊娠届出時の質問票から、健康管理を必要とする妊婦、産後の育児困難や生活困窮が予想される妊婦を把握
- ・ 支援対象者には電話や訪問等にて状況を確認
- ・ 医療機関から情報提供してもらう仕組みを構築

2 支える

個別の状況に合わせたケアプランを作成し、支援実施

- ・ 継続的支援が必要な方へ、一人ひとりの状況に合わせた本人同意に基づくケアプランを作成
- ・ ケアプランに基づく訪問や事業案内等の支援を実施

3 つなぐ

早期から関係機関と連携・協力

- ・ 早期から関係機関と連携し、対応していくことで、育児困難状態となることを回避
- ・ 適切な対応のため、関係機関との定期的な会議により情報を共有

4 見守る

支援対象者を含めた全ての妊産婦の状況を確認し、支援・見守りを継続

- ・ 母子保健事業の様々な機会に、支援対象者を含めた全ての妊産婦やその子ども・育児・生活の状況を確認し、支援と見守りを継続
- ・ 関係機関とともに、継続的な支援・見守り体制を構築

イ ASMAP関係機関ネットワーク連絡会議

産科・小児科医療機関等との連携強化を目的に、平成30年度から年に1度開催している。

ウ 妊産婦支援連絡会

ケアプランの確認や進行管理等を目的に各保健センター毎に開催している。保健予防課の母子保健コーディネーターが担当地域の保健センター等に出向き、継続的な支援が行えるように連絡調整を行っている。

実績表

■妊娠届出状況

区分 年度	届出 者数	妊 娠 週 数					出生後 届出者数 (出産届)
		11 週以下	12～19 週	20～27 週	28 週以上	不 詳	
5	4,312	4,097 (95.0%)	154 (3.6%)	28 (0.6%)	12 (0.3%)	21 (0.5%)	4
6	4,453	4,196 (94.2%)	173 (3.9%)	37 (0.8%)	13 (0.3%)	34 (0.8%)	5
7	4,559	4,315 (94.6%)	169 (3.7%)	35 (0.8%)	18 (0.4%)	22 (0.5%)	7

※ () 内は構成比

■妊娠届出書およびアンケートからの主な把握内容（届出数に対する割合）

区分 年度	若年 (20歳未満)	高齢初妊 (40歳以上)	多胎	こころの病気 (既往歴・現病)	サポート・ 助けなし	本人喫煙	経済不安 あり	BMI25 以上	BMI18.5 未満
5	0.8%	2.7%	1.5%	4.3%	14.9%	1.1%	6.3%	12.3%	13.2%
6	0.6%	1.9%	1.2%	5.4%	14.3%	1.3%	4.8%	12.4%	12.6%
7	0.9%	1.7%	1.6%	5.7%	14.0%	1.2%	4.8%	14.7%	11.1%

■妊娠届出状況

住所 届出場所	総 数		中央本町		竹の塚		江 北		千 住		東 部	
	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数
5	4,312	3,104	819	685	1,273	864	800	552	524	330	896	673
6	4,453	3,267	837	671	1,380	1,014	779	519	548	366	909	697
7	4,559	3,504	976	830	1,219	923	966	713	507	343	891	695
保健予防課	1,766	1,602	635	594	490	453	311	268	86	73	244	214
保 健 セ ン タ ー	1,955	1,902	239	236	483	470	458	445	279	270	496	481
区民事務所	838	・	102	・	246	・	197	・	142	・	151	・

※ 面接数は対面の面接のみ

■スマイルママ面接数

区分 年度	面接数	妊娠届出者数 (転入含む)
5	4,348	4,691
6	4,609	4,850
7	4,823	5,328

※ 面接数は、令和7年5月までの対応数

■低所得妊婦初回産科受診料助成

区分 年度	申請件数	給付件数
6	39	39
7	30	30

■妊婦健康診査受診状況

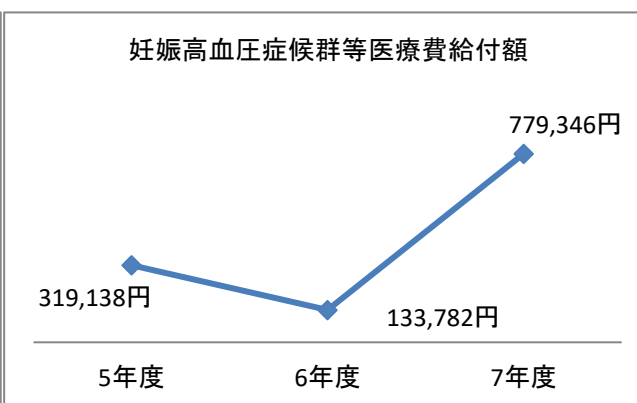
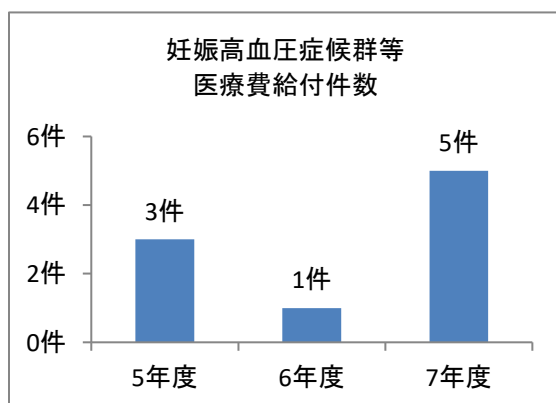
区分 年度	対象者数 (妊娠届出数) A	妊婦健康診査 受診数 B	超音波検査 受診数	子宮頸がん 検診 受診数	里帰り出産等 による受診数 C	計 D = (B + C)	平均受診 回数 (D / A)
5	4,312	43,035	7,270	3,887	5,599	48,634	11
6	4,453	45,373	15,187	3,990	5,173	50,546	11
7	4,559	45,651	14,866	4,115	4,963	50,614	11

■保健指導（医療機関）実施状況

区分 年度	妊 産 婦		乳 児		公費負担（円）
	対象者	保健指導票 交付枚数	対象者	保健指導票 交付枚数	
5	121	336	37	37	2,698,942
6	114	381	34	37	2,999,617
7	133	359	37	37	3,077,747

■妊娠高血圧症候群等医療費給付状況

区分 年度	申請件数	給付件数	公費負担（円）
5	3	3	319,138
6	3	1	133,782
7	3	5	779,346



■妊産婦訪問指導実施状況

区分 年度	指導件数	保健所実施		委託分(産婦)
		実人数	延人数	延人数
5	4,714	996	1,476	3,238
6	4,951	1,344	1,667	3,284
7	5,256	1,475	1,846	3,410
内 訳	中 央 本 町	313	326	665
	竹 の 塚	247	253	932
	江 北	156	162	740
	千 住	120	120	408
	東 部	178	186	665
	保健予防課	461	799	・

■ファミリー学級実施状況
(2日制・1日制：土曜、平日)

年度 \ 区分		学級数	延回数	受講者数 (実)	受講者数(延べ)				集団指導数		
					総数	本人	パートナー	その他	保健指導	栄養指導	歯科保健指導
5		82	82	1,516	1,714	903	797	14	1,516	238	234
6		82	82	1,650	1,892	974	901	17	1,643	263	263
7		80	80	1,675	1,901	974	913	14	1,666	237	238
2日制		32	32	318	544	294	247	3	309	237	238
内 訳	中央本町	4	4	44	75	39	35	1	41	34	34
	竹の塚	6	6	53	91	47	43	1	52	39	39
	江北	6	6	46	86	45	41	-	45	41	41
	千住	6	6	74	114	64	49	1	70	43	44
	東部	10	10	101	178	99	79	-	101	80	80
1日制		48	48	1,357	1,357	680	666	11	1,357	-	-
内 訳	中央本町	8	8	289	289	145	144	-	289	-	-
	竹の塚	12	12	430	430	216	208	6	430	-	-
	江北	10	10	254	254	128	124	2	254	-	-
	千住	6	6	200	200	100	99	1	200	-	-
	東部	12	12	184	184	91	91	2	184	-	-

(1日制：日曜)

年度 \ 区分		学級数	受講者数 (実)	受講者内訳	
				本人	パートナー等
5		11	591	296	295
6		11	639	322	317
7		13	777	389	388

■あだち出産・子育て応援事業
あだち出産・子育て応援ギフト事業【R6年度終了】

① 出産応援ギフト支給実績

年度	対 象 者	支 給 額	支給件数
5	令和4～5年度の妊娠届出者	5万円相当	5,445件
6	令和5～6年度の妊娠届出者	5万円相当	4,211件
7	令和6年度の妊娠届出者	5万円相当	63件

② 子育て応援ギフト支給実績

年度	対 象 者	支 給 額	支給件数
5	令和5年度に出産された方	10万円相当	3,836件

6	令和6年度に出産された方	10万円相当	3,271件
---	--------------	--------	--------

あだち出産・子育て応援給付金（妊婦のための支援給付）事業【令和7年度開始】

① 出産応援給付金支給実績

年度	対 象 者	支 給 額	支給件数
7	令和7年度に妊娠届を提出された方	5万円	5,246件

② 子育て応援給付金支給実績

年度	対 象 者	支 給 額	支給件数
7	令和7年度に出産された方	胎児の数 ×5万円	3,951件

■産後ケア（NP0）実施状況

年度	区分	利用者延人数
5		374
6		377
7		658

■産後ケア（医療機関）実施状況

年度	区分	申請 件数	利用実人数				利用延べ日数			
			宿泊型	日帰り型	訪問型	合計	宿泊型	日帰り型	訪問型	合計
5		623	308	14	-	322	1,551	31	-	1,582
6		1,099	448	29	-	477	2,170	74	-	2,244
7		2,030	637	67	316	1,020	2,966	103	602	3,671

■ファーストバースデーサポート

年度	区分	アンケート 発送数	アンケート 回答数	育児パッケージ 配付数
5		4,160	3,833	3,833
6		4,017	3,959	3,959
7		4,386	4,292	4,268

■ファーストバースデーサポートフォロー状況

年度	区分	保健フォロー	栄養フォロー	歯科フォロー
5		849	458	291
6		1,078	402	310
7		1,008	414	291

内 訳	中 央 本 町	167	77	57
	竹 の 塚	296	115	72
	江 北	181	80	52
	千 住	146	44	26
	東 部	218	98	84

■多胎児家庭移動支援

年度 \ 区分		0 歳児	1 歳児	2 歳児
5		51	35	44
6		55	32	34
7		76	56	48
内 訳	中 央 本 町	19	9	6
	竹 の 塚	12	11	13
	江 北	12	16	10
	千 住	9	8	2
	東 部	18	12	17
	保健予防課	6	0	0

※ 令和7年度中にこども商品券を配付した実績

■ASMAP関係機関ネットワーク連絡会議実施状況

年度 \ 区分	回数	参加機関数	参加人数	内 容	対 象
5	1	21	40	・ASMAP事業について ・講演「周産期のメンタルヘルス」～多職種連携による切れ目ない支援を目指して～ ・情報交換 等	区内産婦人科医療機関 近隣産科医療機関 区内小児科医療機関 福祉事務所・NPO等
6	1	24	37		
7	1	20	25		

■妊産婦支援連絡会

年度 \ 区分		回数	参加延人数
5		58	778
6		60	827
7		60	783
内 訳	中 央 本 町	12	155
	竹 の 塚	12	197
	江 北	12	167
	千 住	12	129
	東 部	12	135

※ 令和5年度のうち1回、令和6年度のうち1回、令和7年度のうち2回は書面開催。

10 母子保健 (2)乳幼児健康診査		所管課 保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 
根拠法令等		母子保健法第12条・13条、乳児（3～4か月児）健康診査実施要綱、乳児（6か月児・9か月児）健康診査実施要綱、1歳6か月児健康診査実施要綱、3歳児健康診査実施要綱、新生児聴覚検査実施要綱			
目 的					
乳幼児期に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、要治療者には専門医療機関へ受診勧奨するとともに経過観察健康診査や保健指導により乳幼児の健やかな成長に資する。 また、特に注意を要する者には、個別に保健指導を行い、必要に応じて保健師が家庭訪問等により保健指導を行うとともに、未受診者には保健師等が電話や訪問で勧奨及び状況を確認する。 なお、所在確認が取れないなどの場合には、こども家庭相談課へ情報提供している。					
事業内容					
ア 新生児聴覚検査					
聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図ることを目的として実施している。					
イ 乳児（3～4か月児）健康診査					
乳児一人ひとりの発達・発育を支援するため、疾病の予防と早期発見、運動発達等についての確認及び育児・栄養に重点をおいた健康教育や育児不安に対する相談等を実施している。 治療を要する者には専門医療機関への受診を勧奨、精密健康診査を要する者には精密健康診査受診票を交付。また、要経過観察と指示された者には、経過観察健康診査を予約制で実施している。					
ウ 乳児（6か月児・9か月児）健康診査					
6～7か月期、9～10か月期の乳児を対象に健康診査を実施し、健康管理の向上を図っている。委託医療機関から送付された健康診査の結果に基づいて、精密検査や経過観察健康診査の受診を勧奨し、保健指導、栄養指導を実施している。					
エ 1歳6か月児健康診査					
1歳6か月児に対し、身体及び精神発達両面の健康診査を委託医療機関で実施し、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な保健指導及び支援を行い、健康の保持増進を図っている。また、この時期は生活習慣の確立、むし歯の予防、食生活など総合的な支援・相談が必要であることから歯科健康診査・歯科保健指導や育児・栄養に関する指導を各保健センター等で実施している。 平成28年度から、歯科健康診査の結果、C（むし歯）またはCO（要観察歯）の者へのフォロー事業を開始した。丁寧な受診勧奨と歯科受診報告ハガキの受領及び未報告（2か月以内）の者への電話確認を実施している。					

オ 3歳児健康診査

3歳児は、身体及び情緒、人格及び行動の傾向が形成されるとともに基本的な生活習慣を身につけていく大切な時期である。この時期に、心身の発育・発達診査、歯科健康診査等総合的な健康診査を実施することにより、疾病の予防及び早期発見に努め、各々の専門職種による相談・保健指導を行い、一人ひとりの発達と発育を支援している。

診査内容においては、機器を用いて数秒で弱視等目の異常の可能性を発見できる屈折検査を令和4年10月から導入した。

治療を要する者には専門医療機関への受診を勧奨、精密健康診査を要する者には精密健康診査受診票や紹介状を交付している。また、要経過観察と指示された者には、経過観察健康診査を予約制で実施している。平成27年度から、歯科健康診査の結果、CまたはCOの者へのフォロー事業を開始し、丁寧な受診勧奨と歯科受診報告ハガキの受領及び未報告者への電話確認を実施している。

カ 経過観察健康診査

乳幼児の一般健康診査及び訪問や相談などから、経過観察が必要とされた者について定期的に健康診査を行い、その健全な育成を期するとともに異常の早期発見に努めている。

実 績 表

■新生児聴覚検査受診状況

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 %	受診結果内訳	
				異常なし	要精密検査
5	3,883	3,822	98.4	3,796	26
6	4,013	3,985	99.3	3,959	26
7	4,100	4,084	99.6	4,047	37

■乳児（3～4か月児）健康診査受診状況（各保健センター等実施）

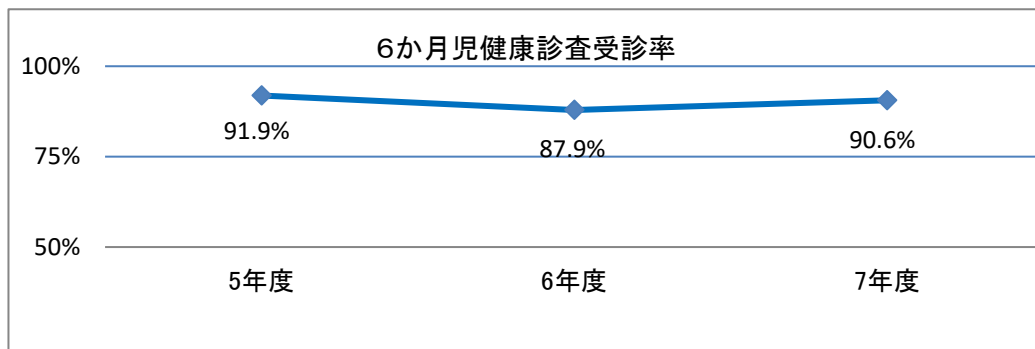
区分 年度		実施 回数	対象 者数	受診 者数	受診率 %	診察結果内訳			精健票 発行数	集団指導数		個別指導数	
						異常 なし	有所見 者実数	有所見 率(%)		保健 指導	栄養 指導	保健 指導	栄養 指導
5		165	4,091	3,900	95.3	2,115	1,785	45.8	21	1,549	3,261	3,900	1,713
6		168	4,174	4,017	96.2	2,046	1,971	49.1	9	4,017	4,017	4,000	1,351
7		162	4,309	4,116	95.5	2,104	2,012	48.9	7	4,116	4,116	4,106	1,423
内 訳	中央本町	34	873	838	96.0	428	410	48.9	1	838	838	838	322
	竹 の 塚	38	1,154	1,106	95.8	585	521	47.1	-	1,106	1,106	1,106	381
	江 北	34	898	855	95.2	435	420	49.1	1	855	855	855	323
	千 住	24	510	486	95.3	88	398	81.9	5	486	486	476	147
	東 部	32	874	831	95.1	568	263	31.6	-	831	831	831	250

■乳児（3～4か月児）健康診査診察結果所見及び指示区分（延べ数）各保健センター等実施

区分 年度		有 所 見 者 延 数	所 見 内 訳 (延)											
			発 育	皮 膚	頭 部	顔 面 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部	四 肢	発 達 ・ 神 経	そ の 他
5		2,195	156	848	81	33	40	32	173	80	23	398	213	118
6		2,592	179	1,041	90	35	32	45	221	81	27	475	211	155
7		2,710	191	1,061	81	34	32	62	224	89	31	544	209	157
要精密健診		602	4	31	21	-	6	12	17	18	16	469	4	4
内 訳	中央本町	105	1	6	4	-	1	2	2	5	4	79	-	1
	竹の塚	184	1	9	1	-	2	9	4	3	4	148	1	2
	江北	107	-	9	12	-	2	-	3	4	5	70	2	-
	千住	146	1	4	3	-	1	-	5	5	2	123	1	1
	東部	60	1	3	1	-	-	1	3	1	1	49	-	-
受診勧奨		244	1	218	3	3	6	-	9	3	1	-	2	3
内 訳	中央本町	39	-	35	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	竹の塚	39	-	28	1	-	2	3	2	2	-	1	-	-
	江北	40	-	34	-	-	1	-	1	1	-	-	1	2
	千住	77	-	72	-	1	1	-	1	2	-	-	-	-
	東部	49	-	43	-	1	2	-	2	-	1	-	-	-
他機関管理中		781	26	406	16	19	7	26	139	38	6	34	28	36
内 訳	中央本町	171	4	83	2	6	3	7	29	8	2	7	7	13
	竹の塚	148	5	68	5	2	3	9	23	8	-	8	7	10
	江北	156	7	79	5	6	-	8	32	3	2	3	4	7
	千住	201	7	113	3	5	-	-	31	11	2	13	10	6
	東部	105	3	63	1	-	1	2	24	8	-	3	-	-
要経過観察		263	89	5	7	4	-	3	4	-	-	2	138	11
内 訳	中央本町	57	19	2	2	-	-	1	1	-	-	-	27	5
	竹の塚	76	24	3	4	3	-	2	-	-	-	1	33	6
	江北	46	8	-	-	-	-	-	1	-	-	-	37	-
	千住	47	19	-	1	-	-	-	-	-	-	-	27	-
	東部	37	19	-	-	1	-	-	2	-	-	1	14	-
一時的指導		820	71	401	34	8	13	21	55	30	8	39	37	103
内 訳	中央本町	138	8	81	4	1	3	1	9	3	3	2	7	16
	竹の塚	228	33	89	14	2	2	11	10	5	1	4	11	46
	江北	144	12	75	3	2	1	5	5	6	3	1	7	24
	千住	206	8	99	9	2	3	4	21	12	-	24	10	14
	東部	104	10	57	4	1	4	-	10	4	1	8	2	3

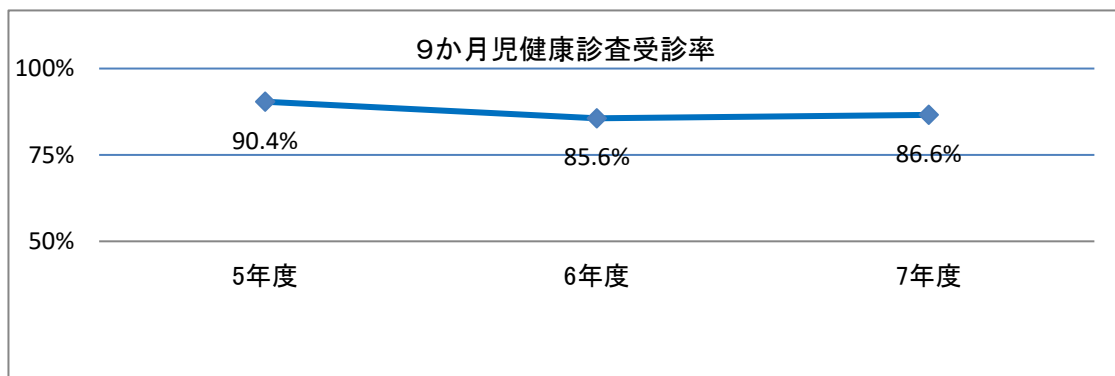
■ 6 か月児健康診査受診状況（医療機関実施）

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 %	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導と区への連絡事項(延数)			
					問題なし	あり	疑い	不明	医療機関で行う	区で行う	他機関管理中	その他
5		4,091	3,760	91.9	3,479	72	209	－	2,193	10	55	7
6		4,176	3,671	87.9	3,444	47	180	－	2,062	14	45	2
7		4,309	3,905	90.6	3,634	69	202	－	2,179	16	37	9
内訳	中央本町	873	788	90.3	738	26	24	－	375	3	10	1
	竹の塚	1,154	1,059	91.8	965	13	81	－	691	1	8	3
	江北	898	801	89.2	765	13	23	－	476	4	8	1
	千住	510	447	87.6	405	9	33	－	353	2	6	－
	東部	874	810	92.7	761	8	41	－	284	6	5	4



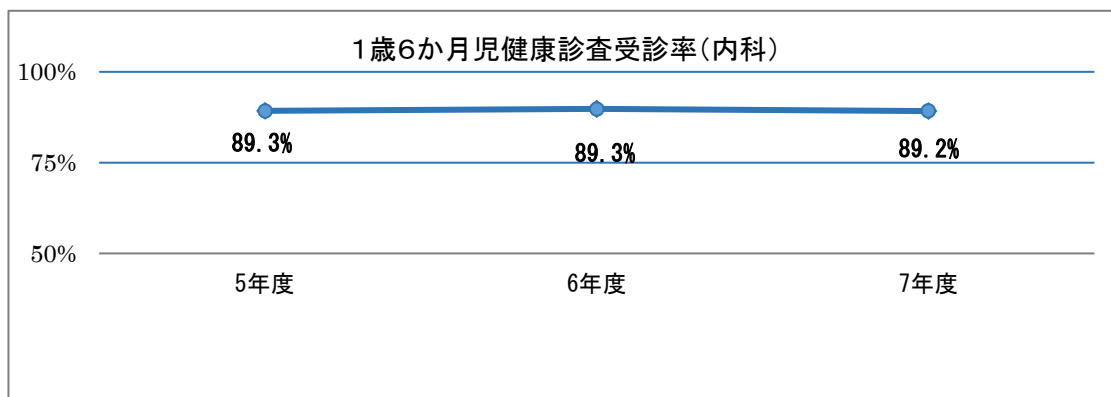
■ 9 か月児健康診査受診状況（医療機関実施）

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 %	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導と区への連絡事項(延数)			
					問題なし	あり	疑い	不明	医療機関で行う	区で行う	他機関管理中	その他
5		4,091	3,700	90.4	3,496	64	140	－	1,810	9	49	1
6		4,176	3,576	85.6	3,386	43	147	－	1,951	17	38	2
7		4,309	3,731	86.6	3,506	45	180	－	2,072	14	30	5
内訳	中央本町	873	749	85.8	701	23	25	－	356	2	7	3
	竹の塚	1,154	1,010	87.5	919	8	83	－	681	2	6	2
	江北	898	761	84.7	737	4	20	－	437	3	7	－
	千住	510	411	80.6	382	4	25	－	316	4	7	－
	東部	874	800	91.5	767	6	27	－	282	3	3	－



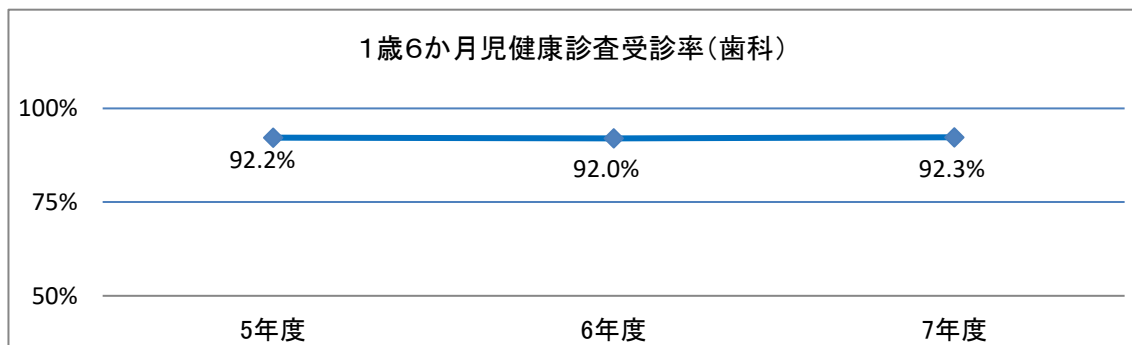
■ 1歳6か月児健康診査受診状況（医療機関実施）

区分 年度		対象 者数	受診 者数	受診率 %	有所見者 実数	区への連絡事項内訳				
						要保健指導	要経過観察	要心理判定	要精密検査	要医療機 関治療
5		4,310	3,850	89.3	245	28	443	7	57	47
6		4,121	3,700	89.8	223	23	389	3	66	32
7		4,182	3,730	89.2	220	12	390	5	55	48
内 訳	中央本町	845	752	89.0	90	2	49	1	13	18
	竹の塚	1,153	1,001	86.8	26	4	120	2	15	11
	江北	883	803	90.9	13	2	85	2	13	14
	千住	449	401	89.3	4	2	66	－	2	2
	東部	852	773	90.7	87	2	70	－	12	3



■ 1歳6か月児歯科健康診査受診状況（各保健センター等実施）

区分 年度		実 施 回 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 %	むし歯のない者			むし歯のある者				り 患 率 %	現 在 歯 総 数	むし歯の数					1 人 平 均 むし 歯 数	処 置 歯 の ある 者	不 正 咬 合 の ある 者	口 腔 軟 組 織 の 異 常 の ある 者	そ の 他 の 異 常 が ある 者
						総 数	O1 O2		総 数	A 型	B 型	C 型			総 数	C1	C2	C3 以上	処 置 歯 数					
							むし 歯 に な り に く い	むし 歯 に な り や す い																
5		114	4,245	3,914	92.2	3,889	2,609	1,280	25	23	1	1	0.6	55,973	69	43	18	-	8	0.02	1	160	180	424
6		117	4,132	3,800	92.0	3,780	2,622	1,158	20	14	4	2	0.5	54,534	64	25	34	4	1	0.02	1	153	109	371
7		116	4,170	3,849	92.3	3,829	2,762	1,067	20	18	1	1	0.5	54,924	58	26	30	-	2	0.02	1	128	132	399
内 訳	中央本町	26	833	757	90.9	750	533	217	7	6	1	-	0.9	10,753	16	7	7	-	2	0.02	1	18	19	83
	竹の塚	22	1,141	1,058	92.7	1,052	760	292	6	5	-	1	0.6	15,163	23	12	11	-	-	0.02	-	30	41	104
	江北	26	906	827	91.3	826	593	233	1	1	-	-	0.1	11,750	1	1	-	-	-	0.00	-	32	45	91
	千住	18	438	425	97.0	424	324	100	1	1	-	-	0.2	6,175	4	1	3	-	-	0.01	-	27	4	33
	東部	24	852	782	91.8	777	552	225	5	5	-	-	0.6	11,083	14	5	9	-	-	0.02	-	21	23	88



■ 1歳6か月児歯科健康診査フォロー状況

区分 年度		有所見者 (人)	有所見者 割合(%)	受診勧奨者 (人)	歯科医療機関受診確認数			
					ハガキ(人)	電話(人)	合計(人)	割合(%)
5		73	1.9	73	58	10	68	93.2
6		57	1.5	57	43	8	51	89.5
7		43	1.1	43	27	3	30	69.8
内 訳	未処置歯	19	0.5	19	12	3	15	78.9
	要観察歯	24	0.6	24	15	0	15	62.5

※ 令和7年度歯科健康診査受診者 3,849 人分(令和8年6月末現在)

■ 1歳6か月児歯科健康診査 集団・個別指導状況（各保健センター等実施）

年度	区分	集団指導	個別指導	
		栄養指導	保健指導	栄養指導
5		1,954	3,935	1,047
6		2,573	3,859	1,496
7		2,791	3,849	1,324
内訳	中央本町	757	757	201
	竹の塚	-	1,058	513
	江北	827	827	255
	千住	425	425	109
	東部	782	782	246

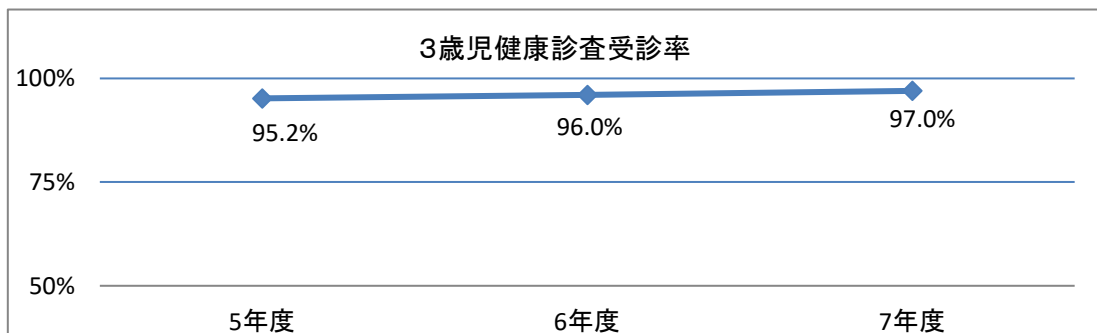
■ 1歳6か月児歯科健康診査受診状況（心理相談）

年度	区分	相談者数	1歳6か月	経過観察者	
				1歳～2歳児	3歳児～
5		558	349	170	39
6		537	363	149	25
7		516	340	139	37
内訳	中央本町	111	81	23	7
	竹の塚	86	61	23	2
	江北	114	75	25	14
	千住	76	48	23	5
	東部	129	75	45	9

※ 1歳6か月児歯科健康診査実施日に心理相談を実施した新規以外に、経過観察で来所した心理相談件数も計上する。

■ 3歳児健康診査受診状況（各保健センター等実施）

区分 年度		実 施 回 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 %	尿 検 査 （ 蛋 白 ）				スクリーニング 問診・発育・発達	計 測	診 察 結 果 内 訳			心 理 判 定	精 健 票 発 行	集団指導		個別指導		
						実 施 数	(一)	(±)	(+)			異 常 な し	有 所 見 者 数	有 所 見 率 %			栄 養 指 導	保 健 指 導	栄 養 指 導	歯 科 衛 生 指 導	
5		134	4,369	4,159	95.2	3,735	3,692	11	32	4,159	4,159	2,218	1,941	46.7	510	21	1,523	4,159	1,195	231	
6		135	4,291	4,121	96.0	3,294	3,262	20	12	4,121	4,121	2,168	1,953	47.4	461	9	2,044	4,121	1,142	206	
7		134	4,155	4,031	97.0	3,567	3,516	27	24	4,031	4,031	1,885	2,146	53.2	490	7	2,133	4,031	1,216	205	
内 訳	中央本町	28	810	788	97.3	724	720	1	3	788	788	309	479	60.8	102	1	788	788	166	40	
	竹 の 塚	26	1,092	1,074	98.4	979	956	9	14	1,074	1,074	429	645	60.1	139	-	-	1,074	530	71	
	江 北	30	910	876	96.3	756	741	14	1	876	876	416	460	52.5	96	1	876	876	215	51	
	千 住	20	475	469	98.7	410	409	-	1	469	469	248	221	47.1	53	5	469	469	103	5	
	東 部	30	868	824	94.9	698	690	3	5	824	824	483	341	41.4	100	-	-	824	202	38	



■ 3歳児健康診査診察結果所見及び指示区分（延べ数）各保健センター等実施

区分 年度		有 所 見 者 延 数	所 見 内 訳（延）												
			発 育	皮 膚	顔 面 口 腔 頭 頸 部	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部 ・ 四 肢	運 動	精 神	言 動	日 常 習 慣	そ の 他
5		2,826	265	177	24	547	185	83	141	38	27	234	446	473	186
6		3,037	315	188	29	547	203	110	182	42	26	251	527	447	170
7		3,059	297	250	21	477	150	135	192	43	33	243	483	538	197
要精密健診		789	60	7	2	403	115	45	88	19	3	2	6	1	38
内 訳	中央本町	172	11	－	－	81	32	12	26	1	－	－	－	－	9
	竹の塚	218	29	1	－	93	31	7	23	5	3	0	3	1	22
	江北	166	14	4	2	86	19	10	19	7	－	2	2	－	1
	千住	66	3	2	－	44	7	4	4	－	－	－	－	－	2
	東部	167	3	－	－	99	26	12	16	6	－	－	1	－	4
受診勧奨		51	1	18	1	8	0	3	13	0	1	0	1	3	2
内 訳	中央本町	2	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－
	竹の塚	27	－	11	1	2	－	1	7	－	1	－	1	2	1
	江北	10	－	3	－	3	－	－	4	－	－	－	－	－	－
	千住	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	東部	11	1	4	－	3	－	1	2	－	－	－	－	－	－
他機関管理中		656	36	128	13	53	23	68	41	13	19	77	117	27	41
内 訳	中央本町	101	11	15	1	10	3	12	5	2	3	9	17	3	10
	竹の塚	209	8	50	8	17	3	15	10	2	5	24	41	8	18
	江北	171	6	36	3	13	8	24	14	5	5	17	27	7	6
	千住	89	4	9	－	10	5	10	8	2	5	13	13	7	3
	東部	86	7	18	1	3	4	7	4	2	1	14	19	2	4
要経過観察		62	39	1	1	0	1	0	0	2	1	4	6	4	3
内 訳	中央本町	23	18	1	1	－	－	－	－	－	－	－	2	－	1
	竹の塚	10	8	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－
	江北	10	5	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	2	1
	千住	12	4	－	－	－	－	－	－	1	1	2	2	1	1
	東部	7	4	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	1	－
一時的指導		1,501	161	96	4	13	11	19	50	9	9	160	353	503	113
内 訳	中央本町	268	31	15	1	5	2	4	18	2	1	27	74	62	26
	竹の塚	531	67	39	2	4	2	5	20	5	4	60	115	174	34
	江北	324	19	20	－	4	4	3	6	1	2	35	74	137	19
	千住	149	17	7	1	－	2	1	4	1	1	11	38	47	19
	東部	229	27	15	－	－	1	6	2	－	1	27	52	83	15

■ 3歳児視力検診実施状況

区分 年度		受診者数	判定結果				個別 保健指導
			異常なし	要再検査	要精密検査	そ の 他 (追跡中止等)	
5		4,158	3,640	5	474	37	516
6		4,121	3,611	1	461	48	510
7		4,028	3,573	1	403	51	455
内 訳	中央本町	788	694	－	81	13	94
	竹 の 塚	1,074	967	－	93	14	107
	江 北	876	777	－	86	13	99
	千 住	469	419	－	44	6	50
	東 部	821	716	1	99	5	105

■ 3歳児視力検診精密検査結果

区分 年度		視力 検診受診者数	精密健診受診票・ 紹介状発行数	結果把握数	結果内訳							
					異常なし	要経過観察	要医療	有所見内訳（延数）				
								弱視あり			弱視なし又は弱視の有無不明	
								不同視弱視	斜視弱視	屈折弱視	斜視	屈折異常
5		4,158	474	293	71	162	54	2	1	51	16	106
6		4,121	461	348	47	180	88	8	1	72	12	174
7		4,028	403	290	31	181	78	9	2	63	23	186
内 訳	中央本町	788	81	60	7	40	13	1	1	12	6	45
	竹 の 塚	1,074	93	62	6	38	18	2	－	17	5	35
	江 北	876	86	65	9	36	20	3	1	12	7	37
	千 住	469	44	22	1	9	12	1	－	8	－	15
	東 部	821	99	81	8	58	15	2	－	14	5	54

■ 3歳児聴覚検診実施状況

区分 年度		受診者数	判定結果				個別 保健指導
			異常なし	要再検査	要精密検査	そ の 他 (追跡中止等)	
5		4,158	3,990	6	138	24	168
6		4,121	3,933	2	160	26	188
7		4,030	3,891	－	115	24	139
内 訳	中央本町	788	749	－	34	5	39
	竹 の 塚	1,074	1,040	－	31	3	34
	江 北	876	855	－	16	5	21
	千 住	469	456	－	8	5	13
	東 部	823	791	－	26	6	32

■ 3歳児健康診査受診状況（心理相談）

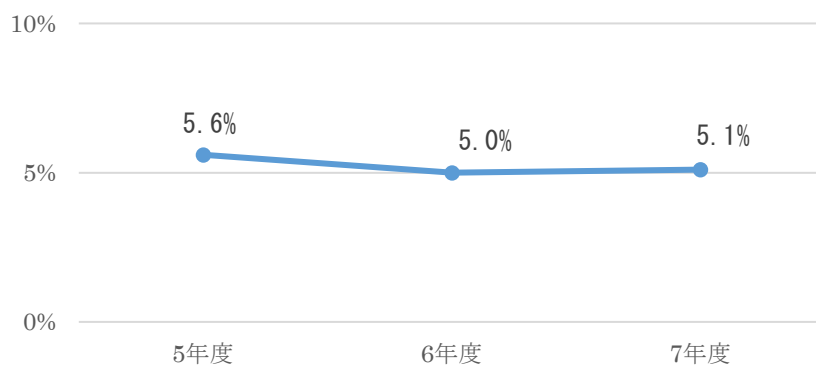
区分 年度		相談者数	3歳児	経過観察者	
				1歳～2歳児	3歳児～
5		811	519	176	116
6		685	461	145	79
7		675	491	116	68
内 訳	中央本町	129	99	23	7
	竹の塚	192	139	34	19
	江北	131	96	23	12
	千住	68	53	8	7
	東部	155	104	28	23

※ 3歳児健康診査実施日に心理相談を実施した新規以外に、経過観察で来所した心理相談件数も計上する。

■ 3歳児歯科健康診査受診状況（各保健センター等実施）

区分 年度		実 施 回 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 %	む し 歯 の な い 者	むし歯のある者				患 率 %	現 在 歯 総 数	むし歯の数					1 人 平 均 む し 歯 数	処 置 歯 の あ る 者	不 正 咬 合 の あ る 者	口 腔 軟 組 織 の 異 常 の あ る 者	そ の 他 の 異 常 が あ る 者
							総 数	A 型	B 型	C 型			総 数	C1	C2	C3 以上	処 置 歯 数					
5		133	4,369	4,156	95.1	3,925	231	180	39	12	5.6	82,219	745	308	324	15	98	0.18	50	453	86	482
6		135	4,291	4,121	96.0	3,915	206	154	44	8	5.0	81,400	629	288	225	16	100	0.15	42	363	92	497
7		134	4,155	4,030	97.0	3,825	205	151	46	8	5.1	79,583	659	225	299	34	101	0.16	45	368	100	558
内 訳	中央本町	28	810	787	97.2	747	40	32	6	2	5.1	15,550	134	24	53	17	40	0.17	15	67	27	108
	竹の塚	26	1,092	1,074	98.4	1,003	71	51	18	2	6.6	21,208	228	100	85	9	34	0.21	17	86	27	135
	江北	30	910	877	96.4	826	51	38	12	1	5.8	17,310	155	61	78	6	10	0.18	7	113	36	136
	千住	20	475	469	98.7	464	5	3	2	-	1.1	9,269	14	2	7	-	5	0.03	2	33	3	37
	東部	30	868	823	94.8	785	38	27	8	3	4.6	16,246	128	38	76	2	12	0.16	4	69	7	142

むし歯り患率（3歳児歯科健康診査）



■ 3歳児歯科健康診査フォロー状況

年度	区分	有所見者 (人)	有所見者 割合(%)	受診勧奨者 (人)	歯科医療機関受診確認数			
					ハガキ(人)	電話(人)	合計(人)	割合(%)
5		332	8.0	332	213	27	240	72.3
6		325	7.9	325	217	28	245	75.4
7		292	7.2	292	201	29	230	78.8
内 訳	未処置歯	176	4.4	176	110	29	139	79.0
	要観察歯	116	2.9	116	91	-	91	78.4

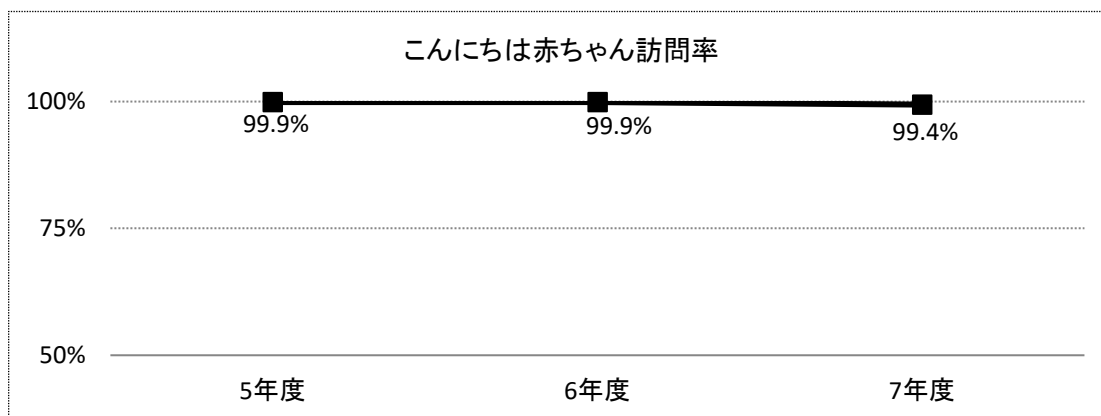
※ 令和7年度歯科健康診査受診者 4,030 人分(令和8年6月末現在)

■ 乳幼児経過観察(身体・心理)健康診査受診状況

年度	区分	実施 回数	対象 者数	受診 者数	受診 率%	身体内訳			年齢内訳			心理相談		個別指導	
						初診	有所 見者	再診	乳児	1～2 歳児	3歳 児～	1～2 歳児	3歳 児～	保健 指導	栄養 指導
5		82	739	611	82.7	357	130	101	293	121	44	164	48	459	74
6		90	748	626	83.7	295	97	114	206	156	44	125	48	406	93
7		81	762	627	82.3	308	100	85	228	112	47	124	66	393	75
内 訳	中央本町	12	140	105	75.0	87	28	18	51	31	23	15	15	105	18
	竹の塚	26	146	139	95.2	62	14	13	50	15	10	44	20	75	11
	江北	13	233	183	78.5	63	15	6	44	16	3	27	13	69	6
	千住	12	113	99	87.6	58	14	12	43	21	6	19	10	70	15
	東部	18	130	101	77.7	38	29	36	40	29	5	19	8	74	25

10 母子保健 (3)乳幼児家庭訪問		所管課 保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター	1 貧困をなくそう 	2 健康をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	
根拠法令等		母子保健法第10・17条、妊産婦訪問指導実施要綱、こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱、未熟児養育事業実施要綱、児童福祉法第6条				
目的 妊娠期から乳幼児期にかけて、個別に保健指導等が必要な場合、家庭訪問等により、妊娠・出産・育児についての相談支援を行い、乳幼児の健やかな発育・発達や家族の健康増進に寄与する。						
事業内容 ア こんにちは赤ちゃん訪問事業 児童福祉法及び母子保健法に基づき、生後3か月までの乳児がいる家庭を訪問し、新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、育児上必要な事項についての指導・助言とともに、子育て支援に関する情報提供をしている。 さらに、令和7年度からは、児童福祉法に新たに創設された「妊婦等包括相談支援事業」としても位置付けされている。 イ 未熟児訪問指導 未熟児及び低体重児（2,500g未満）のいる家庭を訪問し、疾病及び異常の予防と早期発見、ならびに栄養・感染予防・環境や生活に関することなど、養育上必要な助言・指導を行っている。 ウ 乳幼児訪問指導 健康診査等で継続した支援が必要な乳幼児や、発育・発達及び健康について相談希望がある保護者の家庭を訪問し、生活スタイルを考慮した効果的な保健指導を行っている。						
実績表 ■こんにちは赤ちゃん訪問事業						
区分 年度		届出（希望）件数 A	訪問指導件数 （）内は延べ数 B	内訳		訪問率 (B/A)
				保健師訪問数	委託指導員訪問数	
5		3,941	3,936(4,246)	642	3,294	99.9%
6		4,123	4,110(4,457)	722	3,388	99.7%
7		4,321	4,297(4,628)	931	3,366	99.4%
内 訳	中央本町	841	834	194	640	99.2%
	竹の塚	1068	1068	169	899	100.0%
	江北	837	832	92	740	99.4%
	千住	487	480	79	401	98.6%
	東部	800	797	116	681	99.6%
	保健予防課	288	286	281	5	99.3%
※ 当該年度に出生した訪問希望者（届出件数）に対する保健師・助産師等が訪問指導した件数及び届出件数に対する訪問率。 ※ 育児不安が強い等の理由で、複数回訪問指導を実施する場合あり。						

■こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問率



■未熟児（低体重児）届出数・保健指導実施状況

区分 年度		出生届出件数	保 健 指 導 実 施 状 況 （ 延 ）		
			総数	訪問	面接・電話
5		365	601	343	258
6		335	686	345	341
7		442	928	446	482
内 訳	中央本町	118	389	122	267
	竹 の 塚	98	166	103	63
	江 北	93	127	78	49
	千 住	49	65	57	8
	東 部	84	181	86	95

※ 委託訪問指導員による訪問数を含める。

■乳幼児訪問件数

区分 年度		訪問件数(延)
5		1,565
6		1,752
7		2,004
内 訳	中央本町	421
	竹 の 塚	328
	江 北	145
	千 住	135
	東 部	335
	保健予防課	640

10 母子保健 (4) 育児相談		所管課 中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 		
根拠法令等		足立区マザーメンタルヘルス相談事業実施要綱、療育相談事業実施要綱、児童福祉法第19条					
目的 各種相談事業を通し、乳幼児とその保護者に対し専門的な関わりをもつことで、保護者の育児不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を支援する。							
事業内容 ア 育児栄養相談 乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士等が子どもの発育・発達に関する相談に対応し、育児に自信が持てるよう支援するとともに、来所者同士の交流の場としている。 イ 乳幼児療育指導 乳幼児健康診査等で身体機能や発達に障がいの疑いがあると判断された者に対し、神経発達専門医による療育相談を実施している。また、各種疾病や障がいについての情報提供や保護者の不安、疑問等に対して指導・助言を行う。要治療の者には、医療費助成（育成医療）の申請や各専門医療機関への受診を勧奨する。 ウ 産後育児ストレス相談・マザーメンタルヘルス相談 乳幼児健康診査・家庭訪問・育児相談等の母子保健活動の中で、強度の育児不安や精神医学的、心理学的に専門的な関わりが必要と思われる養育者を早期に発見し、グループカウンセリングや個別相談などを行い、母子の健全な育成と、虐待の発生防止を図っている。							
実績表 ■育児栄養相談実施状況							
区分 年度		来所者数（オンライン相談者数）	問診・発達スクリーニング	計 測	保健指導数	栄養指導数	歯科保健指導数
5		509 (11)	485	485	581 (8)	312 (10)	144 (5)
6		503 (17)	503	503	546 (13)	315 (16)	219 (4)
7		520 (24)	517	517	547 (11)	354 (22)	203 (7)
内 訳	中央本町	85 (7)	85	85	76 (3)	58 (7)	20 (2)
	竹 の 塚	84 (9)	84	84	84 (5)	60 (8)	40 (4)
	江 北	97 (5)	97	97	125 (1)	85 (4)	52 (1)
	千 住	114 (3)	111	111	111 (2)	67 (3)	28 (-)
	東 部	140 (-)	140	140	151 (-)	84 (-)	63 (-)
※ オンライン相談は、令和3年10月から予約制で実施。（ ）内は、オンライン実施							

■随時育児相談実施状況

区分 年度		保 健 指 導 数	栄 養 指 導 数	歯科保健指導数
5		7,102	526	408
6		15,126	363	404
7		13,777	318	379
内 訳	中央本町	3,184	61	92
	竹 の 塚	3,404	62	89
	江 北	3,063	77	81
	千 住	1,918	52	50
	東 部	2,208	66	67

■乳幼児療育指導実施状況（竹の塚保健センター実施）

区分 年度		実施回数	受診予約者数 （ 延 ）	受診者数 （ 延 ）	診療所見内訳		個別 保健指導
					要治療	治療不要	
5		6	24	20	5	15	20
6		6	27	25	2	23	25
7		6	24	23	6	17	23

■産後育児ストレス相談実施状況

区分 年度		実施回数	相談者実数	相談者 （母親）延数	相談者 （子ども）延数
5		46	59	83	55
6		48	39	62	32
7		50	45	66	44
内 訳	中央本町	8	12	16	14
	竹 の 塚	12	9	12	7
	江 北	12	3	13	5
	千 住	6	6	8	4
	東 部	12	15	17	14

■マザーメンタルヘルス相談実施状況

区分 年度		実施回数	相談者実数	相談者 （母親）延数	相談者 （子ども）延数
5		54	62	151	103
6		59	36	86	41
7		60	30	64	34
内 訳	中央本町	12	4	10	10
	竹 の 塚	12	4	13	12
	江 北	12	10	22	4
	千 住	12	6	8	2
	東 部	12	6	11	6

10 母子保健 (5)子どもの虐待防止		所管課 中央本町地域・保健総合支援課、 各保健センター、保健予防課		1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 											
根拠法令等		児童福祉法															
目的 母子保健事業のあらゆる場面で、関係機関と連携し虐待防止の取り組みを行うことにより乳幼児とその保護者の健康と安全を守る。																	
事業内容 ア 虐待ケース調整会議への参加 平成21年度から子どもの虐待防止を目的として、こども家庭相談課が開催する虐待調整会議に保健師が参加している。保健所（各保健センター等）・こども家庭相談課・足立児童相談所・福祉事務所がそれぞれ把握した通告・受理ケースやハイリスクケースについて情報交換し、相互確認や対応を検討している。 平成26年度から、乳幼児健康診査の未受診者のフォロー・確認を居住実態把握調査として実施、また、特定妊婦の基準を明確にし、妊娠届時の面接やアンケートから対象者を把握しフォローする取り組みを試験的に開始した。把握経路としては、妊娠届、医療機関（産科等）からの連絡であった。 また、こども家庭相談課・児童相談所への各保健センター等からの報告数は令和7年度652件（特定妊婦444件、通告ケース208件）となった。 今後も関係機関の連携による切れ目のない支援や見守りを継続するために実施していく。																	
実績表 ■こども家庭相談課・児童相談所への通告ケース（月齢・年齢別等）																	
年度	総数	一般通告ケース															特定妊婦
		0～2か月	3～5か月	6～8か月	9～11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	妊婦	計	
5	530	16	20	2	1	33	1	36	1	4	－	8	1	－	31	154	376
6	600	20	19	3	4	37	5	29	6	6	4	16	4	－	32	185	415
7	652	24	29	3	5	42	6	28	5	1	5	8	3	2	47	208	444

10 母子保健 (6)乳幼児健康教育・自主グループ	所管課	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 
	中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター			
根拠法令等	母子保健法第9条、健やか親子相談事業実施要綱			
目的 各健康教室等を実施することにより、妊娠・出産・育児といったその時必要な情報を提供するとともに、子育て支援のための地域のコミュニティを形成する。 事業内容 ア 育児学級 母乳または育児用ミルクだけでは足りない栄養素を補完する必要性が高まる7～8か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方や食べ方の目安など、実演を含めた教室を実施している。 イ 乳幼児健康教室等 発達支援の小グループの教室（ア）の実施および、乳幼児健康診査や講演会、住区センター等での育児相談などあらゆる機会を捉えて、地域の母子健康づくり事業（イ）を行っている。また、母子の学習活動を実施し、参加者が主体的に考え、学べるように支援している。 （ア）親子の発達支援グループ事業 1歳6か月児健康診査等で発達の課題があると判断した児とその保護者や、親子の関わりに不安がある母子を対象に、小集団の遊びの教室を月1～2回実施している。 （イ）地域の母子健康づくり事業 育児不安の解消や情報提供の場としてだけでなく、同じ月齢や年齢の子どもをもつ親同士が交流し、悩みや不安を共有したり具体的な解決策を情報交換できる場として各保健センター等及び住区センターを会場に、講演会・学習会や相談会を実施している。 ウ 健やか親子支援 「健やか親子21」は、母子の健康水準向上のための国民運動計画で、平成27年度から第2次（令和6年度まで）が始まった。「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指して、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに向け、以下の事業を行っている。 各保健センター等では、地域の関係機関・団体・子育てアドバイザー等との連携を深めるため、ネットワーク会議を開き、情報交換・学習会・シンポジウム等を実施している。 エ 自主グループ育成・支援 地域の子育てグループへの支援や、保健師活動の中でかかわった障がい児、多胎児をもつ母親のグループ等の育成に努め、住区センターを拠点とした子育て支援を展開している。				

実 績 表

■育児学級実施状況

区分 年度		学級数	受講者数 (保護者数)	個別相談数 栄養指導
5		60	312	240
6		60	500	326
7		60	682	438
内 訳	中央本町	12	152	98
	竹 の 塚	12	150	85
	江 北	12	119	56
	千 住	12	129	118
	東 部	12	132	81

■親子の発達支援グループ実施状況（参加児延人数）

区分 年度	総数	中央本町	竹の塚	江北	千住	東部
5	17	-	6	11	-	-
6	46	-	12	34	-	-
7	38	-	10	28	-	-

■講演会・学習会実施状況

区分 年度		回数	人数	テーマ
5		33	478	
6		37	415	
7		34	571	
内 訳	中央本町	6	95	母乳・卒乳講演会、親子体操教室、アレルギー予防教室
	竹 の 塚	6	135	アレルギー予防教室、親子でハッピーコミュニケーション、予防接種の重要性と感染症サーベイランス
	江 北	8	124	アレルギー予防教室、ふれあい遊び、女性の健康、だっこひも
	千 住	7	136	脳とことばの発達、よい睡眠が脳を育てる、子どもを育む母乳育児、アレルギー予防教室
	東 部	7	81	アレルギー予防教室、食物アレルギー予防教室、母乳育児、卒乳、親子体操

■住区センターでの健康学習・健やか親子相談

年度 \ 区分		回数	人数
5		263	3,601
6		391	5,829
7		388	4,499
内 訳	中央本町	70	979
	竹の塚	83	1,248
	江北	82	821
	千住	36	191
	東部	117	1,260

■健やか親子支援事業実施状況

(ア) 健やか親子相談事業

年度 \ 区分		回数	参加人数	内 容・目 的	対 象
5		330	3,342	保健師・助産師による個別相談、グループワーク、身体計測等の機会を通じて保護者の育児不安を軽減し、健やかに子育てができるよう支援する。	生後1歳未満児の保護者
6		376	3,765		
7		361	4,342		

(イ) 子育て健康ひろば

年度 \ 区分		参加人数	内 容・目 的	対 象
5		763	各保健センター等を地域の親子の交流や子育て自主グループ等の活動の場として提供し、情報交換、相談、学習会などを実施している。	子育て中の親子、その関係者
6		692		
7		1,045		

(ウ) 健やか親子ネットワーク連絡会

年度 \ 区分		回数	参加人数	内 容・目 的	対 象
5		7	249	地域での子育てに関する課題解決に向け、子どもに関わる関係機関・団体とともに、学習会、情報交換などを実施し、地域での子育て支援ネットワークを推進する。	地域関係機関・団体及び子育てに関わっている者
6		7	195		
7		7	220		
内 訳	中央本町	2	69	関係機関の紹介、報告、情報提供、交流 講演会「子どもの発達過程でのかんしゃくの理解と向き合い方のヒント」	
	竹の塚	2	52	情報交換、「足立の子育て～子どもへの健康支援について～」講座、「乳幼児の発達とメディアの付き合い方」	
	江北	1	42	情報交換、「発達や精神面に特性のある保護者とのかかわり方」	
	千住	1	22	情報交換、講演「関わりが難しい親子の理解と対応について」	
	東部	1	35	乳幼児の発達とメディアの付き合い方	

■自主グループ育成・支援

実施回数 延 576回

参加者数 延 7,084人

10 母子保健 (7)小児医療費助成		所管課 保健予防課、中央本町地域・ 保健総合支援課		3 すべての人に 健康と福祉を 																																																																								
根拠法令等		母子保健法第20条、未熟児養育事業実施要綱 障害者の日常生活及び社会、生活を総合的に支援するための法律 第52～58条、 児童福祉法第19条の2																																																																										
目 的 未熟児、身体障がい・特定疾病のある児童に対し、医療費助成を行い、健やかな育成を図る。																																																																												
事業内容 ア 養育医療費公費負担 未熟児で指定医療機関の医師が入院養育の必要を認めた者に対し、医療券を交付し、各医療 保険分を除く自己負担分を給付する。 イ 自立支援医療（育成医療） 身体に機能障がいがある、または疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未 満の児童に対し、手術などで確実に治療効果が期待できる場合に、身体障がいの改善に要する 医療費や、補助用具代の一部を支給している。 ウ 小児慢性特定疾病医療費助成 対象疾病にかかっている18歳未満の者（ただし、引き続き医療を受ける場合は、満20歳 に満たない者）に対し、申請に基づき、医療給付を行う。区では、東京都医療費助成実施要綱 により、医療費助成申請経由事務を扱っている。																																																																												
実績表 ■未熟児養育医療給付状況																																																																												
<table><tr><th>区分 年度</th><th>申 請 件 数</th><th>承 認 件 数</th><th>医療件数(延)</th><th>公費負担(円)</th></tr><tr><td>5</td><td>107</td><td>107</td><td>313</td><td>40,392,998</td></tr><tr><td>6</td><td>110</td><td>110</td><td>315</td><td>35,521,532</td></tr><tr><td>7</td><td>122</td><td>122</td><td>341</td><td>36,149,517</td></tr></table>					区分 年度	申 請 件 数	承 認 件 数	医療件数(延)	公費負担(円)	5	107	107	313	40,392,998	6	110	110	315	35,521,532	7	122	122	341	36,149,517																																																				
区分 年度	申 請 件 数	承 認 件 数	医療件数(延)	公費負担(円)																																																																								
5	107	107	313	40,392,998																																																																								
6	110	110	315	35,521,532																																																																								
7	122	122	341	36,149,517																																																																								
■育成医療支給認定件数																																																																												
<table><tr><th>区分 年度</th><th>総数</th><th>肢体不自由</th><th>視覚障がい</th><th>聴覚・平衡 機能障がい</th><th>音声・言語・ そしゃく 機能障がい</th><th>心臓 機能障がい</th><th>腎臓 機能障がい</th><th>小腸 機能障がい</th><th>肝臓 機能障がい</th><th>その他の内臓 機能障がい</th><th>免疫機能 障がい</th></tr><tr><td>5</td><td>15</td><td>4</td><td>－</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td><td>3</td><td>－</td></tr><tr><td>6</td><td>13</td><td>6</td><td>1</td><td>－</td><td>4</td><td>1</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>7</td><td>18</td><td>7</td><td>－</td><td>－</td><td>2</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>8</td><td>－</td></tr></table>					区分 年度	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	心臓 機能障がい	腎臓 機能障がい	小腸 機能障がい	肝臓 機能障がい	その他の内臓 機能障がい	免疫機能 障がい	5	15	4	－	2	4	1	1	－	－	3	－	6	13	6	1	－	4	1	－	1	－	－	－	7	18	7	－	－	2	1	－	－	－	8	－																								
区分 年度	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	心臓 機能障がい	腎臓 機能障がい	小腸 機能障がい	肝臓 機能障がい	その他の内臓 機能障がい	免疫機能 障がい																																																																	
5	15	4	－	2	4	1	1	－	－	3	－																																																																	
6	13	6	1	－	4	1	－	1	－	－	－																																																																	
7	18	7	－	－	2	1	－	－	－	8	－																																																																	
■小児慢性特定疾病病名別申請状況（件）																																																																												
<table><tr><th>区分 年度</th><th>総 数</th><th>慢 性 心 疾 患</th><th>膠 原 病</th><th>慢 性 腎 疾 患</th><th>内 分 泌 疾 患</th><th>糖 尿 病</th><th>先 天 性 代 謝 異 常</th><th>慢 性 血 液 疾 患</th><th>悪 性 新 生 物</th><th>慢 性 呼 吸 器 疾 患</th><th>神 経 ・ 筋 疾 患</th><th>免 疫 疾 患</th><th>慢 性 消 化 器 疾 患</th><th>染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群</th><th>皮 膚 疾 患</th><th>骨 系 統 疾 患</th><th>脈 管 系 疾 患</th></tr><tr><td>5</td><td>458</td><td>69</td><td>19</td><td>29</td><td>53</td><td>24</td><td>17</td><td>11</td><td>74</td><td>21</td><td>55</td><td>6</td><td>39</td><td>17</td><td>7</td><td>16</td><td>1</td></tr><tr><td>6</td><td>483</td><td>69</td><td>23</td><td>20</td><td>53</td><td>23</td><td>14</td><td>11</td><td>79</td><td>24</td><td>61</td><td>7</td><td>56</td><td>25</td><td>5</td><td>12</td><td>1</td></tr><tr><td>7</td><td>463</td><td>60</td><td>25</td><td>25</td><td>45</td><td>20</td><td>13</td><td>13</td><td>73</td><td>20</td><td>61</td><td>5</td><td>63</td><td>21</td><td>5</td><td>13</td><td>1</td></tr></table>					区分 年度	総 数	慢 性 心 疾 患	膠 原 病	慢 性 腎 疾 患	内 分 泌 疾 患	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	慢 性 血 液 疾 患	悪 性 新 生 物	慢 性 呼 吸 器 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	免 疫 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患	5	458	69	19	29	53	24	17	11	74	21	55	6	39	17	7	16	1	6	483	69	23	20	53	23	14	11	79	24	61	7	56	25	5	12	1	7	463	60	25	25	45	20	13	13	73	20	61	5	63	21	5	13	1
区分 年度	総 数	慢 性 心 疾 患	膠 原 病	慢 性 腎 疾 患	内 分 泌 疾 患	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	慢 性 血 液 疾 患	悪 性 新 生 物	慢 性 呼 吸 器 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	免 疫 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患																																																											
5	458	69	19	29	53	24	17	11	74	21	55	6	39	17	7	16	1																																																											
6	483	69	23	20	53	23	14	11	79	24	61	7	56	25	5	12	1																																																											
7	463	60	25	25	45	20	13	13	73	20	61	5	63	21	5	13	1																																																											

10 母子保健 (8) 特定不妊治療費助成		所管課 保健予防課		1 負担をなくそう 		2 負担をゼロに 		3 すべての人に健康と福祉を 	
根拠法令等		特定不妊治療費助成事業実施要綱							
目的 不妊治療を受ける者に対し、不妊治療に係る医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るために実施する。									
事業内容 ア 特定不妊治療費助成 令和2年度から、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けた方に対して、特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療にかかった保険適用外の医療費の一部を助成してきたが、令和4年4月より保険適用となったため、助成は終了した。なお、令和5年1月からは、特定不妊治療（保険診療）と併せて自費で実施した先進医療にかかる費用の一部助成をおこなっている。									
実績表 ■特定不妊治療費助成実施状況									
区分 年度		特 定 不 妊		男 性 不 妊		特 定 不 妊 (先 進 医 療)		公費負担（円）	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数		
5		94	132	－	－	225	342	8,581,306	
6		－	－	－	－	220	304	5,608,860	
7		－	－	－	－	249	334	7,172,110	
※ 特定不妊治療費助成は、令和2年度から開始。令和6年12月末で終了。 特定不妊治療費（先進医療）助成は、令和5年1月から開始。									

11感染症対策

(1)結核予防

所管課

感染症対策課、保健予防課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
予防接種法
結核に関する特定感染症予防指針
結核予防週間実施要領

目的

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努める。

事業内容

ア BCG接種：小児の重症結核の予防を目的とし、生後1歳に達するまでに接種を行っている。

イ 定期健康診断：事業所長、学校長、施設長及び区長は定期健康診断の実施を義務付けられ、その結果を保健所に報告するよう定められている。

ウ 接触者健康診断：結核患者からの新たな感染者・患者の早期発見及び感染源・感染経路を明らかにし、結核のまん延を防止するために行っている。

エ 患者管理：保健所は結核と診断された患者に対し、必要な医療を徹底させるため、①結核患者登録、②医療費公費負担、③服薬支援、④管理検診を行っている。

オ 啓発：「結核は、まだある」ということを広く一般に情報提供するために、結核・呼吸器感染症予防週間（9月24日～9月30日）、世界結核デー（3月24日）に合わせて結核予防啓発を行っている。

実績表

■BCG接種

年度	対象者数 (人)	BCG接種実施数 (件)	接種率 (%)
5	4,064	3,897	95.9
6	3,865	3,969	※102.6
7	4,082	4,236	※103.7

※ 対象者数は、当該年度の4月1日時点の人数のため、転入者等を含めると接種率が100%を超えることがある。

■定期健診実施状況（65歳以上）

年度	胸部X線撮影 (人)
5	67,766
6	67,765
7	66,990

■日本語学校就学生結核健康診断実施状況

年度	実施校数 (対象校数)	一次健診（人）		精密健診（人）	
		受診数	要精密	要観察	要医療
5	・(4)	・	・	・	・
6	2(4)	140	－	－	－
7	2(4)	195	－	－	－

※ 令和2年度～令和5年度は日本語学校移転等による健診対象者数の大幅な減少により休止

■患者発生に伴う接触者健康診断実施状況（人）

区分 年度	ツベルクリン反応		結核菌感染 マーカー検査	X線撮影	結核 要医療者	潜在性結核 感染症	保健指導 実施
	検査	陽性					
5	2	－	550	319	4	60	629
6	4	－	633	359	2	25	624
7	8	－	646	151	1	17	680

■結核・呼吸器感染症予防週間における結核予防啓発実施状況

実施内容	実績
区災害用電子看板による予防啓発画面の放映	令和7年9月19日から9月30日
区役所アトリウムでパネル展示	令和7年9月19日から9月29日
結核予防啓発チラシ入りマスク、リーフレット、ポスター、結核通信の配布	区役所アトリウム、保健所、福祉事務所、関係機関で配布

■世界結核デーにおける結核予防啓発実施状況

実施内容	実績
区役所アトリウムでパネル展示	令和8年3月18日から3月25日
結核予防啓発チラシ入りマスク、リーフレット、ポスター、結核通信の配布	区役所アトリウムおよび保健所で配布

1 1 感染症対策 (2)結核患者管理

所管課

感染症対策課



根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核に関する特定感染症予防指針
東京都結核予防推進プラン2018
日本版21世紀型DOTS戦略

目 的

結核と診断された患者に対し、必要な医療の徹底及び支援を行っている。

事業内容

ア 結核患者登録

保健所は結核患者を診断した医師からの届出に基づき、結核登録票を備え、結核患者の病状の管理を行っている。

イ 直接服薬確認療法（DOTS）

結核及び潜在性結核感染症の治療は6か月以上の服薬治療が必要であるが、症状が軽減した後も服薬を継続することは難しい。そのため、医療・保健分野、その他関係機関が連携し治療成功に向けて、服薬支援を行っている。

ウ 管理検診

結核の治療終了後、再発の起こりやすい概ね2年間は経過観察期間として、定期的な検診や受療状況を追跡・確認している。また、治療を中断し受診していない患者に対し、保健師の家庭訪問等により治療及び受診勧奨をしている。

実績表

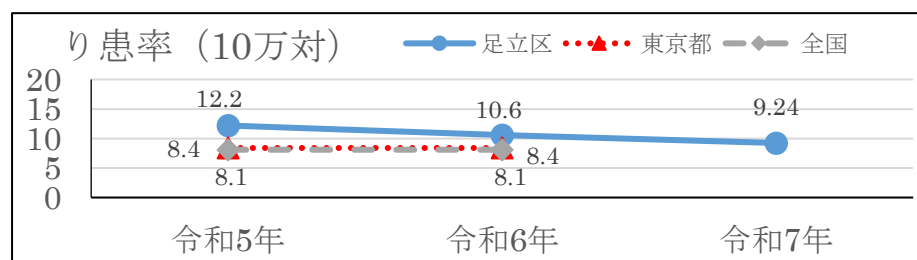
■新登録結核患者数（人）

年	区分	総数 (潜在性結核感染症を除く)	肺結核活動性		肺外結核活動性	潜在性結核感染症（別掲）
			喀痰塗抹陽性	その他		
5		85	38	25	22	61
6		74	29	31	14	46
7		65	20	30	15	40

■結核り患率（人口10万人対）

年	5	6	7
足立区	12.2	10.6	9.24
東京都	8.4	8.4	...
全国	8.1	8.1	...

■り患率の推移



■DOTS実施率 各年の新登録結核患者と潜在性結核感染症（LTBI）（％）

年	5	6	7
全結核（結核＋LTBI）	99.1	97.5	100

*DOTSの実施率算定は、治療終了状況が確認できる年（2年前）が対象となる。

■管理検診実施状況（保健所実施分）（人）

年度	X線撮影	要医療者	保健指導数
5	163	－	164
6	292	－	292
7	283	－	283

11感染症対策

(3)結核医療費

所管課

感染症対策課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
児童福祉法
育成医療及び療育給付事業実施要綱

目的

結核患者の医療費の負担軽減と適正な医療を普及するため。

事業内容

ア一般患者に対する公費負担（感染症法第37条の2）
主に感染性のない活動性結核患者に対するものである。結核指定医療機関での通院医療費については、最長6か月を単位とし、公費負担対象医療費の95%のうち、医療保険各法で給付された額の残りの額について感染症法で公費負担を行っている。

イ入院勧告患者に対する公費負担（感染症法第37条）
入院勧告（感染症法第19条、20条）は、感染性活動性結核患者に対して、感染のまん延を防止するために結核指定医療機関に入院すべきことを勧告する制度である。費用は、患者の収入や健康保険の種類に応じて一部又は全部の公費負担を行っている。

ウ療養給付
緊急時の特例による医療費について、一部負担金の助成制度を設けている。

エ療育給付
骨関節結核及びその他の結核にかかっている18歳未満の者で、医師が入院の必要を認めた者について、健康保険の負担金の一部助成を行っている。

実績表

■結核医療費公費負担状況

年度		申請件数(件)	承認件数(件)	公費負担額(円)
5		323	318	19,849,068
6		243	236	27,585,013
7		232	226	11,480,947
内訳	法37条	79	72	8,667,581
	法37条の2	153	154	2,813,366

■保険区分別登録患者数（令和7年12月末現在）

総数(人)		194
被用者保険		77
	本人	69
	家族	8
国民健康保険		38
後期高齢者		62
生活保護法		16
その他		1
不明		-

1 1 感染症対策		所管課		3 すべての人に 健康と福祉を	
(4)新型コロナウイルス感染症対策		感染症対策課			
根拠法令等		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 足立区新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援金交付要綱			
目 的					
新型コロナウイルス感染症対策の推進に努める。					
事業内容					
令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の類型が5類に移行するまで、以下の事業を実施した。					
ア 相談体制の整備と確保					
新型コロナウイルス感染症について幅広く相談できる体制として、令和元年度に開設した足立区発熱電話相談センター、令和3年度に開設したPCR予約専用ダイヤル及び自宅療養サポートセンターの機能を維持し、区民の不安払拭に努めた。					
なお、5類移行後も、新型コロナウイルス感染症に係る相談先として、足立区発熱相談センターを令和7年3月末まで継続した。					
イ 検査体制の整備と確保					
令和2年度からの継続事業として、保健所の依頼に基づく行政検査を行う協力医療機関（区内11か所）の医療従事者に対して危険手当等を支給し、検査体制の維持を行った。また、医師会への委託により足立区PCR検査センターや休日応急診療所における土曜・日曜・祝日の検査体制の確保を行った。					
ウ 療養体制の整備と確保					
自宅療養する者に対し、東京都全体で食料品、日用品の配送や、パルスオキシメーターの貸出を実施した。また、令和2年度から継続して、区が管理する自宅療養者に対して区が独自にパルスオキシメーターの貸出を実施した。					
また、入院が必要な陽性者の医療機関への搬送費や入院医療費に加え、抗体カクテル療法等のため区独自でハイヤーを確保し、円滑に医療に結び付けられる体制を整備した。					
さらに新型コロナウイルス感染症患者管理システムを導入し、患者情報の管理を徹底するとともに、SMSによる患者への初回連絡、Google formを活用して自宅療養者の療養体制の整備に努めた。					
実績表					
■新型コロナウイルス感染症およびその他感染症電話相談状況					
年度	区分	新型コロナウイルス感染症 電話相談（件）			【参考】 その他感染症 電話相談件数 （件）
		総数	区民	※医療機関 その他	
5		4,807	4,496	112 199	2,114
6		1,451	...	...	2,861
7		115	...	...	2,372
※ 令和5年度までは発熱電話相談センターで受電したもの全てを計上。 令和6年度は1回線になり、新型コロナウイルス感染症相談のみの計上が可能となった。					

■新型コロナウイルス感染症PCR検査件数及び登録患者数

年度 \ 区分	※検査件数 (件)	登録患者数 (人)
5	14,709	478
6	・	・
7	・	・

※ 検査件数は、足立区内の実施件数であり、区外在住者も含まれる。

■自宅療養セットの配付及びパルスオキシメーターの貸出状況

- ・自宅療養者の体調の変化を見逃さないために、パルスオキシメーターの貸出しを行った。

年度 \ 区分	パルスオキシメーター (個)
5	－
6	・
7	・

※ 令和5年5月8日5類移行に伴い終了。

■新型コロナウイルス感染症患者医療費公費負担状況

- ・陽性患者が安心して治療に専念できるよう、入院医療費を公費にて負担した。

年度 \ 区分	医療費公費負担状況		
	申請件数 (件)	承認件数 (件)	公費負担額 (円)
5	128	128	85,188,222
6	・	・	・
7	・	・	・

※ 令和5年5月8日5類移行に伴い終了。

■新型コロナウイルス感染症患者搬送件数及び搬送費

- ・入院医療機関への搬送費を公費にて負担した。
- ・民間救急車での患者搬送件数（自宅から病院、病院から病院）

年度 \ 区分	搬送件数 (件)	搬送費 (円)
5	27	1,540,000
6	・	・
7	・	・

※ 令和5年5月8日5類移行に伴い終了。

11感染症対策

(5)エイズその他の感染症

所管課

感染症対策課

3

すべての人に健康と福祉を



根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

目 的

正しい知識の普及啓発活動及び検査・相談業務を行い、エイズ・H I V感染症のまん延予防に努める。
その他の感染症に関しては、感染源・感染経路の探求と、まん延防止に努める。

事業内容

ア H I V検査・H I V感染、エイズ相談

電話や面接による相談は随時受付けている。月に2回、匿名、無料、予約制でH I V及び性感染症の検査を行っている。

イ 積極的疫学調査

感染症発生時には初動チームを編成し、感染拡大の防止に努めるとともに感染症の発生状況・動向及び原因を明らかにするために調査を行う。

実績表

■エイズ相談状況（件）

年度	区分	電話相談				来所相談				検査実施数			
		総数	男	女	不明	総数	男	女	不明	総数	男	女	不明
5		-	-	-	-	389	264	125	-	236	164	72	-
6		34	20	12	2	391	278	109	4	215	156	56	3
7		27	20	7	0	413	310	101	2	214	158	54	2

※ 令和5年度より検査の通年実施を再開。

■その他感染症

主な感染症の発生件数（件）

(各年12月31日現在)

年	区分	総数	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症	エムポックス	レジオネラ症	梅毒	麻しん
5		54	-	-	-	-	21	-	5	28	-
6		82	-	2	-	-	23	-	4	51	2
7		70	-	1	-	-	17	-	6	46	-

1 1 感染症対策 (6)訓練、関係者会議		所管課 感染症対策課	3 すべての人に健康と福祉を
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 足立区感染症予防計画		
目 的 感染症への対応力強化及び関係機関との連携強化を図る。			
事 業 内 容 ア 新興感染症対応訓練 関係機関と協力し、新興感染症発生時を想定した実践的訓練を行っている。 イ コホート検討会※ 結核患者に携わる医療従事者等と、一定期間の結核患者の治療経過をまとめ、成果や課題を話し合い、今後の支援改善につなげる会議を行っている。 ※ 「コホート」とは共通の特性を持つ集団を意味する。 ウ 感染管理認定看護師等（ICN）実務者連絡会 区内医療機関に勤務するICNのネットワークを構築し、定期的に事例検討や知見の共有を行っている。			
実 績 表			
■新興感染症対応訓練			
開催日	主な内容	参加人数	
令和7年 10月25日	【第1部（足立保健所主催）】 ・足立区感染症予防計画に基づく実践型訓練 講義：「足立区感染症予防計画の解説」「ゾーニングの基礎知識」 演習：「グループディスカッション：施設におけるゾーニング」 【第2部（足立区医師会及び区内医療機関主催）】 ・実技：N95マスクのフィットテスト ・総合カンファレンス：「結核の院内発症はなぜ突然発見されるのか？」	71名※	
※ 来場者とWEB参加者の合算			
■コホート検討会（令和7年度）			
開催日	主な内容	参加人数	
令和7年 8月29日	外国出生患者の対応支援について	15名	
令和8年 1月23日	高齢結核患者の対応支援について	21名	
■感染管理認定看護師等（ICN）実務者連絡会（令和7年度）			
開催日	主な内容	参加人数	
令和7年 7月25日	・各医療機関での感染症対策の取り組み ・今後の活動について	8名	
令和8年 2月24日	・各医療機関のICN活動状況について ・災害時に向けて平時から取り組む感染予防対策について	12名	

1 1 感染症対策 (7)健康危機管理		所管課 感染症対策課	3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法、予防接種法			
目 的 「健康危機」とは、医薬品や化学物質、毒物劇物、食中毒、飲料水、感染症、その他の原因により住民の生命・健康が脅かされる事態と定義されている。また、「健康危機管理」とは、このような健康危機の事態に対して行われる健康被害の発生予防、治療など、拡大防止に関する業務である。				
事 業 内 容 ■健康危機管理に関する主な動き				
平成 15 年 1 月	平成 14 年度に世田谷区内の病院で発生した院内感染による死亡事故を受け「院内感染対応マニュアル」を作成			
5 月	S A R S 感染の非常事態に備え「足立区 S A R S に関する健康危機管理調整会議」を開催。医療体制の確保、混乱防止、区民への広報・周知と相談体制等について外部の関係機関や庁内各部との連携強化を図った。			
平成 19 年 11 月	感染症法の改正に伴い「健康危機管理体制の整備と行動計画」改訂版を策定			
平成 21 年 1 月	近隣諸国で拡大しつつある新型のインフルエンザの国内発生に伴う対応策として「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定			
4 月	足立区新型インフルエンザ対策本部を設置するとともに、発熱相談センターを開設（平成 22 年 4 月解散）			
12 月	1 歳から小学 6 年生を対象に、新型インフルエンザワクチン集団接種を実施（全 2 回接種として、2 回目を平成 22 年 1 月に実施）			
平成 23 年 1 月	主に弱毒性対応の初期行動計画に対して、強毒性に対応する「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」改訂版を策定			
平成 24 年 5 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定			
平成 25 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 鳥インフルエンザ（H7N9）対応マニュアル作成			
平成 26 年 5 月	足立区熱中症対策調整会議設置			
9 月	特措法に基づく「足立区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定			
平成 27 年 6 月	足立区デング熱対策調整会議設置 「足立区デング熱等対策行動計画」策定			
平成 28 年 12 月	鳥インフルエンザ（H5N6）対応マニュアル作成 足立区新型インフルエンザ等特定接種（公務員）に関する対応マニュアルの作成			
平成 30 年 3 月	足立区新型インフルエンザ等発生時における住民接種マニュアルを作成			
平成 31 年 4 月	体制強化のため、感染症対策課を新設し、感染症業務を一元化集約			
令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス（covid-19）の発生状況から危機管理部が足立区新型コロナウイルス対策本部を設置。全庁で対策にあたる。			
令和 3 年 1 月	新型コロナウイルスのワクチン接種事業を迅速かつ確実に実施するため、新型コロナウイルスワクチン接種担当部を新設			

5 月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の初回接種を開始。医療従事者等は先行して実施
令和4年1月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の追加接種（3回目接種）を開始
2 月	新型コロナウイルスワクチン小児（5～11歳）初回接種を開始
5 月	新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）を開始（主に高齢者）
9 月	新型コロナウイルスワクチン小児（5～11歳）追加接種（3回目接種）開始 新型コロナウイルスワクチン一般区民の令和4年秋開始接種を開始
10 月	新型コロナウイルスワクチン乳幼児（6か月～4歳）初回接種を開始
令和5年5月	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行 新型コロナウイルスワクチン追加接種（令和5年春開始接種）を開始（主に高齢者）
9 月	新型コロナウイルスワクチン追加接種（令和5年秋開始接種）を開始（初回接種を完了した生後6か月以上の方が対象）
令和6年3月	新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が終了
4 月	感染症法の改正に伴い「足立区感染症予防計画」を策定
令和8年7月 （予定）	「足立区新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定

1 1 感染症対策 (8) 予防接種				所管課		3 すべての人に 健康と福祉を 
				保健予防課		
根拠法令等		予防接種法、予防接種法施行令、予防接種施行規則、予防接種実施規則、予防接種実施要領、足立区定期予防接種費用助成実施要綱、足立区任意予防接種費用助成実施要綱、足立区風しん予防接種費用助成事業実施要綱、足立区予防接種外来実施要綱、足立区麻しん風しん任意予防接種事業実施要綱、足立区予防接種健康被害調査委員会設置要綱、足立区依頼書による定期予防接種ワクチン接種費用助成要綱、足立区風しん抗体検査費用助成事業実施要綱、足立区インフルエンザ任意予防接種実施要綱、男性に対するヒトパピローマウイルスワクチン任意接種実施要綱、おたふくかぜワクチン任意予防接種実施要領、足立区新型コロナワクチン任意予防接種実施要綱、足立区高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種事業実施要綱、足立区带状疱疹ワクチン任意予防接種費用助成事業実施要領、足立区小児インフルエンザ任意接種費用助成事業実施要綱				
目 的 予防接種を行うことで、感染症の発生及びまん延を予防する。						
事 業 内 容 ア 定期予防接種 予防接種法により一定年齢期に受けるもので、BCG、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、B型肝炎、ロタ、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、水痘、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）、インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス、带状疱疹の18種類がある。接種費用は、全額公費負担（無料）で行っている。						
対象者等（小児）（令和7年度）						
	種 類			法律による対象年齢		
1	ロタ			生後6週から24週まで（ロタリックス） 生後6週から32週まで（ロタテック）		
2	小児の肺炎球菌感染症			生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで		
3	ヒブ感染症			生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで		
4	B型肝炎			1歳の誕生日の前日まで		
5	五種混合（DPT-IPV-Hib）	ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ・ヒブ		生後2か月の前日から7歳6か月の前日まで		
6	BCG			1歳の誕生日の前日まで		
7	水痘			1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで		
8	MR	麻しん	1期	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで		
		風しん	2期	5歳から7歳未満で、小学校入学前の1年間		
9	日本脳炎		1期	生後6か月の前日から7歳6か月の前日まで ただし、令和9年3月31日まで経過措置実施中		
			2期	9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで ただし、令和9年3月31日まで経過措置実施中		
10	二種混合（DT）	ジフテリア・破傷風		11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで		
11	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）			小学6年生から高校1年生相当の女性		

対象者等（高齢者）（令和7年度）

	種 類	法律による対象年齢
1	風しん（緊急対策） 5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性
2	インフルエンザ	満65歳以上の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者
3	肺炎球菌感染症	満65歳の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者
4	新型コロナウイルス	満65歳以上の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者
5	帯状疱疹	満65歳の者及び満60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある障害1級の者 ※令和11年度まで経過措置（70、75、80、85、90、95、100歳を対象。7年度のみ101歳以上も対象）あり

※ 風しん第5期は、平成31年4月1日から定期接種となる。なお、令和6年度までの時限措置であったが、ワクチン偏在等の影響により令和9年3月31日まで延長となった。

イ 任意予防接種

現在、予防接種法に定められていない疾病の予防接種や、定期接種で定められた予防接種のうち定められた方法以外で接種したものは、任意予防接種となる。

対象者等（小児）（令和7年度）

	種 類	対象者	助成額	開始年度
1	おたふくかぜ	1歳の誕生日の前日から 2歳の誕生日の前日まで	4,000円	令和5年
2	インフルエンザ	生後6か月の前日から 高校3年生相当まで	不活化ワクチン 3,000円/回 経鼻生ワクチン 6,000円/回	令和6年
3	MR （麻しん風しん）	2歳以上18歳以下で法定接種（合計2回）を打ちそびれている方	全額助成	平成21年
4	ヒトパピローマウイルス 感染症（HPV）	小学6年生から高校1年生相当の 男性	全額助成	令和6年

対象者等（高齢者）（令和7年度）

	種 類	対象者	助成額	開始年度
1	風しん	風しんの抗体価がHI法16倍以下等区の基準に満たない方	風しん 3,000円 麻しん風しん（MR）5,000円 ※自己負担額	令和元年
2	インフルエンザ	年度内に定期接種の対象年齢を迎えるが、接種日時点では定期対象年齢ではない方	全額助成	令和2年
3	新型コロナウイルス	年度内に定期接種の対象年齢を迎えるが、接種日時点では定期対象年齢ではない方	全額助成	令和6年
4	帯状疱疹	50歳以上	不活化ワクチン 10,000円/回 生ワクチン 5,000円/回	令和5年 8月

ウ 風しん抗体検査費用助成事業

令和元年度から、風しん蔓延防止を目的とし、19歳以上の区民を対象に、医療機関への委託による風しん抗体検査費用助成事業を実施している。

エ 予防接種事故者に対する救済措置（予防接種法第15～22条）

予防接種を受けた者の中には、接種の実施にあたって過失等がなくても、極めてまれではあるが、副反応が生じる例がみられる。これらに対して、予防接種法により、救済制度が法制化されている。

(ア) 救済対象予防接種

予防接種法に基づく定期予防接種

(イ) 給付の種類

医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、死亡一時金、葬祭料

オ 予防接種健康被害救済制度に基づく健康被害への対応

新型コロナワクチンの接種を受けたことによる健康被害に関する救済給付の請求に対して、足立区予防接種健康被害調査委員会を開催し、適正かつ円滑に処理する。

カ 予防接種外来

平日に予防接種が困難な区民に対して予防接種の機会を提供することで、接種率の向上を目的とし、毎月第3土曜日（8月及び12月を除く）に足立区医師会館で予防接種外来を実施している。

実 績 表

ア【定期予防接種・小児】

■ロタワクチン予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%
5		4,064	8,692	93.9	92.5	91.4
6		3,865	8,950	100.2	100.4	96.2
7		4,082	9,424	101.5	100.4	96.7

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 令和2年10月1日から定期接種となる。

※ 3回目はロタテック（5価）のみの実施

■ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%	追加分 実施率%
ヒブ	5	4,064	15,699	97.7	96.2	96.2	96.2
	6	3,865	4,741	2.6	12.6	21.3	86.1
	7	4,082	309	0.1	0.0	0.0	7.4
肺炎球菌	5	4,064	15,762	97.7	96.3	96.3	97.5
	6	3,865	15,898	104.1	105.1	103.1	99.0
	7	4,082	16,728	104.5	102.9	102.5	99.8

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 平成25年4月1日から定期接種となる。

■B型肝炎ワクチン予防接種実施状況

年	区分	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%
5		4,064	11,676	97.3	96.4	93.7
6		3,865	11,829	103.6	104.5	98.0
7		4,082	12,394	103.3	102.2	98.1

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 平成28年10月1日から定期接種となる。

■DPT-IPV-Hib(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)五種混合ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%	追加分 実施率%
5	-	-	-	-	-	-
6	3,865	11,043	101.8	92.5	81.9	9.4
7	4,082	16,338	104.0	102.9	102.6	90.8

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 令和~~6~~-8年4月1日から定期接種となる。

■DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)四種混合ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%	追加分 実施率%
5	4,064	16,749	105.8	105.0	106.0	95.3
6	3,865	5,488	2.9	13.5	22.7	102.9
7	4,082	979	0.0	0.1	0.2	23.7

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 四種混合(DPT-IPV)ワクチンは、平成24年11月1日から定期接種となる。

※ 不活化ポリオワクチンの単体での総接種数は、令和5年度が2件、令和6年度が2件、令和7年度が67件となっている。

■水痘ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%
5	4,275	7,691	94.4	85.5
6	4,082	7,451	92.5	90.0
7	4,026	7,676	101.6	89.1

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の1歳児の人口とする。

■MR(麻しん・風しん混合)ワクチン予防接種実施状況

区分 年度		対象者数	接種数	実施率%
1 期	5	4,275	4,010	93.8
	6	4,082	3,700	90.6
	7	4,026	4,127	102.5
2 期	5	4,772	4,239	88.8
	6	4,679	4,129	88.2
	7	4,332	3,853	88.9

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の1期は1歳児、2期は5歳児の人口とする。

■日本脳炎ワクチン予防接種実施状況

区分		対象者数	総接種数	1 回目 実施率%	2 回目 実施率%	追加分 実施率%
年度						
1 期	5	4, 313	12, 343	95. 8	90. 4	100. 0
	6	4, 226	12, 044	95. 1	95. 4	94. 5
	7	4, 193	10, 923	90. 3	86. 9	83. 3
2 期	5	5, 158	4, 374	84. 8		
	6	5, 159	5, 632	109. 2		
	7	5, 085	4, 181	103. 8		

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の1期は3歳児、2期は9歳児の人口とする。

■DT（ジフテリア・破傷風）二種混合ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	接種数	実施率%
5	5,389	3,133	58.1
6	5,330	3,677	69.0
7	5,196	3,293	63.4

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の11歳児の人口とする。

■（女性）ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%
5	2,670	3,074	55.1	37.5	22.5
6	2,658	4,114	73.2	58.2	23.3
7	2,650	3,814	69.3	55.9	18.6

※ 対象者数は、該当年度の4月1日現在の中学1年相当の年齢の女子の人口とする。

イ【定期予防接種・高齢者】

■高齢者インフルエンザワクチン予防接種実施状況

年度	年齢	対象者数	接種数	実施率%
5		171,567	106,606	62.1
6		171,590	101,003	58.9
7		172,304	105,355	61.1
内訳	65歳以上	171,904	105,149	61.2
	60～65歳未満	400	206	51.5

※ 対象者数は、該当年度中の予診票発行数とする。

■高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種実施状況

年度	年齢	対象者数	接種数	実施率%
5		27,436	8,466	30.9
6		89,549	15,616	17.4
7		7,735	1,729	22.3
内訳	66歳以上（任意）	—	—	—
	65歳（定期）	7,408	1,706	23.0
	60～65歳未満（定期）	327	23	7.0

※ 対象者数は、該当年度中の予診票発行数とする。

※ 令和6年度のみ66歳以上の未接種者を対象に任意接種（全額補助）を実施。

■風しん第5期（緊急対策）実施状況

区分 年度	対象者数 (平成31年4月1日時点)	送付数 (該当年度中)	総実施者数	抗体検査数	予防接種者数 (低抗体者数)
5	95,373	73,939	1,878	1,557	321
6		72,638	1,187	1,004	183
7	—	—	10	—	10

※ 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性が対象。

※ 令和7年度の対象は、該当生年月日の方かつ令和6年度末までに抗体検査を実施し、抗体価が基準値より低い方が対象であり、対象者の特定が難しいため一斉発送は実施せず。

※ 【6年度送付者数】未実施者への勧奨通知の合計発行数

※ 平成31年4月1日から令和6年度までの時限措置であったが、ワクチン偏在等の影響により令和9年3月31日まで延長となった。

■高齢者新型コロナワクチン予防接種実施状況

年度	年齢	対象者数	接種数			実施率%
			総数	定期	任意	
5		—	—	—	—	—
6		173,630	66,790	66,274	516	38.5
7		173,539	59,882	59,378	504	34.5
内訳	65歳以上	173,114	59,772	59,272	500	34.5
	60～65歳未満	425	110	106	4	25.8

※ 令和6年10月1日から定期接種を実施。

■帯状疱疹ワクチン定期予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%
5		—	—	—	—
6		—	—	—	—
7		36,415	26,926	39.5	34.5

※ 令和7年4月1日から事業を開始

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の対象年齢者の人口とする。

ウ【任意予防接種・小児】

■おたふくかぜ任意予防接種実施状況

年度	対象者数	接種数	実施率%
5	4,275	3,191	74.6
6	4,082	3,651	89.4
7	4,026	3,654	90.7

※ 令和5年4月1日から事業を開始

■小児インフルエンザ予防接種実施状況

(生後6か月～12歳)

年度	対象者数	総接種数	1回目 接種数	2回目 接種数	実施率%
5	—	—	—	—	—
6	60,670	46,285	24,424	21,861	40.3
7	59,607	45,029	27,641	17,388	46.4

※ 令和6年10月1日から事業を開始。1年の上限2回まで。(経鼻ワクチンの場合は1回)

※ 接種率は1回目の接種数により算出。

(13歳～高校3年生相当)

年度	対象者数	接種数	実施率%
5	—	—	—
6	30,883	7,544	24.4
7	30,852	8,641	28.0

※ 令和6年10月1日から事業を開始。1年の上限1回まで。

■MR（麻しん風しん）任意予防接種実施状況

年度	5	6	7
接種数	175	162	91

※ 定期のMRワクチンを打ちそびれた2歳～18歳の方が対象

■（男性）ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチン任意予防接種実施状況

年度	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%
5	—	—	—	—	—
6	13,960	2,305	6.8	5.7	3.9
7	13,819	1,580	3.9	3.8	3.6

※ 対象者は、該当年後の勸奨はがき発送者数とする。

※ 令和6年4月1日から事業を開始。

エ【任意予防接種・高齢者】

■風しん任意予防接種実施状況

年度	5	6	7
接種数	1,226	1,055	962

※ 19歳以上の方で、風しんの抗体価が基準値（HI法1.6倍等）以下の方が対象

■高齢者インフルエンザワクチン任意予防接種実施状況

年度	年齢	対象者数	接種数	実施率%
5		1,867	1,237	66.3
6		2,235	1,030	46.1
7		2,387	1,281	53.7
内訳	65歳以上	2,367	1,272	53.7
	60～65歳未満	20	9	45.0

※ 対象者数は、該当年度中の予診票発行数とする。

■带状疱疹ワクチン任意予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種数	1回目 実施率%	2回目 実施率%
5	315,245	13,143	2.5	1.7
6	319,446	8,215	1.2	1.3
7	322,406	5,903	0.9	0.9

※ 令和5年8月1日から事業を開始

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の50歳以上の人口とする。

オ【風しん抗体検査実施状況】

年度	5	6	7
実施数	1,142	963	897

※ 19歳以上の方が対象

カ【予防接種事故者に対する給付実施人数】

年度	5	6	7
障害年金	3	2	2
医療費、医療手当	22	9	10
死亡一時金	1	1	0
葬祭料	1	1	0

※ 新型コロナワクチン接種に伴う給付も含む

キ【足立区予防接種健康被害調査委員会の開催数及び東京都への請求書類などの進達数】

区分 年度	回数 (回)	進達数 (件)
5	4	10
6	3	8
7	3	5

ク【予防接種外来利用者数】

年度	5	6	7
利用者数	51	77	54

12 難病対策		所管課	3 すべての人に健康と福祉を 						
		保健予防課							
根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律、東京都在宅難病患者訪問診療事業実施要綱、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則、足立区難病訪問指導事業実施要綱								
目 的 難病は効果的な治療方法が現在のところ確立されておらず、予後不良の慢性的経過を呈し、患者やその家族の精神的、経済的負担は大きい。 東京都や区がさまざまな支援事業を行い患者やその家族の負担軽減を目的としている。 事 業 内 容 ア 難病訪問診療事業 専門医、地域の医師、保健師等が合同で定期的に訪問、検討会を行い、在宅医療への支援を行っている。 また、医療機関職員の資質向上を目的に難病研修を開催している。 イ 医療機器貸与事業 東京都と区が難病患者の在宅療養環境の充実と、安定した療養生活の確保を目的とし実施している。 ウ 難病訪問指導事業 要支援難病患者とその家族に対して、各保健センター等の保健師や委託契約をしている看護師、理学療法士が訪問し、療養指導と日常生活援助を行い、在宅療養の支援をしている。 エ 患者・家族会の育成支援 パーキンソン病の患者・家族会が竹の塚保健センターを中心に活動している。保健師による支援により、学習、情報交換、交流等の活動を通じ、お互いに支えあい安定した療養の継続を目指している。 <table><tr><th>グループ名</th><th colspan="2">活 動 内 容</th></tr><tr><td>パーキンソン病交流会</td><td>パーキンソン病についての学習や情報交換、悩みや疑問を話し合いながら交流を深めている。 令和5年度は8回開催、令和6年度は7回開催、令和7年度は5回開催</td><td>竹の塚</td></tr></table> オ 普及・啓発 広く一般区民を対象として、難病に対する最新知識の普及・啓発を行うため、各種講演会等を開催している。 カ 保健師などによる相談 療養生活への不安等を軽減するために、必要に応じて保健師による所内相談、家庭訪問等を随時行っている。				グループ名	活 動 内 容		パーキンソン病交流会	パーキンソン病についての学習や情報交換、悩みや疑問を話し合いながら交流を深めている。 令和5年度は8回開催、令和6年度は7回開催、令和7年度は5回開催	竹の塚
グループ名	活 動 内 容								
パーキンソン病交流会	パーキンソン病についての学習や情報交換、悩みや疑問を話し合いながら交流を深めている。 令和5年度は8回開催、令和6年度は7回開催、令和7年度は5回開催	竹の塚							

実 績 表

■難病訪問診療実施状況

年度	回数	延訪問数	事例検討 延参加者数
5	11	27	89
6	8	23	105
7	8	19	44

■講演会実施状況

年度	回数	参加機関数	参加者数
5	6	42	68
6	1	19	23
7	1	9	42

■医療機器貸与実施状況（件）

吸入器	吸引器	疾病名および医療機器貸与数
-	1	進行性筋ジストロフィー 1

■訪問指導実績

年度 \ 区分		指導件数	保健所実施		委託分	
			実人員	延人員	実人員	延人員
5		92	16	33	4	59
6		87	17	24	4	63
7		93	21	31	3	62
内 訳	中 央 本 町	8	6	8	0	0
	竹 の 塚	58	5	8	2	50
	江 北	3	3	3	0	0
	千 住	14	1	2	1	12
	東 部	10	6	10	0	0

■難病研修開催状況

年度 \ 区分		参加数	テーマ
5		84	
6		89	
7		91	内訳は以下のとおり
内 訳	中 央 本 町	38	「口腔機能の正常発達を知る～障がいに気づき支援するために～」
	竹 の 塚	10	支援者が知りたいパーキンソン病の症状が与える影響と対策、日常生活支援
	江 北	5	「慢性疾病を抱える子どもと家族の支援」
	千 住	26	在宅人工呼吸器使用者等の災害対策を考える～平常時から のネットワークの構築に向けて～
	東 部	12	支援者が知りたいパーキンソン病

■都・国疾病一覧

区分	総数	球脊髄性筋萎縮症	筋萎縮性側索硬化症	脊髄性筋萎縮症	原発性側索硬化症	進行性核上性麻痺	パーキンソン病	大脳皮質基底核変性症	ハンチントン病	神経有棘赤血球症	シャルコー・マリイ・トゥース病	重症筋無力症	先天性筋無力症候群	多発性硬化症／視神経脊髄炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多果性運動ニューロパチー	封入体筋炎	クロウ・深瀬症候群	多系統萎縮症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	ライソゾーム病	副腎白質ジストロフィー	ミトコンドリア病	もやもや病	ブリーオン病	亜急性硬化性全脳炎
6	11,437	7	74	7	1	76	922	21	4	-	8	231	-	197	46	7	3	60	136	9	2	10	114	4	-
7	10,988	7	69	7	3	80	858	24	3	-	8	202	-	184	43	9	2	45	132	7	4	6	101	2	-

区分	全身性エリテマトーデス	原発性抗リン脂質抗体症候群	パージヤール病	悪性関節リウマチ	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症	顕微鏡的多発血管炎	結節性多発動脈炎	巨細胞性動脈炎	高安動脈炎	中毒性表皮壊死症	ステイヴンス・ジョンソン症候群	膿疱性乾癬（汎発型）	表皮水疱症	天疱瘡	神経線維腫症	シュワルツ・ヤンベル症候群	自己食食空胞性ミオパチー	ベスレムミオパチー	遠位型ミオパチー	ウルリッヒ病	全身性アミロイドーシス	特発性基底核石灰化症	HTLV-1関連脊髄症	進行性多果性白質脳症
6	-	-	-	-	62	29	93	34	21	27	-	1	17	2	24	43	-	-	-	-	-	53	1	4	-
7	643	3	14	44	60	32	104	26	21	25	1	-	15	-	20	35	-	-	-	-	-	75	2	4	1

区分	下垂体性PRL分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症	下垂体性ADH分泌異常症	特発性大腿骨頭壊死症	広範脊柱管狭窄症	後縦靱帯骨化症	黄色靱帯骨化症	多発性嚢胞腎	IgA腎症	原発性免疫不全症候群	血栓性血小板減少性紫斑病	免疫性血小板減少症	発作性夜間ヘモグロビン尿症	自己免疫性溶血性貧血	再生不良性貧血	拘束型心筋症	肥大型心筋症	特発性拡張型心筋症	ベーチエツト病	再発性多発軟骨炎	成人発症スチル病	シェーグレン症候群	混合性結合組織病	全身性強皮症	皮膚筋炎／多発性筋炎
6	27	-	47	185	32	250	45	119	130	19	4	104	9	12	47	-	36	115	126	10	68	219	75	224	194
7	18	1	39	176	31	215	56	113	108	17	2	98	12	14	51	-	48	112	131	10	53	204	77	228	176

区分	慢性特発性偽性腸閉塞症	好酸球性消化管疾患	潰瘍性大腸炎	クローン病	自己免疫性肝炎	原発性硬化性胆管炎	原発性胆汁性胆管炎	特発性門脈圧亢進症	バッド・キアリ症候群	網膜色素変性症	リンパ脈管筋腫症	慢性血栓性血小板減少性紫斑病	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	肺動脈性肺高血圧症	特発性間質性肺炎	サルコイドーシス	アジソン病	先天性副腎低形成症	先天性副腎皮質酵素欠損症	甲状腺ホルモン不応症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	下垂体前葉機能低下症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	クッシング病
6	1	8	1,275	441	103	9	132	7	4	159	13	36	-	48	146	118	3	-	7	2	3	122	36	1	15
7	1	11	1,191	395	82	9	132	7	3	143	13	33	40	156	117	4	8	-	8	1	3	132	25	-	14

区分	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	脳表ヘモジデリン沈着症	神経フェリチン症	遺伝性ジストニア	アイザックス症候群	脊髄髄膜瘤	脊髄空洞症	アトピー性脊髄炎	遺伝性周期性四肢麻痺	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	筋ジストロフィー	マリネスコ・シェークレン症候群	先天性ミオパチー	ブラウ症候群	非典型型溶血性尿毒症症候群	TNF受容体関連周期性症候群	若年性特発性関節炎	クリオピリン関連周期性熱症候群	チャージ症候群	コステロ症候群	CFC症候群	ルビンシュタイン・ティビ症候群	腸管神経節細胞減少症	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
6	1	-	1	-	-	3	2	1	-	1	-	42	-	-	4	-	2	13	1	1	-	-	-	-	-
7	1	-	3	-	-	1	1	1	-	3	-	44	-	1	1	-	2	11	2	2	-	-	-	-	-

Ⅱ各説 第2章 保健予防

区分	年度	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	早期ミオクロニー脳症	大田原症候群	ウエスト症候群	レノックス・ガストー症候群	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	ミオクロニー欠伸てんかん	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	ドラベ症候群	先天性大脳白質形成不全症	神経細胞移動異常症	限局性皮質異常形成	片側巨脳症	アイカルデー症候群	中隔視神経形成異常症・ドモルシア症候群	メビウス症候群	先天性核上性球麻痺	アレキサンダー病	先天性無痛無汗症	痙攣重積型（二相性）急性脳症	ピッカースタッフ脳幹脳炎	前頭側頭葉変性症	ベリー症候群	神経軸索スフェアロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	12	-
6	7	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	2	-	13	-	-

区分	年度	コフィン・ローリー症候群	ウィーバー症候群	那須・ハコラ病	VATER症候群	低ホスファターゼ症	ウィルソン病	オキシビタル・ホーン症候群	メンケス病	エーラス・ダンロス症候群	マルファン症候群	弾性線維性仮性黄色腫	肥厚性皮膚骨膜炎	眼皮膚白皮症	特発性後天性全身性無汗症	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	家族性良性慢性天疱瘡	先天性魚鱗癬	色素性乾皮症	結節性硬化症	スタージ・ウェーバー症候群	レット症候群	ランドウ・クレフナー症候群	睡眠時無呼吸症候群を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	PCDH19関連症候群	ラスムッセン脳炎	環状20番染色体症候群
6	-	-	-	-	-	-	14	-	-	4	20	2	-	-	2	20	3	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	9	-	-	10	17	2	-	2	1	20	4	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	年度	アンジェルマン症候群	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	5p欠失症候群	4p欠失症候群	1p36欠失症候群	ヤング・シンブソン症候群	ヌーナン症候群	ソトス症候群	ブラダー・ウィリ症候群	コケイン症候群	ウエルナー症候群	鯉耳腎症候群	無脾症候群	多脾症候群	歌舞伎症候群	ロスマンド・トムソン症候群	コフィン・シリス症候群	アントレー・ピクスラー症候群	ファイファー症候群	アペール症候群	クルーゾン症候群	ATRX症候群	ウィリアムズ症候群	モワット・ウィルソン症候群	ジュベール症候群関連疾患
		-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	6	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	7	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

区分	年度	間質性膀胱炎（ハンナ型）	先天性腎性尿崩症	紫斑病性腎炎	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	一次性ネフローゼ症候群	抗糸球体基底膜腎炎	急速進行性糸球体腎炎	ギヤロウェイ・モワット症候群	アルポート症候群	エプスタイン病	両大血管右室起始症	フアロー四徴症	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	三尖弁閉鎖症	左心低形成症候群	単心室症	完全大血管転位症	修正大血管転位症	総動脈幹遺残症	脆弱X症候群	脆弱X症候群関連疾患	エマヌエル症候群	22q11.2欠失症候群	スミス・マギニス症候群
6	-	1	-	7	5	145	1	5	-	1	1	2	10	-	2	-	-	1	8	4	-	-	-	-	1	-
7	-	7	2	8	5	131	4	6	-	2	1	3	9	-	5	-	1	1	7	2	-	-	-	-	1	-

区分	年度	グルコーストランスポーター1欠損症	インソ吉草酸血症	メチルマロン酸血症	プロピオン酸血症	メーブルシロップ尿症	高チロシン血症3型	高チロシン血症2型	高チロシン血症1型	フェニルケトン尿症	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	副腎皮質刺激ホルモン不応症	偽性副甲状腺機能低下症	副甲状腺機能低下症	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）	ウォルフラム症候群	カーニー複合	α1-アンチトリプシン欠乏症	肺胞低換気症候群	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	閉塞性細気管支炎	オスラー病
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	9
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	11

区分	年度	助骨異常を伴う先天性側弯症	進行性骨化性線維異形成症	強直性脊椎炎	慢性再発性多発性骨髄炎	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	中條・西村症候群	高IgD症候群	家族性地中海熱	脂肪萎縮症	無βリポタンパク血症	脳髄黄色腫症	原発性高カイロミクロン血症	タンジール病	シトステロール血症	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	ガラクトースーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	肝型糖原病	筋型糖原病	複合カルボキシラーゼ欠損症	ポリフィリン症	先天性葉酸吸収不全	リジン尿性蛋白不耐症	尿素サイクル異常症	グルタル酸血症2型	グルタル酸血症1型
6	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	1	-	-	5	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-

区分	年度	遺伝性膝炎	アラジール症候群	胆道閉鎖症	乳幼児肝巨大血管腫	先天性横隔膜ヘルニア	総排泄腔遺残	総排泄腔外反症	ヒルシスブルング病（全結腸型又は小腸型）	非特異性多発性小腸潰瘍症	クロンカイト・カナダ症候群	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	エプスタイン症候群	遺伝性鉄芽球性貧血	ファンconi貧血	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	後天性赤芽球病	先天性赤血球形成異常性貧血	クリッペル・トレノネー・ウエーパ―症候群	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	巨大静脈奇形（頸部顔面病変）	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	リンパ管腫症／ゴーハム病	軟骨無形成症	タナトフォリック骨異形成症	骨形成不全症
6	-	1	-	8	-	-	2	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	1	5
7	-	1	-	12	-	-	2	-	-	-	1	11	-	2	-	-	-	-	4	1	1	2	1	1	6	6

区分	年度	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	β-ケトチオラーゼ欠損症	非ケトーシス型高グリシン血症	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	セピアアブリン還元酵素（SR）欠損症	シトリン欠損症	三頭酵素欠損症	カルニチン回路異常症	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	左肺動脈右肺動脈起始症	先天性肺静脈狭窄症	先天性僧帽弁狭窄症	先天性三尖弁狭窄症	先天性異常症候群	進行性ミオクロノステんかん	進行性白質脳症	カナパン病	好酸球性副鼻腔炎	遅発性内リンパ水腫	若年発症型両側性感音難聴	アッシャー症候群	レーベル遺伝性視神経症	黄斑ジストロフィー	IgG4関連疾患	囊胞性線維症
6	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	196	2	2	2	-	8	34	-
7	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	217	2	1	1	2	9	36	-

区分	年度	悪性高血圧	ロウ症候群	出血性線溶異常症	原発性肝外門脈閉塞症	乳児発症STING関連血管炎	極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	PURAN関連神経発達異常症	LMNB1関連大脳白質脳症	TRPV4異常症	繊維毛機能不全症候群（カルタナグー症候群を含む）	MECP2重複症候群	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	ホモシスチン尿症	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	ネフロノ癆	脳クレアチン欠乏症候群	ハッチンソン・ギルフォード症候群	膠様滴状角膜ジストロフィー	特発性多中心性キャッスルマン病	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	無虹彩症	前眼部形成異常	特発性血栓性（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	大理石骨病	遺伝性自己炎症疾患	メチルグルタコン酸尿症
6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	16	-	4	-	1	-	-	-
7	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	5	1	-	-	-	-	-	-	-	20	-	7	-	1	-	-	-

区分	年度	重度肝硬変	肝がん	C型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療	B・C型ウイルス肝炎インターフェロン治療	スモン	人工透析を必要とする腎不全	先天性血液凝固因子欠乏症	網膜脈絡膜萎縮症	遺伝性QT延長症候群	びまん性汎細気管支炎	古典的特発性好酸球増多症候群	肝内結石症	母斑症	原発性骨髄線維症
6	-	-	11	43	387	3	3	2,300	62	-	3	3	3	6	2	10
7	-	-	9	43	399	2	2	2,252	56	1	3	4	3	2	1	13

※ 疾病名は令和8年3月31日現在

13精神保健福祉

(1)精神保健福祉に関する連絡会等

所管課

中央本町地域・保健総合支援課

3

すべての人に健康と福祉を



10

人や国の不平等をなくそう



根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第89条の3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第46条
保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

目的

区内の精神障がい者の地域保健福祉向上のため、関係職員と協働で取り組み、知識の習得、技術向上、連携の強化を図る。

事業内容

ア

足立区地域自立支援協議会精神医療部会
精神障がい者の支援に関する連携及び調整

イ

足立区精神保健福祉情報ネットワーク連絡会
区内関係機関と情報交換・学習会等を年に2回程度開催

ウ

地域精神ケア会議
地域における複雑困難事例や保健センター等のデイケア等の利用に関し、精神科医師の助言のもと評価等を行う。

開始時期

ア

平成30年度

イ

平成3年度

ウ

平成20年度

実績表

■足立区地域自立支援協議会精神医療部会実施状況（令和7年度）

開催日	主な内容	参加数
令和7年 7月29日	・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係るワーキンググループの活動計画 ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係るワーキンググループの活動状況について	委員13名
令和7年 12月19日	・「精神障害にも対応した地域包括システムの構築」に係るワーキンググループの活動状況について ・来年度の「精神障害にも対応した地域包括システムの構築」に係るワーキンググループの意見等について	委員13名

■足立区精神保健福祉情報ネットワーク連絡会実施状況（令和7年度）

開催日	主な内容	参加数
令和7年 6月13日	・足立区での「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について ・意見交換等	41団体 43人
令和7年 11月5日	「オープンダイアログ」について 講師：ゆうりんクリニック 森川 すいめい氏	42団体 57人
参加関係機関	就労支援施設、グループホーム、地域活動支援センター、相談支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、家族会、ピアサポーター、ボランティア団体、更生施設、居宅介護支援事業所、東京都立精神保健福祉センター、福祉部障がい援護課、各保健センター等	

■地域精神ケア会議実施状況（令和7年度）

実施場所	回数	検討ケース 件数	参加者数	参加関係機関
中央本町	12	26	111	医療機関、都立精神保健福祉センター、地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、児童相談所、各福祉課等
竹 の 塚	12	36	131	
江 北	11	16	69	
千 住	12	19	82	
東 部	12	20	47	

13 精神保健福祉 (2)精神保健福祉の推進		所管課 中央本町地域・保健総合支援課	3 すべての人に健康と福祉を 	10 人や国の不平等をなくそう 
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法） 第46条、第47条 地域保健法 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領			
目的 当事者やその家族を支援し、精神障がい者の社会参加を促進する。				
事業内容 ア 精神保健相談 [昭和47年 開始] こころの健康問題や不登校・ひきこもり等の思春期特有の相談について精神科医師と保健師が面接や家庭訪問を行い、専門的助言や指導を行う。 イ 健康教育 [昭和46年 開始] 地域住民や患者家族、関係者等を対象に、精神保健福祉に関する様々な問題について健康教育を実施し、こころの健康及び精神障がいに関する啓発・広報活動を実施している。 ウ 思春期保健事業 [平成8年 開始] 精神科医師による精神保健相談の他、個別相談・家族教室・ネットワーク連絡会・健康教育を実施している。 エ デイケア [昭和51年 開始] 精神障がいや思春期の問題を抱える人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活訓練の場として実施している。主な内容は社会生活技能訓練（ロールプレイング等）や作業療法（料理、作品制作等）などである。 オ アルコール関連問題事業 [昭和57年 開始] アルコール依存症患者や家族に対し、アルコール専門医も参加してグループワークを主体とした相談事業を中央本町地域・保健総合支援課で実施している。また、関係機関とアルコール関連問題事例の問題解決と職員の技能向上及び関係機関との連携強化のためネットワーク連絡会にて講演会や事例検討会を開催している。 カ 家庭訪問等 [昭和12年 開始] 保健師は、医療が必要な精神障がい者を医療機関へ繋げたり、社会復帰支援に関して主治医や家庭等と連絡を取りながら、家庭訪問・所内面接・電話相談・同行受診・関係機関連絡などの方法で支援を行っている。 キ グループ支援 [昭和44年 開始] 精神障がい者の当事者グループや家族が集う家族会に対して、学習や情報交換や交流を保健師等が支援している。 ク 地域の人材育成 [平成14年 開始] 区内の精神保健福祉に関わる関係機関の新人職員を対象に、関係機関の協力を得て新人研修を行っている。 ケ 足立区こころの健康フェスティバル [平成8年度 開始] 精神障がい者の社会参加、一般区民の理解促進を目的に、講演会や精神障がい者の活動発表を、実行委員会と共催にて実施している。				

実 績 表

■精神保健相談実施状況

年度 \ 区分		一般（うつ含む）		思春期	
		回数	相談件数	回数	相談件数
5		80	184	6	10
6		69	142	6	8
7		69	154	6	10
実施機関	中央本町	12	33	－	－
	竹の塚	22	48	6	10
	江北	12	28	－	－
	千住	11	14	－	－
	東部	12	31	－	－

■精神保健福祉に関する健康教育実施状況（令和7年度）

対象	実施機関	参加者数	テーマ
一般区民	中央本町	32	精神保健講演会「統合失調症の症状と治療」
	竹の塚	23	精神障がい者家族・当事者向け健康教室「家族・大切な人との関係性」
		19	精神保健教室「ゲーム依存」
関係者	江北	33	家族のためのお金の講座～精神障がいのある人の親なきあとを考える～
		13	管内ネットワーク連絡会「セルフネグレクト～保清への支援を考える～」
一般区民	千住	32	精神保健講演会「睡眠で変わるこころの健康」
		20	うつ病家族教室「不安なこころとの付き合い方～うつ病について知っておきたいこと～」

※ 小・中学校での「SOS の出し方教育」については、『14 自殺対策』参照

■思春期ネットワーク連絡会開催状況（令和7年度）

対象	実施機関	参加者数	テーマ
関係者	中央本町	57	第1回 児童生徒の「死にたい」にどうこたえるか 第2回 希死念慮のある生徒への支援
	竹の塚	28	児童・思春期の不登校～見立てと支援について～
	江北	37	思春期のやせについて考える
	千住	30	第1回 活動報告・グループワーク 第2回 講演会「自殺・自傷から子どもを守る」
	東部	17	思春期の問題行動（過量服薬・リストカット等）と支援方法について

■デイケア実施状況（竹の塚保健センターにて実施）

区分 年度	回 数	参加者数		個別 面接 回数	保護者会		見学者への 対応回数	
		実人数	延人数		回 数	人 数	本人・ 家族	その他
5	98	22	328	102	2	8	16	12
6	96	17	361	81	2	4	8	6
7	98	21	339	47	2	4	10	6

■デイケア退所者のその後の状況（人）

区分 年度	総 数	就 労	家 事 業	進 学	作業所	入 院	中 断	その他
5	5	-	-	-	1	-	1	3
6	3	-	-	1	1	-	-	1
7	5	1	-	1	-	-	1	2

■アルコール関連問題相談実施状況（中央本町地域・保健総合支援課にて実施）

区分 年度	ミーティング		個別相談	
	回数	参加者数	回数	相談件数
5	12	106	6	6
6	12	60	7	7
7	11	55	7	7

■アルコール関連問題ネットワーク連絡会講演会開催状況

区分 年度	テ ー マ	参加者数	参加関係機関
5	「減酒」をめぐる問題	26	医療機関、就労支援施設、更生施設、断酒会、地域包括支援センター、各保健センター等
6	依存症の理解と関わり方	41	
7	アルコール依存症の理解と実践的関わり方	32	

■精神保健福祉に関する家庭訪問件数

年度	総数	認知症等 高齢特有	社会 復帰	依存症	児童・ 思春期	心の健康 づくり	摂食 障がい	てん かん	一般 精神	その他
5	1,965	62 (3.2%)	221 (11.2%)	55 (2.8%)	25 (1.3%)	66 (3.4%)	9 (0.5%)	40 (2.0%)	1,353 (68.9%)	134 (6.8%)
6	2,210	30 (1.4%)	178 (8.1%)	57 (2.6%)	19 (0.9%)	55 (2.5%)	5 (0.2%)	34 (1.5%)	1,645 (74.3%)	187 (8.5%)
7	2,510	63 (2.5%)	202 (8.0%)	69 (2.8%)	39 (1.6%)	44 (1.8%)	3 (0.1%)	25 (1.0%)	1,838 (73.2%)	227 (9.0%)